

平成 2 9 年第 4 回定例会

東 吾 妻 町 議 会 会 議 録

平成 2 9 年 1 2 月 5 日 開会

平成 2 9 年 1 2 月 1 4 日 閉会

東 吾 妻 町 議 会

平成29年東吾妻町議会第4回定例会会議録目次

第 1 号 (12月5日)

○議事日程	1
○本日の会議に付した事件	2
○出席議員	2
○欠席議員	2
○地方自治法第121条第1項の規定により説明のため出席した者の職氏名	2
○職務のため出席した者	3
○議長挨拶	4
○町長挨拶	4
○開会及び開議の宣告	5
○議事日程の報告	5
○会議録署名議員の指名	6
○会期の決定	6
○諸般の報告	7
○議員派遣の件について	7
○議案第7号～議案第9号の一括上程、説明、議案調査	9
○議案第10号の上程、説明、議案調査	12
○議案第11号の上程、説明、議案調査	13
○議案第12号及び議案第13号の一括上程、説明、議案調査	13
○議案第14号の上程、説明、議案調査	15
○議案第15号の上程、説明、議案調査	17
○議案第16号の上程、説明、議案調査	18
○議案第17号の上程、説明、議案調査	19
○議案第18号～議案第20号の一括上程、説明、議案調査	21
○議案第21号及び議案第22号の一括上程、説明、議案調査	22
○議案第1号の上程、説明、議案調査	24
○議案第2号の上程、説明、議案調査	31
○議案第3号の上程、説明、議案調査	32

○議案第４号の上程、説明、議案調査	33
○議案第５号の上程、説明、議案調査	34
○議案第６号の上程、説明、議案調査	35
○議案第２３号の上程、説明、議案調査	36
○議案第２４号の上程、説明、議案調査	38
○散会の宣告	39

第 2 号 （12月13日）

○議事日程	41
○本日の会議に付した事件	42
○出席議員	42
○欠席議員	42
○地方自治法第１２１条第１項の規定により説明のため出席した者の職氏名	42
○職務のため出席した者	43
○開議の宣告	44
○議事日程の報告	44
○議案第７号～議案第９号の質疑、自由討議、討論、採決	44
○議案第１０号の質疑、自由討議、討論、採決	56
○議案第１１号の質疑、自由討議、討論、採決	57
○議案第１２号及び議案第１３号の質疑、自由討議、討論、採決	57
○議案第１５号の質疑、自由討議、討論、採決	58
○議案第１４号の質疑、自由討議、討論、採決	61
○議案第１６号の質疑、自由討議、討論、採決	74
○議案第１７号の質疑、自由討議、討論、採決	75
○議案第１８号～議案第２０号の質疑、自由討議、討論、採決	97
○議案第２１号及び議案第２２号の質疑、自由討議、討論、採決	98
○議案第１号の質疑、自由討議、討論、採決	99
○議案第２号の質疑、自由討議、討論、採決	102
○議案第３号の質疑、自由討議、討論、採決	103
○議案第４号の質疑、自由討議、討論、採決	104

○議案第 5 号の質疑、自由討議、討論、採決	104
○議案第 6 号の質疑、自由討議、討論、採決	105
○議案第 2 3 号の質疑、自由討議、討論、採決	106
○議案第 2 4 号の質疑、自由討議、討論、採決	106
○委員会報告について	107
○閉会中の継続審査（調査）事件について	112
○町政一般質問	112
根 津 光 儀 君	113
青 柳 はるみ 君	120
樹 下 啓 示 君	124
○延会について	127
○延会の宣告	127

第 3 号 （12月14日）

○議事日程	129
○本日の会議に付した事件	129
○出席議員	129
○欠席議員	129
○地方自治法第 1 2 1 条第 1 項の規定により説明のため出席した者の職氏名	129
○職務のため出席した者	130
○開議の宣告	131
○議事日程の報告	131
○町政一般質問	131
須 崎 幸 一 君	131
金 澤 敏 君	136
重 野 能 之 君	138
○町長挨拶	145
○議長挨拶	145
○閉会の宣告	146
○署名議員	147

平成29年12月 5 日（火曜日）

（第 1 号）

平成29年東吾妻町議会第4回定例会

議 事 日 程（第1号）

平成29年12月5日（火）午前10時開会

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 会期の決定
- 第 3 諸般の報告
- 第 4 議員派遣の件について
- 第 5 議案第 7 号 議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する
条例について
- 第 6 議案第 8 号 東吾妻町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一
部を改正する条例について
- 第 7 議案第 9 号 東吾妻町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例について
- 第 8 議案第10号 東吾妻町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例につい
て
- 第 9 議案第11号 東吾妻町特別職の職員で非常勤のもの及び各種委員会の委員の報酬及
び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について
- 第10 議案第12号 東吾妻町道路占用料徴収条例の一部を改正する条例について
- 第11 議案第13号 東吾妻町公共物使用等に関する条例の一部を改正する条例について
- 第12 議案第14号 東吾妻町立学校給食費徴収条例の全部を改正する条例について
- 第13 議案第15号 東吾妻町立認定こども園条例について
- 第14 議案第16号 東吾妻町保育所の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例に
ついて
- 第15 議案第17号 東吾妻町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担等
に関する条例について
- 第16 議案第18号 東吾妻町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定め
る条例の一部を改正する条例について
- 第17 議案第19号 東吾妻町立学校通学問題審議会条例の一部を改正する条例について
- 第18 議案第20号 東吾妻町立学校給食センター設置条例の一部を改正する条例について

第 19 議案第 21 号 東吾妻町体育施設設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について

第 20 議案第 22 号 東吾妻町体育施設使用料条例の一部を改正する条例について

第 21 議案第 1 号 平成 29 年度東吾妻町一般会計補正予算（第 5 号）

第 22 議案第 2 号 平成 29 年度東吾妻町国民健康保険特別会計補正予算（第 3 号）

第 23 議案第 3 号 平成 29 年度東吾妻町介護保険特別会計補正予算（第 2 号）

第 24 議案第 4 号 平成 29 年度東吾妻町下水道事業特別会計補正予算（第 2 号）

第 25 議案第 5 号 平成 29 年度東吾妻町簡易水道特別会計補正予算（第 2 号）

第 26 議案第 6 号 平成 29 年度東吾妻町水道事業会計補正予算（第 1 号）

第 27 議案第 23 号 訴えの提起について

第 28 議案第 24 号 工事委託契約の変更締結について

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（14 名）

1 番	一 場 明 夫 君	2 番	里 見 武 男 君
3 番	小 林 光 一 君	4 番	重 野 能 之 君
5 番	竹 渕 博 行 君	6 番	佐 藤 聡 一 君
7 番	根 津 光 儀 君	8 番	樹 下 啓 示 君
9 番	山 田 信 行 君	10 番	茂 木 恒 二 君
11 番	金 澤 敏 君	12 番	青 柳 はるみ 君
13 番	須 崎 幸 一 君	14 番	浦 野 政 衛 君

欠席議員（なし）

地方自治法第 121 条第 1 項の規定により説明のため出席した者の職氏名

町 長	中 澤 恒 喜 君	副 町 長	渡 辺 三 司 君
教 育 長	小 林 靖 能 君	総 務 課 長	茂 木 聡 君
企 画 課 長	水 出 智 明 君	地域政策課長	浅 見 梅 雄 君

保健福祉課長	橋 爪 克 敏 君	町 民 課 長	三 枝 仁 君
税 務 課 長	黒 岩 康 茂 君	農 林 課 長	丸 山 和 政 君
建 設 課 長	桑 原 正 明 君	上下水道課長	高 橋 修 君
会 計 課 長 兼 会 計 管 理 者	松 井 秀 之 君	教 育 課 長	田 中 康 夫 君

職務のため出席した者

議会事務局長	堀 込 恒 弘	議会事務局 補 佐	水 出 淳
議会事務局 補 佐	高 橋 智恵子		

◎議長挨拶

○議長（一場明夫君） 皆さん、おはようございます。

開会に当たり、ご挨拶を申し上げます。

師走に入り、一段と寒さが厳しくなってきました。11月21日には、本町でも初雪が降るなど、例年より早い冬の訪れが感じられます。

さて、第48回衆議院議員総選挙が去る10月22日に執行され、与党が衆議院の3分の2の議席を維持する結果となりました。11月1日には第4次安倍内閣が発足しましたが、国内外には重要課題が山積しており、今まで以上に国民目線に立った政治や国際社会との連携のもと、国民の生命、財産、そして安心・安全を守る政治が行われることが期待されます。

また、11月には議会報告会、吾妻高校生議会、東吾妻中学生議会が行われましたが、町民の皆さんや中学生、高校生からいただいた意見や提言を真摯に受けとめ、執行部と議会が協力して今後よりよいまちづくりに活かしていくことが私たちに課せられた責務であると考えます。

さて、本日ここに平成29年第4回定例会が招集されましたところ、議員各位には年末極めてご多用の折、ご参集をいただき開会できますことに対し、心から感謝を申し上げます。

本定例会には、平成29年度補正予算案を初め条例等の重要案件が提案される予定となっております。どうか議員各位におかれましては、格別なるご精励をもってご審議をお願いしたいと思います。

町長初め執行部各位におかれましても、来年度の予算編成時期とも重なり何かとご多忙かと思いますが、会期中、特段のご協力をお願いいたしまして、開会の挨拶といたします。

本日は傍聴の申し出があり、これを許可いたしました。傍聴される方に申し上げますが、受付の際にお渡しした傍聴人心得をお守りの上、静粛に傍聴されますようよろしくお願いいたします。また、傍聴席にございます議案等の傍聴用資料は、お帰りの際にはお返しくさせていただきますよう、あわせてお願い申し上げます。

◎町長挨拶

○議長（一場明夫君） 開会に当たり、町長のご挨拶をお願いいたします。

町長。

（町長 中澤恒喜君 登壇）

○町長（中澤恒喜君） おはようございます。

平成29年第4回定例会開会に当たりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

さて、ことしもいよいよ20日余りを残すのみとなり、大変気ぜわしい年の瀬を迎えました。本日、ここに平成29年第4回定例会を開催いたしましたところ、議員各位におかれましては、公私ともにご多用のところご出席をいただき、厚く御礼を申し上げます。

来年度予算につきましては、例年どおり12月1日に予算編成会議を開催し、年内には各課からの予算要求書が提出される予定であります。引き続き厳しい財政状況ではございますが、主要事業に対し、必要性、費用対効果などを精査した事業評価を実施し、財源の重点配分や効率化を図るとともに、町民の視点に立った行政サービスの向上を目指し、予算を編成したいと考えております。

さて、本定例会では、議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例を初め条例関係16件、平成29年度東吾妻町一般会計補正予算を初め予算関係6件、訴えの提起についてを初めその他関係2件を提案させていただく予定でございます。

慎重かつ熱心なご審議をいただきまして、ご議決を賜りますようお願いを申し上げまして、開会の挨拶とさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

◎開会及び開議の宣告

○議長（一場明夫君） ただいまより平成29年第4回定例会を開会し、直ちに本日の会議を開きます。

（午前10時00分）

◎議事日程の報告

○議長（一場明夫君） 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

議事日程に従い、会議を進めてまいります。

◎会議録署名議員の指名

○議長（一場明夫君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員の指名は、会議規則第125条の規定により12番、青柳はるみ議員、13番、須崎幸一議員、14番、浦野政衛議員を指名いたします。

◎会期の決定

○議長（一場明夫君） 日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。今期定例会の会期は、本日から12月14日までの10日間とし、その日程はお手元に配付の日程表のとおりとしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（一場明夫君） 異議なしと認め、会期は10日間と決定し、その日程は日程表のとおりとすることに決定いたしました。

町政一般質問通告書の提出期限は、12月6日正午までといたしますので、よろしくお願いいたします。

限られた質問時間の中で十分な効果を上げていただくため、議員各位には従前より理論的、具体的な通告書作成にご協力をいただいております。今後も一層、皆さんにご協力をいただき、単なる事務的な見解をただすにすぎないもの、制度の内容の説明を求めるもの、議案調査の段階でただせるものや質問者の要望を述べるものなど、一般質問の内容として適当でないものを避け、建設的な政策議論に臨んでいただきたいと思います。

一般質問通告書の内容が具体性に欠け、要旨が明確にわからない場合、または町の事務の範囲外であったり、適正を欠く内容の場合は、通告書の修正を求めたり、受理しないことがありますので、あらかじめご承知おきください。

なお、執行部におかれましても、誠実、簡明な答弁に努めていただき、活発で能率的な議会運営にご協力くださいますようお願い申し上げます。

◎諸般の報告

○議長（一場明夫君） 日程第3、諸般の報告をいたします。

前期定例会に報告以降、議長としての報告事項は、印刷してお手元に配付のとおりであります。後ほどごらんをいただき、議会活動、また議員活動に資していただければと思います。

なお、11月22日に開催されました全国町村議会議長会主催の「第61回町村議会議長全国大会」並びに同日開催されました全国豪雪地帯町村議会議長会主催の「第42回豪雪地帯町村議会議長全国大会」の関係資料と町長から提出された「東吾妻町議会採択請願陳情処理経過一覧」もあわせて添付してありますので、参考としてください。

以上で諸般の報告を終わります。

◎議員派遣の件について

○議長（一場明夫君） 日程第4、議員派遣の件についてを議題といたします。

去る10月11日に開催されました吾妻郡町村議会議長会主催の「吾妻郡町村議会議員研修会」、10月27日に開催されました群馬県町村議会議長会主催の「群馬県町村議会議員研修会」について、7番、根津光儀議員より報告を願います。

（7番 根津光儀君 登壇）

○7番（根津光儀君） 吾妻郡町村議会議長会主催、平成29年度吾妻郡町村議会議員研修会が10月11日、中之条町ツインプラザ交流ホールにて開催されました。本議会からは11名が出席いたしました。講師は、公益財団法人日本体操協会副会長でオリンピック金メダル5個を獲得した塚原光男氏による「果てしなき挑戦 金メダルへの道」という講演でした。自分の弱点を知り、それを長所に変え、誰もやらないことに挑戦をしたことがかの有名な月面宙返りのわざにつながっていったこと、ロシアや中国の選手の長所を素直に認めて、自分を変えていくことにより、一時低迷していた日本の体操を再び世界のトップに引き上げることができたことなどを話されました。2020年のオリンピックが1964年のオリンピック同様に国家成長の起爆剤になればよいと思いました。

群馬県町村議会議長会主催、群馬県町村議会議員研修会が10月27日、吉岡町文化センターホールにて開催されました。本議会からは14名が出席いたしました。講演1は、「二元的代表制の真髓」と題する東京大学名誉教授、大森彌氏の話でした。二元代表制について話された後、現在の少子高齢化の原因と対応策についてヒントになる分析がありました。戦後、団塊の世代は第2次ベビーブーマーを生み出しましたが、第3次ベビーブームは起きなかったこと。東京一極集中は続いているが、東京の出生率は地方と比べても低く、東京の高齢化は一層深刻であること。地方創生ではなく、東京も含めた地域創生が必要であり、東京を変えていくことが少子高齢化にとって重要なことであると思いました。

講演2は、「健康寿命を延ばすための食生活」で、食生活ジャーナリストの佐藤達夫氏の話でした。認知症予防6カ条やがん予防7カ条など、自分自身に置きかえて、やはりそうかと思うことやなかなかできそうにないと思うこともありました。結局人は何で死ぬのかについて、100歳を超えてがんで死ぬという天寿がんという考え方を提唱されていました。

以上、報告いたします。

○議長（一場明夫君） 根津光儀議員の報告を終わります。

次に、11月6日、7日、8日、9日及び10日に実施いたしました議会報告会について、5番、竹渕博行議員より報告を願います。

（5番 竹渕博行君 登壇）

○5番（竹渕博行君） それでは、ご報告させていただきます。

去る11月6日月曜から10日金曜日までの5日間の議会報告会についてご報告させていただきます。

まず、皆さんがご承知のとおり、議会報告会は、議会基本条例によって年1回以上開催を義務づけられており、開催をいたしました。議員各位には、連日の日程ということもありましたけれども、準備、片づけなどを含めおおむね3時間にわたり、大変お疲れさまでございました。感謝を申し上げたいというふうに思います。

それではまず、私のほうからは、期日、地区、会場、参加人数、議員参加人数、会議時間の順にご報告をさせていただきます。

11月6日月曜日、東地区、あづま農村環境改善センター会場、12人参加、議員は13名。会議時間におきましては19時より20時30分。11月7日火曜日、太田地区、太田公民館会場、14人参加で13人議員。19時より20時18分。11月8日水曜日、原町地区、中央公民館会場、17人参加、14人議員。19時より21時14分。11月9日木曜日、岩島地区、岩島公民館会場、23

人参加、13人議員。19時より21時15分。11月10日金曜日、坂上地区、坂上公民館会場、13人参加、14人議員。19時より21時6分。参加者の延べにつきましては79人でした。

各地区参加者より頂戴いたしました質問や要望につきましては、現在、議会広報対策特別委員会で整理をしていただいております。今後整い次第、町執行部に提出をさせていただき、答弁書を添え、各地区の公民館などで町民の皆様が閲覧できるように対応してまいります。

なお、町長を初め町執行部の皆様方にもご協力をいただくこととなりますので、この場をかりてよろしくお願いを申し上げます。

今後、委員会といたしましても、議会報告会に参加しやすく、いかに興味を持っていただくか、これからも引き続き協議を重ねてまいりたいというふうに思っておりますので、よろしくお願いいたします。

以上、報告とさせていただきます。

○議長（一場明夫君） 竹淵博行議員の報告を終わります。

以上で、議員派遣の件についてを終わります。

◎議案第7号～議案第9号の一括上程、説明、議案調査

○議長（一場明夫君） 日程第5、議案第7号 議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例について、日程第6、議案第8号 東吾妻町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例について、日程第7、議案第9号 東吾妻町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例についての3件を一括議題といたします。

提案理由の説明を願います。

町長。

（町長 中澤恒喜君 登壇）

○町長（中澤恒喜君） 議案第7号 議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例、議案第8号 東吾妻町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例、議案第9号 東吾妻町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例についての提案理由の説明を申し上げます。

人事院勧告を受けて、職員の給与及び議員、特別職の職員の期末手当の改定を行うもので

ございます。地方公務員法において、職員の給与については、生計費、国及び他の地方公共団体の職員給与、民間事業者の従事者の給与、その他、事情を考慮して定めなければならないとされております。

本町では、県人事委員会の勧告も考慮して、給与等の改正を行うものでございます。議員、特別職につきましては、期末手当を年間0.1カ月分の増額、職員については、給料月額平均1.2%の増額と期末勤勉手当を年間0.1カ月増額、診療所医師の初任給調整手当を500円引き上げ、子に係る扶養手当を700円引き上げるものでございます。

また、55歳を超える職員に対する給与の支給に関する特別措置が平成30年3月31日をもって終了することから、当該措置に係る規定を削除するための改正を行うものでございます。

詳細は、担当課長に説明させますので、ご審議の上、ご議決くださいますようお願い申し上げます。

訂正をさせていただきます。

職員につきまして、給料を月額平均0.2%の増額でございますので、お願いいたします。

○議長（一場明夫君） 続いて、担当課長の説明をお願いします。

総務課長。

○総務課長（茂木 聡君） おはようございます。よろしくお願いいたします。

それでは、今回の改正についてご説明を申し上げたいと思います。

今回の改正につきましては、8月の人事院勧告に準拠いたしまして、群馬県の人事委員会の勧告も考慮して給与等の改正を実施するものでございます。

最初に、議案第7号 議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例についてでございますが、第7号の新旧対照表をごらんいただきたいと思います。

1枚はぐっていただきまして、第1条関係では、本年12月の期末手当を0.1月増額する改正でございます。

2条の改正につきましては、平成30年度の期末手当で、6月で0.05月、12月で0.05月、合わせて本年同様0.1カ月増額する内容でございます。よろしくお願いいたします。

続きまして、第8号になります。

8号につきましても、東吾妻町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例でございますが、これにつきましても、先ほどの7号の議案と同様で、本年度につきましては12月で0.1月を増額し、第2条で来年度、30年度について、6月で0.05、12月で0.05を増額する内容でございます。よろしくお願いいたします。

続きまして、第9号の東吾妻町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例についてでございます。

主なものは、第1条で初任給調整手当の引き上げ及び勤勉手当について、年間で0.1カ月分の引き上げ、例月給について平均0.2%を引き上げるという内容でございます。

2条については、平成30年度以降の勤勉手当の支給月数の改正、扶養手当の引き上げをするための改正でございます。

それでは、新旧対照表をごらんいただきたいと思います。

新旧対照表の1ページ、第9条の2でございます。診療所に勤務する医者の初任給調整手当を月額41万3,800円から41万4,300円に改正する内容でございます。

20条でございますが、勤勉手当でございます。第2項に12月支給分を100分の「85」から「95」に改正、特定幹部職員につきましては「100分の105」を「100分の115」に改正する内容となっております。

また、2号再任用職員については0.05月の引き上げでございます。

2条関係になりまして、ちょっと飛びまして、2条関係は後ろのほうになってしまうんですが、来年度の勤勉手当を6月で0.05、12月で0.05、合わせて本年同様0.1月増額する内容のものでございます。

続きまして、また何枚かめくっていただいて、3条の関係ですが、後ろから3枚目のところになりますが、2分の2と書いてある、2分の1の上のほうなんです、3条関係では、子に係る扶養手当、今、月額8,000円になっていますが、これを8,700円に引き上げる改正でございます。

最後のページになりますが、附則の第5号関係になります。

これにつきましては、55歳を超える職員に対する給与の支給に関する特例措置が来年、30年3月31日をもって終了することから、当該措置に係る規定を削除するための改正です。改正後は削除して、ありません。

以上が改正の内容でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（一場明夫君） 説明が終わりました。

本件を議案調査といたします。12月12日までに調査が終了いたしますようお願いいたします。

◎議案第10号の上程、説明、議案調査

○議長（一場明夫君） 日程第8、議案第10号 東吾妻町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

提案理由の説明をお願いします。

町長。

（町長 中澤恒喜君 登壇）

○町長（中澤恒喜君） 議案第10号 東吾妻町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について、提案理由の説明を申し上げます。

雇用保険法の改正において、地方公務員育児休業法が改正され、非常勤職員について、2歳に達する日まで育児休業を延長することができるとされたことから、当該延長の要件等について規定するものであります。

詳細につきましては担当課長に説明させますので、ご審議の上、ご議決くださいますようお願い申し上げます。

○議長（一場明夫君） 続いて、担当課長の説明をお願いします。

総務課長。

○総務課長（茂木 聡君） 議案第10号の改正条例についてご説明をさせていただきます。

新旧対照表をごらんいただきたいと思います。

新旧対照表の2ページの第2条の4をごらんいただきたいと思います。

2条の4につきまして、この条項が2歳に達するまで育児休業が延長できる条例の改正になっております。

内容といたしましては、現在育児休業をしている非常勤職員、または配偶者が育児休業をしている非常勤職員、そして継続的な勤務が必要と認められた非常勤職員につきましては、「1歳6カ月」から「2歳」という改正になっております。よろしくお願いいたします。

○議長（一場明夫君） 説明が終わりました。

本件を議案調査といたします。12月12日までに調査が終了いたしますようお願いいたします。

◎議案第 11 号の上程、説明、議案調査

○議長（一場明夫君） 日程第 9、議案第11号 東吾妻町特別職の職員で非常勤のもの及び各種委員会の委員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

提案理由の説明をお願いします。

町長。

（町長 中澤恒喜君 登壇）

○町長（中澤恒喜君） 議案第11号 東吾妻町特別職の職員で非常勤のもの及び各種委員会の委員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について、提案理由の説明を申し上げます。

認定こども園の開設に伴い、職名の改正を行うものです。また、新たに都市計画マスタープラン策定委員会委員の報酬日額7,700円を加える改正をするものであります。

詳細につきましては担当課長より説明させますので、ご審議をいただき、ご議決くださいますようお願いいたします。

○議長（一場明夫君） 続いて、担当課長の説明をお願いします。

総務課長。

○総務課長（茂木 聡君） 議案第11号についてご説明をさせていただきます。

町長提案のとおり、認定こども園の開設に伴い、職名の改正を行うものでございます。

新旧対照表をごらんいただきたいと思います。一番下のところに東吾妻町都市計画マスタープラン策定委員会委員報酬で7,700円の追加がございます。これにつきましては、20年間の計画を策定することになるんですが、数年置きに見直しを行いますので、報酬を追加するための例規整備を行うものでございます。よろしくお願いいたします。

○議長（一場明夫君） 説明が終わりました。

本件を議案調査といたします。12月12日までに調査が終了いたしますようお願いいたします。

◎議案第 12 号及び議案第 13 号の一括上程、説明、議案調査

○議長（一場明夫君） 日程第10、議案第12号 東吾妻町道路占用料徴収条例の一部を改正

する条例について、日程第11、議案第13号 東吾妻町公共物使用等に関する条例の一部を改正する条例についての計2件を一括議題といたします。

提案理由の説明を願います。

町長。

(町長 中澤恒喜君 登壇)

○町長（中澤恒喜君） 議案第12号 東吾妻町道路占用料徴収条例の一部を改正する条例について、議案第13号 東吾妻町公共物使用等に関する条例の一部を改正する条例について、関連がありますので一括して提案理由の説明を申し上げます。

この改正につきましては、全国的に地価が下落していることに加え、固定資産税評価額の評価がえ、地価に対する賃料の水準の変動等を反映するため、今回、国及び県に準じて、平成27年3月定例会で改正した単価改定をお願いするものでございます。

東吾妻町の認定道路におきまして、道路占用許可を受けた者から徴収する占用料の額について一部改正をするものでございます。また、公共物使用等につきましては、道路法の適用を受けない道路、河川法の適用を受けない河川等において、使用許可を受けた者から徴収する使用料の額の一部の改正を行うものでございます。

詳細につきましては担当課長より説明させますので、ご審議をいただき、ご議決くださいますようお願いいたします。

○議長（一場明夫君） 続いて、担当課長の説明を願います。

建設課長。

○建設課長（桑原正明君） お世話になります。

それでは、議案第12号と第13号につきましては、関連がございますので、一括説明をさせていただきます。

両案件とも国において現行占用料及び公共物使用料の基礎となる地価水準が全国的に下落していることに加え、平成27年度に行われた固定資産税評価額の評価がえ、地価に対する賃料水準の変動等を反映するため、道路法施行令の一部が改正され、占用単価が改正されたものに伴い、町の条例も改正させていただくものでございます。

この国の改正に伴い、町におきましても国に準じた改正を行うものでございますが、前回改正をさせていただきました平成27年度は約4割の減額改正でございましたが、今回は最大でも1割程度の減額改正が主なものになっております。

議案第12号は、東吾妻町道路占用料徴収条例ということで、町道認定をされている道路を

占用した場合の許可を受けた者から徴収するものでございます。

新旧対照表をごらんいただきたいと思います。

最初のページを見ていただきますと、左側が改正後、右側が改正前となっております。先ほど申し上げましたとおり、少額の改正が主なものとなっております。

続きまして、議案第13号、公共物使用料に関する条例についても同様でございますが、公共物とは、道路法の適用を受けていないその他の道路、いわゆる馬入れでございます。また、河川法の適用を受けていない河川、水路や堰など小規模なものの使用料を変更するための改正でございます。議案第12号同様少額の減額改正をお願いするものでございます。

新旧対照表については同様となっておりますので、ご確認をいただければと思っております。よろしくお願いいたします。

○議長（一場明夫君） 説明が終わりました。

本件を議案調査といたします。12月12日までに調査が終了いたしますようお願いいたします。

◎議案第14号の上程、説明、議案調査

○議長（一場明夫君） 日程第12、議案第14号 東吾妻町立学校給食費徴収条例の全部を改正する条例についてを議題といたします。

提案理由の説明を願います。

町長。

（町長 中澤恒喜君 登壇）

○町長（中澤恒喜君） 議案第14号 東吾妻町立学校給食費徴収条例の全部改正について、提案理由の説明を申し上げます。

今回提案いたします条例案は、法律の引用条文の整理や現行の給食費の設定等を全面的に見直しするものでございます。また、この後提案させていただきますが、来年4月に開設をする予定のこども園の給食調理を実施する規定も盛り込ませていただきました。

なお、第3条第6項の規定につきましては、少子化対策、子育て支援、定住促進、また、学校給食を教育の一環として捉え、保護者に負担いただく給食費は無償化とさせていただくものでございます。

詳細につきましては担当課長より説明させますので、ご審議をいただき、ご議決くださいますようお願いいたします。

○議長（一場明夫君） 続いて、担当課長の説明をお願いします。

教育課長。

○教育課長（田中康夫君） お世話になります。

ただいま町長から提案説明がありましたが、詳細について説明させていただきます。

この東吾妻町立学校給食費徴収条例の全部改正につきましては、現行の給食費徴収条例の見直しをするものでございます。

条文をごらんください。

まず第1条では、条例の趣旨でございます。この条例で給食費の徴収について必要な事項を定めることとなります。

第2条では、学校給食費を徴収する対象者を規定しております。子供の保護者や勤務する教職員などとなります。

第3条では、学校給食費の額です。

お手数ですが、右のページの条文の最後に別表中、日額として掲げてあります。現行条例では年額でございますが、来年度からこども園の開設もあり、給食の提供日数に基づく金額にさせていただきたいと考えております。提供日数は毎年度、年度が始まるまでに園や学校と協議をして決定いたします。

第3条に戻っていただきまして、第3項から第5項は年度の途中の計算方法についてです。

第6項は、町長提案理由にありましたが、子育て世代の方々の経済的な支援、定住促進などの観点から、保護者から徴収する給食費については無償化とする規定となります。

第4条は減額の規定です。

第4項の町長が認めるときは、自然災害などを想定しております。

第5条は徴収方法についてです。口座振替を原則とさせていただきます。

第6条は納期について、第7条は試食について、第8条は委任規定でございます。

施行は来年4月を予定しております。

以上で説明とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長（一場明夫君） 説明が終わりました。

本件を議案調査といたします。12月12日までに調査が終了いたしますようお願いいたします。

◎議案第15号の上程、説明、議案調査

○議長（一場明夫君） 日程第13、議案第15号 東吾妻町立認定こども園条例についてを議題といたします。

提案理由の説明を願います。

町長。

（町長 中澤恒喜君 登壇）

○町長（中澤恒喜君） 議案第15号 東吾妻町立認定こども園条例について、提案理由の説明を申し上げます。

この条例案は、来年4月に開設を予定しております認定こども園に関する条例でございます。子供たちが明るく健やかに成長することは、町民皆さんの願いであります。また、町では子育て世代の方々に喜びを感じていただき、安心して子供を産み育てる環境づくりの一環として、認定こども園を開設する準備を進めてまいりました。質の高い教育・保育の総合的な提供、地域での子育て支援の充実のため、今までの幼稚園に保育所の機能を加え、小学校へのつながりも配慮した施設にしていきたいと考えております。

また、保護者を初め住民を対象とした説明会を7月と10月開催し、ほぼ理解が得られていると認識しております。

詳細につきましては担当課長より説明させますので、ご審議をいただき、ご議決くださいますようお願いいたします。

○議長（一場明夫君） 続いて、担当課長の説明を願います。

教育課長。

○教育課長（田中康夫君） ただいま町長から提案説明がありましたが、詳細について説明させていただきます。

議案第15号につきましては、来年4月開設する予定で準備を進めてまいりました認定こども園に関する条例でございます。

条文をごらんください。

第1条では、条例の趣旨、第2条では、こども園の設置に関する規定、第3条は用語の定義、第4条は町内の5幼稚園を認定こども園として配置いたします。第5条は職員に関して、

第6条は入園に関する資格となります。満3歳以上のお子さんになります。第7条では、こども園で実施いたします事業の規定、第8条は保育料の規定、保育料は利用者負担額という名称となりますが、議案第17号で提案いたします。条例で定めることとなります。第9条は委任規定であります。

附則では、現在の幼稚園が学校設置条例の中で規定されておりますので、削除するものです。

以上で説明とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長（一場明夫君） 説明が終わりました。

本件を議案調査といたします。12月12日までに調査が終了いたしますようお願いいたします。

◎議案第16号の上程、説明、議案調査

○議長（一場明夫君） 日程第14、議案第16号 東吾妻町保育所の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

提案理由の説明を願います。

町長。

（町長 中澤恒喜君 登壇）

○町長（中澤恒喜君） 議案第16号 東吾妻町保育所の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について、提案理由の説明を申し上げます。

この条例案は、来年4月に開設予定の認定こども園に関連し、保育所につきましては、岩島保育所、大戸保育所を廃止し、あづま保育所と原町保育所に集約するものでございます。

詳細につきましては担当課長より説明させますので、ご審議をいただき、ご議決をくださいますようお願いいたします。

○議長（一場明夫君） 続いて、担当課長の説明を願います。

教育課長。

○教育課長（田中康夫君） ただいま町長から説明がありましたが、詳細について説明させていただきます。

この議案につきましては、来年4月のこども園開設に伴いまして、保育所の整備を行うも

のでございます。

新旧対照表をごらんください。

第6条につきましては、受け入れる要件を満3歳未満の保育にかけるお子さんとさせていただきます。

第8条は保育料ですが、現行は保育所と幼稚園の保育料は別々の条例で規定されておりましたが、4月からは議案第17号でこども園と保育所の保育料、利用者負担額という名称になりますが、その定めを一つの条例で規定させていただきたいと考えております。

別表は、岩島保育所と大戸保育所を廃止し、原町保育所とあづま保育所に整備するものでございます。

なお、定員につきましては、それぞれ70人と25人とする予定です。

以上で説明とさせていただきます。よろしく申し上げます。

○議長（一場明夫君） 説明が終わりました。

本件を議案調査といたします。12月12日までに調査が終了いたしますようお願いいたします。

◎議案第17号の上程、説明、議案調査

○議長（一場明夫君） 日程第15、議案第17号 東吾妻町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担等に関する条例についてを議題といたします。

提案理由の説明を願います。

町長。

（町長 中澤恒喜君 登壇）

○町長（中澤恒喜君） 議案第17号 東吾妻町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担等に関する条例について、提案理由の説明を申し上げます。

現在、幼稚園と保育所の保育料につきましては、別の条例で規定されております。今回提案する条例案は、来年4月のこども園開設に合わせてこども園の保育料と保育所の保育料をこの条例で規定させていただきたいと考えております。また、こども園開設に合わせて、保育料につきましても一層の子育て支援につながるよう見直しをいたしました。

詳細につきましては担当課長より説明させますので、ご審議をいただき、ご議決をくださ

いますようよろしくお願いいたします。

○議長（一場明夫君） 続いて、担当課長の説明をお願いします。

教育課長。

○教育課長（田中康夫君） それでは、詳細について説明させていただきます。

現在、幼稚園と保育所の保育料につきましては、別々の条例で規定されております。今回提案させていただくものは、来年4月のこども園に合わせてこども園の保育料と保育所の保育料を一つの条例で規定いたします。また、名称も利用者負担額に変更します。一つの条例で規定することや保育料という名称を利用者負担額とすることなどは、子ども・子育て支援制度に伴いまして、全国的な傾向となっているようでございます。

それでは、条文ごとに説明をいたします。

第1条は条例の趣旨、第2条には用語の定義が規定されております。第3条は、利用者負担額についてです。具体的には、右側のページの別表第1をごらんください。

これは1号認定児、従来の幼稚園部分の利用者負担額になっております。基本的に月額2,000円の変更はございませんが、第2階層の町民税非課税世帯については1,000円といたします。

備考欄には、ひとり親世帯や多子世帯、子供さんが多い世帯の減額規定があります。

また、次のページの別表第2につきましては、2号認定児と3号認定児の利用者負担額になっております。現在の保育所でお預かりしている子供さんに相当する保育料になります。

3号認定児につきましては現行と変わりはありませんが、2号認定児につきましては、こども園開設に合わせて保育料の全面的な見直しをして、現行の半分以上の金額とします。これは、1号認定児の負担額を基準に算定をいたしました。1号認定児と3号認定児の利用者負担額につきましては、応能負担、世帯の所得状況に応じた額となります。

備考欄には、1号認定児と同様にひとり親世帯や多子世帯の減額規定が記してあります。

条文に戻っていただきまして、第5条から第7条は幼稚園の一時預かり保育、延長保育、一時預かり保育の料金の規定です。

第8条は徴収と減免の規定、第9条は納付に関する規定、口座振替を原則とさせていただきます。第10条は規則への委任規定です。

附則で、現行の保育所の保育料条例と幼稚園の保育料条例を廃止させていただきます。

申しわけないんですけども、訂正なんですが、第10条の下に附則がありますが、その中の第3項に括弧書き、3項の見出しが東吾妻町立幼稚園保育良条例のリョウが「良」という

字になっているんですけれども、これは料金の「料」の間違いですので、申しわけありませんが、訂正をお願いいたします。

以上で説明とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長（一場明夫君） 説明が終わりました。

本件を議案調査といたします。12月12日までに調査が終了いたしますようお願いいたします。

◎議案第18号～議案第20号の一括上程、説明、議案調査

○議長（一場明夫君） 日程第16、議案第18号 東吾妻町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について、日程第17、議案第19号 東吾妻町立学校通学問題審議会条例の一部を改正する条例について、日程第18、議案第20号 東吾妻町立学校給食センター設置条例の一部を改正する条例についての計3件を一括議題といたします。

提案理由の説明を願います。

町長。

（町長 中澤恒喜君 登壇）

○町長（中澤恒喜君） 議案第18号 東吾妻町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について、議案第19号 東吾妻町立学校通学問題審議会条例の一部を改正する条例について、議案第20号 東吾妻町立学校給食センター設置条例の一部を改正する条例については関連がありますので、一括して提案理由の説明を申し上げます。

この3議案は、来年4月の認定こども園開設に伴い、それぞれ一部改正を行うものでございます。

詳細につきましては担当課長より説明させますので、ご審議をいただき、ご議決をくださいますようお願いいたします。

○議長（一場明夫君） 続いて、担当課長の説明を願います。

教育課長。

○教育課長（田中康夫君） それでは、詳細について説明させていただきます。

これらの条例案は、来年４月に予定される認定こども園開設に伴いまして改正を行うものでございます。

まず、議案第18号の新旧対照表をごらんください。

第７条は、放課後児童健全育成事業、学童保育ですが、特例で幼稚園児を受け入れ可能としておりました。来年度以降は各地区のこども園で幼稚園型の一時預かり事業を実施する予定であり、その必要がなくなりますので、特例の規定を削除するものでございます。

次に、議案第19号の新旧対照表をごらんください。

第２条の「幼稚園」を「認定こども園」という名前に改正するものでございます。

次に、議案第20号の新旧対照表をごらんください。

こちらも第２条中、「幼稚園」を「認定こども園」という名称に改正するものでございます。

以上で説明とさせていただきます。よろしく申し上げます。

○議長（一場明夫君） 説明が終わりました。

本件を議案調査といたします。12月12日までに調査が終了いたしますようお願いいたします。

◎議案第２１号及び議案第２２号の一括上程、説明、議案調査

○議長（一場明夫君） 日程第19、議案第21号 東吾妻町体育施設設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について、日程第20、議案第22号 東吾妻町体育施設使用料条例の一部を改正する条例についての計２件を一括議題といたします。

提案理由の説明を願います。

町長。

（町長 中澤恒喜君 登壇）

○町長（中澤恒喜君） 議案第21号 東吾妻町体育施設設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について、議案第22号 東吾妻町体育施設使用料条例の一部を改正する条例については関連がありますので、一括して提案理由の説明を申し上げます。

今回提案させていただくこの２つの議案は、現在、萩生地区にあります小万沢のスポーツ広場を廃止し、設置管理条例と使用料条例から削除するものであります。

詳細につきましては担当課長より説明させますので、ご審議をいただき、ご議決をくださいますようお願いいたします。

失礼いたしました、議案第21号 東吾妻町体育施設設置及び管理に関する条例でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（一場明夫君） 続いて、担当課長の説明をお願いします。

教育課長。

○教育課長（田中康夫君） それでは、詳細について説明させていただきます。

議案第21号の一部改正条例につきましては、新旧対照表をごらんください。

小万沢スポーツ広場を体育施設から削除する改正でございます。

続きまして、議案第22号の一部改正案につきましても、新旧対照表をごらんください。

こちらも小万沢スポーツ広場の欄を削除する改正でございます。

小万沢スポーツ広場は設置後、長い年月を経過し、利用率も極端に減少し、当初の設置目的も薄れております。また、ここ数年は全く使用実績がございません。今後もこの状況が変わることは見込めませんので、この施設を整理させていただきたいと考えております。

なお、萩生地区の区長さん等には、既にご理解をいただいておりますことを申し添えます。

以上で説明とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長（一場明夫君） 説明が終わりました。

本件を議案調査といたします。12月12日までに調査が終了いたしますようお願いいたします。

ここで休憩をとります。

再開を午前11時10分とします。

（午前10時58分）

○議長（一場明夫君） 再開いたします。

（午前11時10分）

◎議案第 1 号の上程、説明、議案調査

○議長（一場明夫君） 日程第21、議案第 1 号 平成29年度東吾妻町一般会計補正予算（第 5 号）を議題といたします。

提案理由の説明をお願いします。

町長。

（町長 中澤恒喜君 登壇）

○町長（中澤恒喜君） 議案第 1 号 平成29年度東吾妻町一般会計補正予算（第 5 号）について、提案理由の説明を申し上げます。

今回補正をお願いする額は、歳入歳出ともに 5 億1,328万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を98億4,752万3,000円とするものでございます。

内容につきましては、人事院勧告に伴う職員人件費、原町保育所の新築工事費、町営住宅解体工事費、防火水槽用地の購入費、こども園開設に伴う必要備品の購入費、テニスコート造成工事などの補正と繰越明許費の追加、地方債の追加・変更が主な内容でございます。

詳細につきましてはそれぞれの担当課長より説明させますので、ご審議の上、ご議決くださいますようお願いいたします。

○議長（一場明夫君） 続いて、担当課長の説明をお願いします。

企画課長。

○企画課長（水出智明君） お世話になります。

それでは、予算書の 1 ページをお願いいたします。

一般会計補正予算（第 5 号）でございます。

第 1 条ですが、今回補正をお願いする額は、歳入歳出それぞれ 5 億1,328万4,000円を追加し、総額を歳入歳出それぞれ98億4,752万3,000円とするものでございます。

第 2 条は繰越明許費の補正です。

第 3 条は地方債の補正です。

次に、詳細についてご説明を申し上げます。

5 ページをお願いいたします。

第 2 表につきまして、繰越明許費の追加でございます。保育所施設整備事業として 4 億 9,680万円の追加でございます。

第 3 表地方債補正でございます。

最初に地方債の追加ですが、過疎債ソフト分を活用した公営住宅除却事業の限度額1,100

万円を追加するお願いでございます。

次に、地方債の変更ですが、消防ポンプ自動車購入事業から中央公民館改修事業までの4つの起債につきまして、左側、補正前の限度額から右側、補正後の限度額にそれぞれ変更するお願いでございます。

続きまして、事項別明細によりまして、歳入の説明をさせていただきます。7ページをお願いいたします。

10款1項1目地方交付税ですが、普通交付税3,726万4,000円を追加するものでございます。

17款1項3目ふるさと応援寄附金を150万円追加するものでございます。

次に、20款4項6目ダム関連事業雑入ですが、町道松谷・六合村線及び吾妻溪谷自然公園整備事業の工事変更によりまして、総額を667万5,000円を追加するものです。7目雑入ですが、中山間地域等直接支払交付金の返還金として4万5,000円を追加するものです。

21款の町債ですが、1目総務債として消防ポンプ自動車購入事業の減額及び観光情報発信施設整備事業の追加で160万円の減額です。2目民生債ですが、原町保育所の新築工事費として4億5,830万円の追加、4目土木債として公営住宅除却事業債1,100万円の追加、教育債として中央公民館改修事業10万円の追加、総合計で4億6,780万円の追加でございます。

以上が歳入でございます。

歳出につきましては、それぞれの担当課長より説明をさせていただきますので、よろしくお願いをいたします。

○議長（一場明夫君） 総務課長。

○総務課長（茂木 聡君） それでは、歳出について説明させていただきます。8ページをごらんいただきたいと思います。

1款1項1目議会費につきましては、給与改定に伴います人件費の追加でございます。

続きまして、2款1項1目一般管理費につきましても、給与改定に伴います人件費の追加でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（一場明夫君） 企画課長。

○企画課長（水出智明君） 続きまして、9目の企画費になります。企画費合計で271万円の追加です。

説明欄をごらんください。

企画調整事業として、公共施設のあり方検討委員会、指定管理者選定委員会の委員報酬と

して32万8,000円の追加です。定住促進事業として、職員の時間外勤務手当6万円の追加、ふるさと応援寄附金事業につきまして、広告やカタログを作成したということで、寄附額がふえると。それから、例年ですと12月が寄附がふえるということから、寄附額の増額150万円を見込みまして232万2,000円の追加でございます。

以上でございます。

○議長（一場明夫君） 税務課長。

○税務課長（黒岩康茂君） お世話になります。

続きまして、2款2項1目税務総務費でございます。56万3,000円の追加のお願いでございます。これは、給与改定及び時間外勤務手当の不足に伴う所要額でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（一場明夫君） 町民課長。

○町民課長（三枝 仁君） お世話になります。

続きまして、3項1目戸籍住民基本台帳費22万3,000円の追加のお願いでございます。給与改定に伴う職員人件費でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（一場明夫君） 建設課長。

○建設課長（桑原正明君） 続きまして、7項1目ダム対策総務費、合計しまして102万7,000円の追加のお願いでございます。

説明欄をごらんいただきたいと思います。

総務費につきましては、給与改定に伴う2名分の職員人件費等でございます。

また、後に説明をさせていただきます8款1項3目道路改良費の追加等に伴う基金積立金の追加でございます。

また、溪谷自然公園事業につきましては、十二沢パーキングの舗装が済んだということで、減額をお願いするものでございます。よろしくお願いいたします。

○議長（一場明夫君） 地域政策課長。

○地域政策課長（浅見梅雄君） 続きまして、8項1目岩櫃ふれあいの郷の総務費71万7,000円の追加のお願いでございます。これは、職員の給与改定に伴う所要額の追加のお願いと、旧吾妻荘にかかわる指定管理者からの収入未済となっている施設使用納付金の回収を求める訴訟費用としまして、訴訟申請手数料が5万3,000円、弁護士委託料が54万円の追加のお願いでございます。よろしくお願いいたします。

○議長（一場明夫君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（橋爪克敏君） お世話になります。

3 款の民生費でございます。

説明欄をごらんください。

1 項 1 目の社会福祉総務費の社会福祉事業14万4,000円の追加のお願いでございます。給与改定に伴います人件費の追加でございます。

11ページをお願いします。

2 目の障害福祉費の障害児者総合支援事業では、吾妻広域町村圏振興整備組合に共同処理をお願いしております障害者判定等市町村審査会の負担金5万円の追加のお願いでございます。

続きまして、4 目の老人福祉費、老人福祉事業では、介護保険特別会計繰出金48万6,000円の追加ですが、後ほど特別会計でご説明いたします。

次の地域包括支援センター事業では、給与改定に伴います人件費43万7,000円の追加のお願いでございます。

○議長（一場明夫君） 町民課長。

○町民課長（三枝 仁君） 続きまして、6 目国民健康保険費20万4,000円の追加のお願いでございます。給与改定に伴う職員人件費でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（一場明夫君） 教育課長。

○教育課長（田中康夫君） 同じく11ページ下段になります。

2 項児童福祉費、2 目保育所費ですが、4 億8,363万9,000円の追加のお願いでございます。2 節給料から4 節共済費までは給与改定に伴う人件費の補正です。

12ページ、11節の需用費8万7,000円は園児用帽子の購入費でございます。来年4月に保育所を統合する予定ですが、それに伴い、帽子をそろえるものでございます。

13節委託料、15節工事請負費は、原町地内に建設を予定しております保育所の建設に関する費用の補正でございます。委託料は設計費の入札差金分の減額と工事の監理費分の増額を差し引いて減額となります。工事費4億8,600万円は（仮称）原町保育所の建設工事費となります。

続いて、3 目学童保育費は149万2,000円の追加のお願いでございます。臨時職員の賃金の追加となります。

3 款民生費については以上です。

○議長（一場明夫君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（橋爪克敏君）　続きまして、4款の衛生費でございます。

1項1目の保健衛生総務費の保健総務費では、給与改定に伴います人件費93万6,000円の追加のお願いでございます。

次の国保特別会計施設勘定繰出金439万7,000円の減額ですが、これも後ほど特別会計で説明いたしますので、よろしくお願いいたします。

以上でございます。

○議長（一場明夫君）　上下水道課長。

○上下水道課長（高橋　修君）　お世話になります。

13ページをごらんください。

4款3項1目の簡易水道費でございますが、簡易水道特別会計への繰出金8万1,000円の追加でございます。

なお、この内容につきましては、簡易水道特別会計補正予算のところで説明させていただきますので、よろしくお願いいたします。

○議長（一場明夫君）　地域政策課長。

○地域政策課長（浅見梅雄君）　続きまして、5款1項1目労働諸費60万円の追加のお願いでございます。これは、勤労者住宅資金利子補給補助金において、例年を上回るペースで申請がございまして、これに対応するための所要額の追加のお願いでございます。よろしくお願いいたします。

○議長（一場明夫君）　農林課長。

○農林課長（丸山和政君）　お世話になります。

続きまして、6款農林水産業費、1項1目の農業委員会費でございます。32万7,000円の追加のお願いでございます。2節給料から4節共済費までは給与改定所要額と12節役務費では農地集積加速化推進に向けてのアンケート調査実施に伴います切手代の追加でございます。

2目の農業総務費では84万3,000円の追加のお願いでございます。2節給料から4節共済費まで給与改定所要額でございます。

3目の農業振興費では33万4,000円の追加のお願いでございます。3節職員手当等では、説明欄の農業振興地域整備促進事業、農業振興対策事業及び中山間地域等直接支払事業における時間外勤務手当の追加、23節償還金、利子及び割引料では、中山間地域等直接支払交付金の返還金でございます。

14ページをお願いいたします。

5目畜産振興費では1万9,000円の追加のお願いでございます。3節職員手当等で時間外勤務手当の追加でございます。

続きまして、6款2項2目林業基盤整備費では80万円の追加のお願いでございます。林道下泉・藤木線において、横断溝の改修を行うための工事請負費でございます。

農林課につきましては以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（一場明夫君） 地域政策課長。

○地域政策課長（浅見梅雄君） 続きまして、7款1項1目商工総務費24万4,000円の追加のお願いでございます。これは、職員の給与改定に伴う所要額の追加のお願いでございます。

続きまして、2目商工振興費300万円の追加のお願いでございます。これは、住宅新築改修補助金において例年を上回る申請がございまして、これに対応するため所要額の追加のお願いでございます。よろしくお願いいたします。

○議長（一場明夫君） 建設課長。

○建設課長（桑原正明君） 続きまして、15ページをごらんいただきたいと思います。

8款1項1目道路橋梁総務費でございますが、職員13名分の給与改定に伴う所要額の66万7,000円の追加のお願いでございます。

2目道路改良費は、臨時職員の社会保険料9万2,000円の追加をお願いするものでございます。

3目道路改良費につきましては、町道松谷・六合村線の委託料472万8,000円の追加と、予定しておりました松谷共有林組合土地購入費300万円の減額のお願いでございます。よろしくお願いいたします。

○議長（一場明夫君） 上下水道課長。

○上下水道課長（高橋 修君） 続きまして、8款2項2目の下水道費でございますが、榛名湖周辺特定環境保全公共下水道事業の負担金15万5,000円の追加のお願いでございます。これにつきましては、高崎市との協定書に基づく負担金確定に伴うものでございます。また、下水道事業特別会計への繰出金38万6,000円の追加のお願いでございます。

これにつきましては、下水道事業特別会計補正予算のところで説明させていただきますので、よろしくお願いいたします。

○議長（一場明夫君） 建設課長。

○建設課長（桑原正明君） 続きまして、3項住宅費、公営住宅管理費についてご説明させていただきます。

公営住宅管理費965万3,000円の追加でございます。時間外勤務手当 5 万3,000円の追加、工事請負費といたしまして、老朽化いたしました 8 棟 9 戸の住宅を撤去するための工事請負費960万円の追加のお願いでございます。よろしくお願いします。

○議長（一場明夫君） 総務課長。

○総務課長（茂木 聡君） 続きまして、16ページをごらんいただきたいと思います。

9 款 1 項 1 目消防費でございます。防火水槽用地の購入費180万円の追加でございます。

6 カ所を予定しております。よろしくお願いいたします。

○議長（一場明夫君） 教育課長。

○教育課長（田中康夫君） 続きまして、10款教育費、1 項教育総務費、2 目事務局費は313 万8,000円の追加のお願いでございます。給与改定に伴うもの以外では時間外勤務手当の追加です。こども園開園、幼稚園増改築、保育所建設など、業務に伴うものでございます。

また、14節使用料及び賃借料では、子ども・子育て支援システム、保育料徴収システムの導入経費でございます。

続きまして、5 目給食センター運営管理費は385万円の追加のお願いです。給与改定に伴うもの以外では、11節需用費の調理備品等の修理、15節工事請負費、18節備品購入費は主に来年 4 月に開園予定のこども園の給食調理に要する費用でございます。

17ページ、2 項小学校費、1 目学校管理費は12万4,000円の追加のお願いです。給与改定に伴うもの以外では設備点検で指摘された修繕費になります。

続きまして、3 項中学校費、1 目学校管理費は76万7,000円の追加のお願いです。給与改定に伴うもの以外では電気料の追加となります。

続きまして、4 項幼稚園費、1 目幼稚園管理費は451万円の追加のお願いです。給与改定に伴うもの以外では18ページ、7 節賃金の追加、11節需用費はこども園に入園する子供の帽子を購入する予定で22万7,000円の追加です。消防設備点検で指摘のあった火災報知機のバッテリー交換及び坂上幼稚園の天窓修繕に要する費用、合計47万6,000円の追加。15節工事請負費はこども園のプレート設置工事として15万7,000円の追加。18節備品購入費はこども園移行に向けた備品の購入費等で145万6,000円の追加でございます。

3 目幼稚園施設整備費は1,614万5,000円の減額のお願いです。これは、工事の入札差分1,814万5,000円の減と備品購入200万円の追加のお願いになります。

続きまして、5 項社会教育費、3 目文化財保護費では32万5,000円の追加のお願いです。臨時職員の賃金の追加と 8 節報償費は岩櫃城総合調査報告書原稿執筆謝礼でございます。4

名の方に原稿執筆をお願いしております。

4目青少年対策費は18万4,000円の追加のお願いです。これは、杉並・東吾妻子ども交流事業実施に伴う費用でございます。

続きまして、19ページ、6項社会体育費、1目保健体育総務費は9万9,000円の追加のお願いです。こちらも社会体育事業に伴う補正でございます。今年度は郡民体育祭の開催市町村ということもございまして、ご理解いただきたいと思います。

続きまして、3目施設管理費450万円の追加のお願いでございます。11節の需用費は施設の修繕費、15節の工事請負費については東総合運動場内のテニスコートを硬式テニスコートに改修する予定ですが、補助金基準にするために一部追加をさせていただくものでございます。

10款教育費は以上です。

○議長（一場明夫君） 建設課長。

○建設課長（桑原正明君） それでは、引き続きまして、11款2項2目道路復旧費の150万円の追加のお願いでございます。10月の豪雨、また台風21号に伴う道路復旧のため、機械借り上げ料の追加をお願いするものでございます。よろしくお願いします。

○議長（一場明夫君） 説明が終わりました。

本件を議案調査といたします。12月12日までに調査が終了いたしますようお願いいたします。

◎議案第2号の上程、説明、議案調査

○議長（一場明夫君） 日程第22、議案第2号 平成29年度東吾妻町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）を議題といたします。

提案理由の説明を願います。

町長。

（町長 中澤恒喜君 登壇）

○町長（中澤恒喜君） 議案第2号 平成29年度東吾妻町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）について、提案理由の説明を申し上げます。

今回補正をお願いする額は、施設勘定、歳入歳出それぞれ339万4,000円を追加し、歳入

歳出予算の総額を1億430万円とするものでございます。

詳細につきましては担当課長より説明させますので、ご審議をいただき、ご議決をくださいますようお願いいたします。

○議長（一場明夫君） 続いて、担当課長の説明をお願いします。

町民課長。

○町民課長（三枝 仁君） それでは、国民健康保険特別会計補正予算、施設勘定について、事項別明細書により説明を申し上げます。

それでは、3ページをお願いいたします。歳入から説明いたします。

4款1項1目一般会計繰入金439万7,000円の減額でございます。

次に、5款1項1目繰越金779万1,000円の追加です。前年度繰越金の確定によるものでございます。

続きまして、4ページ、歳出ですが、1款1項1目一般管理費51万円の追加です。職員人件費として31万7,000円の追加、給与改定に伴う職員人件費及び時間外手当の追加でございます。それと、施設管理費として19万3,000円の追加です。印刷製本費及びカルテ等の管理を行う医事システムに係る支援料でございます。

次に、2款1項4目医薬品衛生材料費244万7,000円の追加です。医薬品の購入代を追加するものです。

同じく5目の検査費43万7,000円の追加です。検査に係る消耗品費及び血液検査等の増加に伴う委託料の追加でございます。

以上、国保特別会計補正予算の説明とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長（一場明夫君） 説明が終わりました。

本件を議案調査といたします。12月12日までに調査が終了いたしますようお願いいたします。

◎議案第3号の上程、説明、議案調査

○議長（一場明夫君） 日程第23、議案第3号 平成29年度東吾妻町介護保険特別会計補正予算（第2号）を議題といたします。

提案理由の説明をお願いします。

町長。

(町長 中澤恒喜君 登壇)

○町長（中澤恒喜君） 議案第3号 平成29年度東吾妻町介護保険特別会計補正予算（第2号）について、提案理由の説明を申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ97万2,000円を追加して、歳入歳出それぞれ16億8,680万1,000円とするものでございます。

詳細につきましては担当課長より説明させますので、ご審議をいただき、ご議決をくださいますようお願いいたします。

○議長（一場明夫君） 続いて、担当課長の説明をお願いします。

保健福祉課長。

○保健福祉課長（橋爪克敏君） お世話になります。

それでは、事項別明細書4ページをお願いいたします。

歳入ですが、3款2項6目の介護保険事業費補助金では、介護保険のシステム改修に対する国庫補助金でございます。

7款1項5目の事務費繰入金につきましても、システム改修に係る一般会計からの繰入金でございます。

続きまして、歳出ですが、1款1項1目の一般管理費では、介護保険システム改修委託料97万2,000円をお願いするものでございます。これは、介護保険制度改正に対応するための改修費でございます。

以上ですが、よろしくお願いいたします。

○議長（一場明夫君） 説明が終わりました。

本件を議案調査といたします。12月12日までに調査が終了いたしますようお願いいたします。

◎議案第4号の上程、説明、議案調査

○議長（一場明夫君） 日程第24、議案第4号 平成29年度東吾妻町下水道事業特別会計補正予算（第2号）を議題といたします。

提案理由の説明をお願いします。

町長。

(町長 中澤恒喜君 登壇)

○町長（中澤恒喜君） 議案第4号 平成29年度東吾妻町下水道事業特別会計補正予算（第2号）について、提案理由の説明を申し上げます。

今回補正をお願いする額は、歳入歳出ともに38万6,000円追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ5億5,034万7,000円とするものでございます。

詳細につきましては担当課長より説明させますので、ご審議をいただき、ご議決をくださいますようお願いいたします。

○議長（一場明夫君） 続いて、担当課長の説明をお願いします。

上下水道課長。

○上下水道課長（高橋 修君） お世話になります。

それでは、説明させていただきます。

事項別明細書4ページの2、歳入をごらんください。

5款1項繰入金であります。1目1節一般会計繰入金38万6,000円の追加のお願いでございます。

続きまして、3の歳出をごらんください。

1款1項1目の一般管理費38万6,000円の追加のお願いでございます。これは、職員の異動及び給与改定による人件費の追加によるものでございます。

以上です。よろしくお願いいたします。

○議長（一場明夫君） 説明が終わりました。

本件を議案調査といたします。12月12日までに調査が終了いたしますようお願いいたします。

◎議案第5号の上程、説明、議案調査

○議長（一場明夫君） 日程第25、議案第5号 平成29年度東吾妻町簡易水道特別会計補正予算（第2号）を議題といたします。

提案理由の説明をお願いします。

町長。

(町長 中澤恒喜君 登壇)

○町長（中澤恒喜君） 議案第5号 平成29年度東吾妻町簡易水道特別会計補正予算（第2号）

について、提案理由の説明を申し上げます。

今回補正をお願いする額は、歳入歳出ともに8万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ7,095万1,000円とするものでございます。

詳細につきましては担当課長より説明させますので、ご審議をいただき、ご議決くださいますようお願いいたします。

○議長（一場明夫君） 続いて、担当課長の説明をお願いします。

上下水道課長。

○上下水道課長（高橋 修君） それでは、3ページをお開きください。

2の歳入より説明させていただきます。

3款1項1目の繰入金でございますが、8万1,000円の追加のお願いでございます。

続いて、3の歳出でございますが、1款1項1目の維持管理費ですが、職員の異動及び給与改定による人件費の差額分8万1,000円の追加のお願いでございます。

以上です。よろしくお願いいたします。

○議長（一場明夫君） 説明が終わりました。

本件を議案調査といたします。12月12日までに調査が終了いたしますようお願いいたします。

◎議案第6号の上程、説明、議案調査

○議長（一場明夫君） 日程第26、議案第6号 平成29年度東吾妻町水道事業会計補正予算（第1号）を議題といたします。

提案理由の説明をお願いします。

町長。

(町長 中澤恒喜君 登壇)

○町長（中澤恒喜君） 議案第6号 平成29年度東吾妻町水道事業会計補正予算（第1号）について、提案理由の説明を申し上げます。

今回補正をお願いするものは、本年度の人事異動及び給与改定による補正でございます。

歳入歳出予算の総額に変動はございませんが、東吾妻町水道事業会計予算第3条に定めた収益的支出の予定額を補正するものでございます。

詳細につきましては担当課長より説明させますので、ご審議をいただき、ご議決くださいますようお願いいたします。

○議長（一場明夫君） 続いて、担当課長の説明をお願いします。

上下水道課長。

○上下水道課長（高橋 修君） それでは、説明させていただきます。

今回の補正予算は、先ほど町長の説明にもありましたが、収益的支出の補正でございます。平成29年度予算第6条で議会の議決を経なければ流用することのできない経費の条文に職員給与費の経費流用の場合は議会の議決が必要と記されているため、上程させていただきました。

2ページの平成29年度東吾妻町水道事業会計補正予算（第1号）実施計画書をごらんください。

収益的支出でございます。

1款1項営業費用、5目資産減耗費から3目総係費へ243万2,000円の流用のお願いでございます。人事異動に伴う人件費及び給与改定でございます。

続いて3ページ、平成29年度東吾妻町水道事業会計補正予算（第1号）収入及び支出の見積基礎をごらんください。

1款1項3目総係費の区分として、給料46万5,000円、職員手当138万1,000円、法定福利費47万9,000円、会費負担金10万7,000円をそれぞれ追加し、5目資産減耗費の固定資産除却費より243万2,000円を減額するものでございます。

以上でございますが、よろしくお願いいたします。

○議長（一場明夫君） 説明が終わりました。

本件を議案調査といたします。12月12日までに調査が終了いたしますようお願いいたします。

◎議案第23号の上程、説明、議案調査

○議長（一場明夫君） 日程第27、議案第23号 訴えの提起についてを議題といたします。

提案理由の説明をお願いします。

町長。

(町長 中澤恒喜君 登壇)

○町長（中澤恒喜君） 議案第23号 訴えの提起について、提案理由の説明を申し上げます。

旧吾妻荘における指定管理者からの施設使用納付金については、一部が収入未済となっており、再三請求を行ってきたところですが、いまだ納入されていない状況であります。今後、指定管理者に対して裁判による回収を求める民事訴訟を行うに当たり、訴えの提起を行うものであります。

詳細につきましては、担当課長より説明させますので、ご審議をいただき、ご議決をくださいますようよろしくお願いいたします。

○議長（一場明夫君） 続いて、担当課長の説明をお願いします。

地域政策課長。

○地域政策課長（浅見梅雄君） お世話になります。

訴えの提起について補足説明をさせていただきます。

旧榛名吾妻荘の指定管理者とは、平成21年11月24日に国民宿舎榛名吾妻荘の管理に関する協定書を締結し、平成22年2月1日より5年間の管理運営を委ねてきました。そして、平成27年2月27日に最終年度の事業報告に当たり、指定管理者からの報告の中では、協定書の契約期間は平成22年2月1日から27年1月31日である。会計年度は単年度であるが、契約内容は最終年度をもって契約完了と認識している。また、指定管理者には東電からの賠償金が支払われておりますが、この東電の賠償金は協定書の第27条の不可抗力に該当する。本来ならば町が負担すべきところを町にかかわって東京電力が負担したもので、賠償金は納付の対象となる収入には当たらない。また、賠償金については、平成23年度から25年度にかけては経常利益に含めて損益計算書を作成し、利益が発生した場合は、施設使用納付金として町に納めてきたが、賠償金を含めても5年間における収支はマイナス利益となるので、最終年度の26年度においては、賠償金は経常利益に含めず、損益計算書を作成し、町への納付金は発生しないとする事業報告がなされました。

これに対しまして、町では、この事業報告を保留しまして、後日、東電の賠償金は収入に当たる町の見解を伝え、事業報告書の修正、協議を求めてきましたが、回答はございませんでした。

このため協定書の第9条第1項、乙、指定管理者ですけれども、各年度の収入が当該支出を上回り利益が発生した場合は、当該利益を施設使用納付金として甲、町に支払うものとす

る。第10条では、納付金の額は利益額の2分の1とする。これらの規定に基づき、東電の賠償金を収入として算出した金額1,077万9,000円の請求を平成27年3月30日に行いました。

しかし、期日までの納入がなかったため、以降、督促や本社訪問を行うなどの取り組みをしましたが、いまだ納入されていない状況です。

9月定例会開催中の議員全員協議会で説明させていただきましたが、直近の請求につきましては、平成29年9月5日付で、納入がなされない場合は訴訟も視野に入れて取り組む旨、申し添えて回収に努めてきました。しかしながら、9月8日付でこれまで同様、支払う理由も意思もない回答がございましたので、議案書裏面の訴訟執行方針に沿って、今後、町の顧問弁護士にお願いし、収入未済となっている施設使用納付金の支払いを求める民事訴訟を前橋地方裁判所に行うため、訴えの提起を行うものでございます。

以上です。よろしくお願いいたします。

○議長（一場明夫君） 説明が終わりました。

本件を議案調査といたします。12月12日までに調査が終了いたしますようお願いいたします。

◎議案第24号の上程、説明、議案調査

○議長（一場明夫君） 日程第28、議案第24号 工事委託契約の変更締結についてを議題といたします。

提案理由の説明を願います。

町長。

（町長 中澤恒喜君 登壇）

○町長（中澤恒喜君） 議案第24号 工事委託契約の変更締結について、提案理由の説明を申し上げます。

本事業は、ハッ場ダム水源地域整備事業の一つで、町道三島・松谷線として実施している町道松谷・六合村線改築事業であります。今回提案いたします工事委託変更契約は、5月15日に開催された第2回臨時会でご議決をいただいた当初契約の変更契約を群馬県知事と行うものであります。

詳細につきましては、担当課長より説明させますので、ご審議をいただき、ご議決をくだ

さいますようよろしくお願いいたします。

○議長（一場明夫君） 続いて、担当課長の説明をお願いします。

建設課長。

○建設課長（桑原正明君） それでは、説明をさせていただきます。

町道松谷・六合村線改築工事につきましては、平成9年度から着手し、今年度末をもって完成を予定している路線でございます。提案いたします工事請負契約の変更締結でございますが、先ほど町長からの提案でもございましたように、8,000万円から8,472万7,800円ということで、増額をお願いするものでございます。

資料、平面図をごらんいただきたいと思います。

本年工事をしております赤く着色した部分、路床置換、また青色で記載してあります補強土壁埋戻、この部分に使用する土が軟弱質であり、支持力が得られないため良質土を入れかえる必要が発生いたしました。これに伴う費用がかさむということで、増額契約を行うものでございます。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（一場明夫君） 説明が終わりました。

本件を議案調査といたします。12月12日までに調査が終了いたしますようお願いいたします。

◎散会の宣告

○議長（一場明夫君） 以上で、本日の日程は全て終了いたしました。

議員各位に申し上げます。

本定例会に提案されました議案につきましては、時間を有効に活用し、十分調査されるようお願いいたします。

なお、次の本会議は12月13日午前10時から会議を開きますから、ご出席をお願いいたします。

本日は、これをもって散会いたします。

大変お疲れさまでした。

（午前11時55分）

平成29年12月13日（水曜日）

（第 2 号）

平成29年東吾妻町議会第4回定例会

議 事 日 程（第2号）

平成29年12月13日（水）午前10時開議

- 第 1 議案第 7号 議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する
条例について
- 第 2 議案第 8号 東吾妻町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一
部を改正する条例について
- 第 3 議案第 9号 東吾妻町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例について
- 第 4 議案第10号 東吾妻町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例につい
て
- 第 5 議案第11号 東吾妻町特別職の職員で非常勤のもの及び各種委員会の委員の報酬及
び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について
- 第 6 議案第12号 東吾妻町道路占用料徴収条例の一部を改正する条例について
- 第 7 議案第13号 東吾妻町公共物使用等に関する条例の一部を改正する条例について
- 第 8 議案第15号 東吾妻町立認定こども園条例について
- 第 9 議案第14号 東吾妻町立学校給食費徴収条例の全部を改正する条例について
- 第10 議案第16号 東吾妻町保育所の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例に
ついて
- 第11 議案第17号 東吾妻町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担等
に関する条例について
- 第12 議案第18号 東吾妻町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定め
る条例の一部を改正する条例について
- 第13 議案第19号 東吾妻町立学校通学問題審議会条例の一部を改正する条例について
- 第14 議案第20号 東吾妻町立学校給食センター設置条例の一部を改正する条例について
- 第15 議案第21号 東吾妻町体育施設設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例に
ついて
- 第16 議案第22号 東吾妻町体育施設使用料条例の一部を改正する条例について
- 第17 議案第 1号 平成29年度東吾妻町一般会計補正予算（第5号）

- 第 1 8 議案第 2 号 平成 2 9 年度東吾妻町国民健康保険特別会計補正予算（第 3 号）
第 1 9 議案第 3 号 平成 2 9 年度東吾妻町介護保険特別会計補正予算（第 2 号）
第 2 0 議案第 4 号 平成 2 9 年度東吾妻町下水道事業特別会計補正予算（第 2 号）
第 2 1 議案第 5 号 平成 2 9 年度東吾妻町簡易水道特別会計補正予算（第 2 号）
第 2 2 議案第 6 号 平成 2 9 年度東吾妻町水道事業会計補正予算（第 1 号）
第 2 3 議案第 2 3 号 訴えの提起について
第 2 4 議案第 2 4 号 工事委託契約の変更締結について
第 2 5 委員会報告について
第 2 6 閉会中の継続審査（調査）事件について
第 2 7 町政一般質問

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（14名）

1 番	一 場 明 夫 君	2 番	里 見 武 男 君
3 番	小 林 光 一 君	4 番	重 野 能 之 君
5 番	竹 渕 博 行 君	6 番	佐 藤 聡 一 君
7 番	根 津 光 儀 君	8 番	樹 下 啓 示 君
9 番	山 田 信 行 君	1 0 番	茂 木 恒 二 君
1 1 番	金 澤 敏 君	1 2 番	青 柳 はるみ 君
1 3 番	須 崎 幸 一 君	1 4 番	浦 野 政 衛 君

欠席議員（なし）

地方自治法第 1 2 1 条第 1 項の規定により説明のため出席した者の職氏名

町 長	中 澤 恒 喜 君	副 町 長	渡 辺 三 司 君
教 育 長	小 林 靖 能 君	総 務 課 長	茂 木 聡 君
企 画 課 長	水 出 智 明 君	地域政策課長	浅 見 梅 雄 君
保健福祉課長	橋 爪 克 敏 君	町 民 課 長	三 枝 仁 君

税 務 課 長	黒 岩 康 茂 君	農 林 課 長	丸 山 和 政 君
建 設 課 長	桑 原 正 明 君	上 下 水 道 課 長	高 橋 修 君
会 計 課 長 兼 会 計 管 理 者	松 井 秀 之 君	教 育 課 長	田 中 康 夫 君

職務のため出席した者

議 会 事 務 局 長	堀 込 恒 弘	議 会 事 務 局 佐 補	水 出 淳
議 会 事 務 局 佐 補	高 橋 智 恵 子		

◎開議の宣告

○議長（一場明夫君） 皆さん、おはようございます。

ただいまより本日の会議を開きます。

本日は傍聴の申し出があり、これを許可いたしました。

傍聴される方に申し上げますが、受け付けの際にお渡しした傍聴人心得をお守りの上、静粛に傍聴されますよう、よろしくお願いいたします。また傍聴席にございます議案等の傍聴用資料は、お帰りの際にはお返しくさせていただきますよう、あわせてお願い申し上げます。

（午前１０時００分）

◎議事日程の報告

○議長（一場明夫君） 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

議事日程に従い、会議を進めてまいります。

◎議案第７号～議案第９号の質疑、自由討議、討論、採決

○議長（一場明夫君） 日程第１、議案第７号 議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例について、日程第２、議案第８号 東吾妻町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例について、日程第３、議案第９号 東吾妻町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例についての、計３件を一括議題といたします。

本３件については、去る１２月５日、議案調査としてありますので、続いて質疑を行います。
１０番、茂木議員。

○１０番（茂木恒二君） 伺います。

一括提案ということで、この７号、８号、９号については新たに財政負担を生じるものというふうに理解しておりますが、国の人事院勧告を受けての今回の提案であるというふうに

説明を受けています。

この提案書を見ますと、それぞれの率というか、こういう率であげるんですというふうに書いてあるんですが、改めてお聞きしたいのは、それぞれの新たな財政負担の中で、7号、8号、9号のこの提案どおりの場合だと、実額が幾らになるのか。今回は12月の補正で出てきているんで、12月、今年度の分と、それから来年度の分と分けて実額で幾らかを教えてくださいたいと思います。

○議長（一場明夫君） 総務課長。

○総務課長（茂木 聡君） おはようございます。よろしくお願いします。

12月補正で計上させていただいております人事院勧告の差額については、多少異動の分も入っておりますが、特別会計合わせた全体額で1,467万8,000円を計上させていただいております。

来年度以降についても、この額については変更ございません。ただし、退職、新人ということで、相対的には異動ありますけれども、この増額分については、今後もこの額でよろしくをお願いします。

○議長（一場明夫君） 10番、茂木議員。

○10番（茂木恒二君） 1,467万円ということで、これは7号、8号、9号足したものということでもいいんですか。そうすると、これは12月の今回の補正の分のそれぞれ示されているトータルということになると思いますけれども、平成30年度については、期末手当と勤勉手当ということなんで、来年、年2回になるんですか、そうすると、おおむね29年度1,467万円、30年度については、いろいろ異動が、動きがあるということで、正確な数字ではなくても、大ざっぱに計算すると約1,467万円を一つのめどとして考えて、来年度については約3,000万円ぐらいというふうに、大ざっぱですけれども、そういうふうに考えればよろしいのですか。

○議長（一場明夫君） 総務課長。

○総務課長（茂木 聡君） 1,467万8,000円はそのまま年度を移行していきますので、ベースアップ分と0.1カ月の期末勤勉手当の増額分ですので、1,500万円が3,000万円、4,500万円とふえるわけではございません。1,400万円がそのままベースアップを含んで上がりまして、ただし、職員全体で見ますと、退職者が出たり新人が入ったりすることで、総額については変更がございますということでございます。

○議長（一場明夫君） 10番、茂木議員。

○10番（茂木恒二君） ちょっと聞き方が悪かったかもしれませんが、今回は12月で1,467万円ですね。手当だから夏と冬、そうすると、同じぐらいの金額だと、仮に。今回12月と。来年度2回あるんで、約3,000万円ぐらいと、年間で。そういう聞き方。それとはまた違うんですか。

○議長（一場明夫君） 総務課長。

○総務課長（茂木 聡君） 今回の12月補正につきましては、期末勤勉手当0.1カ月分につきましては、さかのぼらないで12月に一括支給という形をとっております。ですから、来年度につきましては、6月で0.05月分、12月で0.05月分で、0.1カ月分については同じでございます。ですからふえるということはございません。議員さんにつきましては、基本ベースは上がっておりませんので、0.1カ月分については同額の予算計上になっています。よろしくお願いします。

○議長（一場明夫君） 10番、茂木議員。

○10番（茂木恒二君） 私、人事院勧告というのは直接見たことないんで、どういう表現になっているのかわかりませんが、全国1,700幾つある地方自治体に人事院勧告ということで出されたと思いますが、各自治体それぞれ財政事情が違うわけですね。財政が豊かなところもあれば、厳しいところもあると。ですから、あくまでも勧告ですから、これを判断する場合には、一番は、当町の財政状況がどうかということで、一番の判断基準になると思いますけれども、そうすると、過去に人事院勧告何回か出ているようなんですけれども、国の方針はベースアップしなさいということで、各企業にお願いしているような社会の情勢なんです、そういう中で、過去に人事院勧告に従わなかったこともあるというふうに聞いたこともあるんですが、その辺はどうですか。

○議長（一場明夫君） 総務課長。

○総務課長（茂木 聡君） 一度、はるか昔にあったというふうに聞き及んでいるんですが、人事院勧告につきましては、上がるばかりではなく、減額の人事院勧告もございまして、平成18年度以降につきましてはほぼ減額で、この3年につきましては、官製春闘ということでベースアップが少しずつ上がっておりますが、それまでにつきましては、一時金期末勤勉手当につきましては、過去最高のときは5.4から5.5ぐらいあったのが、3.8まで減額になっております。それが、今少しずつまた戻っているところでございますので、上がるからふえるんだというのではなくて、全体を見ながら、人事院勧告を尊重し、県の人事院委員会の勧告も尊重して、検討して計上している次第でございます。

○議長（一場明夫君） よろしいですか。

○10番（茂木恒二君） はい。

○議長（一場明夫君） ほかにございますか。

3番、小林議員。

○3番（小林光一君） 幾つか質問させていただきたいと思います。

職員の給与につきましては、人事院勧告に従ってするのがいいのかなと思うんですけども、今回は、ちょっと私は迷っているところがございます。というのは、町民の感情として、なかなか議員とか特別職の報酬、さらには職員の報酬が非常に高過ぎるというような町民感情がございます。それについて、町長はどのように考えているか、まずちょっと質問させていただきたいと思います。

○議長（一場明夫君） 町長。

○町長（中澤恒喜君） お尋ねの点でございますが、職員給与につきましては、人事院で全国
の状況、民間との、それから官との格差等、十分に精査の上、勧告をするものでございまして、これにつきましては、県内全市町村がそれに従ってきているということでございます。

また、特別職等の給与につきましても、吾妻郡内の状況等を見まして、東吾妻町が突出して多いというふうな状況は現在のところございません。

○議長（一場明夫君） 3番、小林議員。

○3番（小林光一君） ラスパイレス・インデックスというのがございます。これは、全地方公共団体の一般行政職の給料の月額を同一の基準で比較しているわけでありまして。それじゃ、東吾妻町のラスパイレス・インデックスについてご質問させていただきます。幾つでしょうか。

○議長（一場明夫君） 総務課長。

○総務課長（茂木 聡君） ちょっと手持ちの資料がございません。99.7前後だったような気がします。よろしくお願いします。

○議長（一場明夫君） 3番、小林議員。

○3番（小林光一君） 私のほうでちょっと調べたところですが、99.2でほとんど同じなんですけれども、99.2だということのようです。じゃ、今全国の町村の平均のラスパイレス・インデックスというのはご存じでしょうか。

○議長（一場明夫君） 総務課長。

○総務課長（茂木 聡君） 申しわけございません。手元に資料がなくて、ちょっと今ござい

ません。よろしくお願いします。

○議長（一場明夫君） 3番、小林議員。

○3番（小林光一君） 私の調べたところによると96.3ということで、当町が2.9ほど高いわけですね。そういうことになっています。だけれども、この数字というのは、全国平均からどれだけ当町が高いかという、2.9高いということなんですけれども、これ全国ですから。群馬県にちょっと、県下について考えてみますと、23町村あると思いますね。その場合のラスパイレス・インデックスはどのくらいのところにあると思いますか。

○議長（一場明夫君） 総務課長。

○総務課長（茂木 聡君） ちょっと資料がありませんので、申しわけございません。

○議長（一場明夫君） 3番、小林議員。

○3番（小林光一君） 23町村で、上から4番目ぐらいなんですね、この数字が。23町村で4番目という、非常に高いわけです。それで、現在、先ほどもちょっと質問がありましたけれども、町の財政状況というのを考えて、こういうものはすべきだということなんだと思いますけれども、財政状況としては、その23町村の中で、例えば、先ほど同僚議員が委員会等で質問しておりますけれども、財政状況は実質公債費比率というのがワースト・ワン、これは皆さんもご存じだと思います。それと将来負担比率はワースト・フォーと、そういう意味では、両方とも23町村の中で最悪ということになるんじゃないかなと、こう思うわけですね。

今回は、ほかの議案に給食費の無料化というのが掲げられております。そういうことからすると、そういうものを町民にお願いしているわけですがけれども、やっぱり財政状況、非常に、給料は上から4番目ぐらいにいいと、しかし財政状況は下から1番とか4番とか、そういうことの状況のわけですね。ですから、そういう無償化をお願いしている手前、我慢もやむを得ないのではないんだろうかというようなことを思いますけれども、町長のお考えをちょっと、見解をお聞かせいただければと思います。

○議長（一場明夫君） 町長。

○町長（中澤恒喜君） 東吾妻町におきましては、平成24年に給与を改正した実績がございます。そのような努力を重ねております。

また、ラスパイレス指数につきましても、これはその時々々の年の職員の年齢構成でありますとか、そういうものによって上下する指数でございまして、そのようなことを考えて職員の給与の改正も行ったというふうなことでございまして、今後もそういった周辺の状況、県内の状況等も見ながら、十分に把握をして、今後ともしっかりと精査をしていきたいと思っ

ております。

○議長（一場明夫君） 3番、小林議員。

○3番（小林光一君） 町長の考え方はわかったんですけれども、全体的に見て、当町は財政的には大変厳しいと。それなのに、ほかの市町村に比べると給料はちょっといいと。多い方から4番目ということですので、ぜひその辺を考えていただければなと、こう思って私の質問は終わります。

どうもありがとうございました。

○議長（一場明夫君） 回答はよろしいですか。

ほかにございますか。

10番、茂木議員。

○10番（茂木恒二君） ラスパイレス指数、これは今から二、三十年前ですか、まだ合併前の3,000幾つあるときに、写真週刊誌「フォーカス」で取り上げられて、旧東村が一番高かったということで、二、三十年前で、私のおぼろげな記憶で、そのとき、ラスパイレスという言葉は私は初めて聞いたわけなんですけれども。

先ほど今、同僚議員から質問、行財政改革推進特別委員会で私も同じ質問をしたわけなんですけれども、そのとき、町長は「たしか、92ぐらいだったと思います」というお答えだったんですよ。ですから、私はちょっとそれは違うんじゃないかなと思って、その場では反論できなかったんですけれども、ホームページへ出せる数字から見ると、99.2ですね。見ると、平成25年から26年、27年、28年というラスパイレス指数の当町の移り変わりがあるんですけれども、それに同じデータの中に類似団体平均、類似団体というのは郡内ということではなくて、人口規模、産業構造が類似している団体のラスパイレスというのが出ているわけなんです。

これを見ると、28年度、昨年度は、当町99.2、ですから国家公務員を100とすると、当町は99.2、ほぼ国家公務員並みと。類似団体のほうを見ると、先ほど言いましたように、人口規模、産業構造が似ているところというと96.2なんですよ。3ポイントほど高いんですね、当町は。

それから全国町村平均が96.3。ですから、全国と比べても3ポイントほど当町は高いと。ですから、先ほど総務課長が手元にデータがないというのは、一体何なんですかという話なんですよ。改定を提案するのであれば、当然ラスパイレスというのは大きな指標基準なんで、それを踏まえて検討すべきなのに、回答すべき町長は「92」と言うし、総務課長は「手元に

データがありません」と言うし、本当に真剣にこれを提案しているのかなというのが素朴な疑問なんですけれども、その辺どうですか、町長。

○議長（一場明夫君） 町長。

○町長（中澤恒喜君） 私が92と言ったのは、資料があってお答えをしたわけではございませんので、そういった間違いをしたということは、申しわけないと思っております。

申し上げましたようにラスパイレス指数、その時々の方員の年齢構成というふうなものも非常に変動の要因になります。そのようなことで、東吾妻町の職員につきましては、高年齢、50歳以上の方が多いというふうなことからそういう傾向が出てきているところでございます。平成24年に給与の改正というものを行って対応してきたところでございますので、今後とも状況、推移等も十分に精査をして、これにつきましては、しっかり取り組んでまいりたいと思います。

○議長（一場明夫君） 10番、茂木議員。

○10番（茂木恒二君） もう1点だけ。今、当町は年齢構成が高いからラスパイレスが高くなっているんですよという話なんですけれども、このデータを見ると、ラスパイレス指数がというところの解説で、いろいろ書いてあるんですけれども、学歴や経験年数の差による影響を補正しと、ですから年齢なんか等も勘案してということだと私は思うんです。ですから、町長の答弁の年齢が高いというのは、その説明にはなっていない。このラスパイレスの解説を見ると思うんですが、その辺はどうですか。

○議長（一場明夫君） 総務課長。

○総務課長（茂木 聡君） ラスパイレス指数の出し方につきましては、1歳刻みに出しておりません。決まりがありまして、年齢区分に応じて出して、町長、今申し上げたのは、年齢区分にたまたま塊がありますというラスパイレスは上がってしまうというラスパイレスの仕組みの説明をしていただいたんだと思います。ですから、うちの当町もそういうところがたまたまありまして高くなりましたという説明だと思うのですが。

○議長（一場明夫君） よろしいですか。

5番、竹渕議員。

○5番（竹渕博行君） ただいまお二方の議員のほうから質問ございました。そのとおりだと思っております。今回、人事院勧告、そういったことでふえるというような形で出ておりますけれども、本来、これから審議されますいろんなことにおいて、給食費の無料化も審議されるわけなんですけれども、私は特に議案第8号、特別職の町長、副町長、教育長、減額するの

かなと思ったら、上げてくれという要求でございます。

10年前は、我が町は子供は100人生まれていた。ことしにおいては50人を下回る出生数でございます。子供支援は今まで以上に必要であり、いろんな面から支援をしなければいけない。そういった面で、今回上程もされておりますけれども、やはり我が身を切って、少しでも状態をよくしていくんだと意気込みが全く感じられない。私は、そういった意味では、議員の報酬も特別職の報酬も下げるんであって、それをやはり子育て支援に回すべきだというふうに考えておりますので、意見として申し上げておきます。

町長、何かありましたら、お願いしたいと思いますけれども。

○議長（一場明夫君） 町長。

○町長（中澤恒喜君） 竹渕議員のご意見ということでございます。

職員あるいは特別職等の給与というものも、周辺の状況等も勘案をしながら、今回提案をしたということでございますので、ご理解のほどをお願いいたします。

○議長（一場明夫君） よろしいですか。

ほかにございますか。

4番、重野議員。

○4番（重野能之君） 先ほどから先輩議員のいろんな議論が行われておりますが、少し視点を変えまして、改めてちょっとお伺いしたいんですが、現在、この町にも始まって、全国的に少子化ということで、これは誰もが認識して、問題意識を抱いているところなんです、その少子化にはいろんな要因があると思うんですが、例えば町長が今、少子化の要因、ここら辺をどのようなことがあると、改めてお考えでしょうか。

○議長（一場明夫君） 重野議員、この報酬の関係と関連のある内容になりますか。

では、じゃ、町長、先にそれを答えていただきます。

町長。

○町長（中澤恒喜君） 少子化につきましては、やはり若い男女の組み合わせ家庭が少なくなっているということが、まず第一だと思っております。やはり、ここ東吾妻町、皆さん、高校、大学と教育を受けております。その教育を受けたものをみずからの職業として選ぶ場合に、この東吾妻町周辺にはなくて、首都圏のほうの会社なり官庁なり、そういうところへお勤めになるという方が多くなってしまっているということでございまして、そのことによりまして、若者が首都圏等に出ていってしまっていて、やはり子供をつくる世代が少なくなってしまうということでございます。

そのようなことから、東吾妻町におきまして、そういった若者の定住策というものも、しっかりとこれから取り組んでおります。

上信自動車が今度この町に建設をされて、インターチェンジも多くつくられるということでごさいます、町内の企業もそれに向けて対応を今、工場増設等も行っております。企業誘致等も行って、若者の魅力ある職場というものもこの町につくっていくということが、一つの大きな課題だと思っています。

それと、子供たちを育てていくためには、やはり教育費等の支援を行っていくのを非常に大きな支援施策だと思っておるところでございます。

そのようなことで、私も給食費の無料化というものは、就任以来、訴えてまいりました。私が就任した22年のとき、県内では南牧村1村のみ給食費の無料化というものを実施をしておりました。そこで、議会の皆様にご理解を得られなかったということでございます。しかし、今現在、県内8市町村で完全無料化という状況になっておりますので、それについては、ぜひこの東吾妻町でも、子育て支援の本当によい施策だと思っておりますので、皆様のご理解をいただきたいと思っております。

そのようなことで、少子化につきまして、これから克服をして、この東吾妻町、子供たちの声が大きく聞こえる、そのような町にしていきたいと思います。

○議長（一場明夫君） 4番、重野議員。

○4番（重野能之君） 先ほど、町長の答弁の中でもありました。この東吾妻町だけではなく、日本全国が少子化という現象が起きております。先ほど答弁の中にも一部ありました給食費の問題にしても、結局、若い世代の所得の減少ということが、非常にこの少子化の要因というものが大きな位置を占めていると思います。

これ、参考までに、1997年30年代の所得が約500万円から699万円、2012年にいきますと300万円から499万円、こういった30代の所得というものが非常に減っております。そういったことを受けて、子供を産みたいけれども子供が産めない。そういった所得というものが減少していくことによつての要因というのも、非常に大きいと思います。

そういう中で、国がどういう動きをしているか、もし町長が認識されているところがあったら、お聞きしたい。

○議長（一場明夫君） 町長。

○町長（中澤恒喜君） 昨今の状況を見ますと、保育の無償化というものが今協議をされているようでございます。給食費の無料化というものも、当然その中には協議事項には入ってお

と思います。

こういうものを地方でまず実践をして見せて、そして国のお金で保育支援、給食費の無料化等も行っていただくということが、一つの方法かと思っております。

例えば、森林環境税、群馬県では緑の県民税というものを先行して行っています、県税でございすけれども。今度は、国で、国税版の森林環境税をつくるという方向で今、これは進んでおるところでございまして、やはりそのような流れというものが非常に有効だと思っております

そのようなことから、東吾妻町でも保育世代への支援というものをしっかりと行っていくべきだというふうに思っております。

○議長（一場明夫君） 4番、重野議員。

○4番（重野能之君） まさにそういった給食費、あるいは保育料の問題というものが、もうそのとおりだと思います。

国としては、若い世代が所得が減っていると。そういった中で、じゃ、なぜ所得が減っているか。一方で、非常にもうかっている大企業、企業はあるんですね。なかなかそういったもうかっている企業の利益が、若い世代の働いている人たちに余り還元されていないんじゃないかと、そういったことで所得が伸びない。そして将来の生活に、子育てに不安を抱く、なかなか結婚ができなかったり、子供が1人、2人、3人、4人となかなか産めないような、そういった心配を抱いている若い人たちがいるということが現状ではないかと思えます。

そして、政府が今、先ほど町長の答弁の中にも含まれておりました。今、政府がやろうとしていることは、そういったもうかっている企業が、ある程度利益を得たら、もう少し若い世代に還元しましょう。働いている人たちに。これは、例えば公務員であれば、職員。こういった人たち、例えなんですけれども、そういった働いている人たち、特に若い世代の所得を上げてやろうじゃないか、上げようじゃないか。そういったことで、企業の労働分配率、こういったもの引き上げていくと。こういった流れになっております。

今回の人事院勧告、こういったものも、ラスパイレス指数、そういったことがありますけれども、そういった民間企業に、あるいは先行してやはりそういった公務員であったり、そういったところからまず、逆にある意味上げていってそういう流れをつくっていかうと、こういったような政府の流れがあるのではないかなと思いますが、町長、そこら辺どうでしょうか。

○議長（一場明夫君） 町長。

○町長（中澤恒喜君） 重野議員のお話のとおりだと思います。そのように国としても企業というものを巻き込みながら、子育ての世代に向けた支援をこれから充実をさせていくという方向だと思っています。

○議長（一場明夫君） よろしいですか。

ほかにございますか。

（発言する者なし）

○議長（一場明夫君） 質疑もないようですので、質疑を打ち切ります。

自由討議を行います。

14番、浦野議員。

○14番（浦野政衛君） 今定例会の中で、総務建設常任委員会の中でも、所管事務調査というふうなことで時間をいただきましたけれども、町長さん、副町長さんも出席のもと、1時間ほど今回の人事院勧告の報酬と費用弁償、これを上げるというようなことで審議をして、質疑をさせてもらいましたけれども、当然、総務課長さんのほうにも、所管の事務調査がありまして、調査をさせてもらいましたけれども。やはり群馬県下で財政状況がワースト・ワンというふうなことで、非常に一番最下位ですよね。そういった中で、今回、吾妻郡の6カ町村の中で全てみんな人事院勧告に従って上げるというふうな方向でいるんだというふうなお話をいただきました。回答もいただきましたけれども、そういった中で、じゃ、いつになったら財政状況の健全化ができるんだというふうなことをやっぱり自分で考えたときに、やはりこれは実際に現職で携わっている議員、特別職、職員の皆さんが取り組まないと、財政改善にはつながらないと思うんですよね。そういったことを考えると、今回は国からのお達しで、人事院勧告が出たから、今回それに従って上げるんだというふうなことですけれども、やはりそれは東吾妻町が状況が悪いのであれば、町長さんの定例会の冒頭の開会の挨拶の中でも、財政は厳しいんだというふうなこと、非常に話の中で盛り込んでいましたよね。

そうしますと、町の中にも課長会というふうなことが、会があって、そういうところで町長さんが一言話をしていただいて、今回は勧告が出ているけれども、町の財政状況厳しいから、今回は据え置きで何とか頑張って、今までどおりの給与、報酬でいこうじゃないかというふうな問いかけできなかったかということも問いただしたんですけれども、それはできなかったというふうなことで、非常に残念に思っています。

これは、実際、現職の人が取り組まないとできないことでありますから、誰かが携わっているときにそういうものを実施しないと、財政の健全化にはとりつけないというふうなこと

だと思しますので、そのことを強く申し添えておきたいと思ひます。

○議長（一場明夫君） ほかにござひますか。

（発言する者なし）

○議長（一場明夫君） ほかにはないようひですひので、自由討議を打ち切ります。

討論を行ひます。

（発言する者なし）

○議長（一場明夫君） 討論なしと認めます。

最初に、議案第7号 議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例についての採決を行ひます。

お諮りいたします。本件につきましては、原案のとおりこれを決定することに賛成の方は起立願ひます。

（賛成者起立）

○議長（一場明夫君） 2番起立、6番起立、8番起立、12番起立、13番起立。

起立少数。

したがって、本件は否決されました。

次に、議案第8号 東吾妻町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例についての採決を行ひます。

お諮りいたします。本件につきましては、原案のとおりこれを決定することに賛成の方は起立願ひます。

（賛成者起立）

○議長（一場明夫君） 2番起立、4番起立、6番起立、7番起立、8番起立、12番起立、13番起立。

起立多数。

したがって、本件は可決されました。

次に、議案第9号 東吾妻町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例についての採決を行ひます。

お諮りいたします。本件につきましては、原案のとおりこれを決定することに賛成の方は起立願ひます。

（賛成者起立）

○議長（一場明夫君） 2番起立、4番起立、6番起立、7番、8番起立、11番、12番、13

番起立。

起立多数。

したがって、本件は可決されました。

◎議案第10号の質疑、自由討議、討論、採決

○議長（一場明夫君） 日程第4、議案第10号 東吾妻町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

本件については、去る12月5日、議案調査としてありますので、続いて質疑を行います。

（発言する者なし）

○議長（一場明夫君） 質疑もないようですので、質疑を打ち切ります。

自由討議を行います。

（発言する者なし）

○議長（一場明夫君） 特にないようですので、自由討議を打ち切ります。

討論を行います。

（発言する者なし）

○議長（一場明夫君） 討論なしと認めます。

お諮りいたします。本件につきましては、原案のとおりこれを決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（一場明夫君） 起立全員。

したがって、本件は可決されました。

ここで暫時休憩いたします。

（午前10時38分）

○議長（一場明夫君） 再開いたします。

（午前10時41分）

◎議案第 11 号の質疑、自由討議、討論、採決

○議長（一場明夫君） 日程第 5、議案第 11 号 東吾妻町特別職の職員で非常勤のもの及び各種委員会の委員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

本件については、去る 12 月 5 日、議案調査としてありますので、続いて質疑を行います。

（発言する者なし）

○議長（一場明夫君） 質疑もないようですので、質疑を打ち切ります。

自由討議を行います。

（発言する者なし）

○議長（一場明夫君） 特にないようですので、自由討議を打ち切ります。

討論を行います。

（発言する者なし）

○議長（一場明夫君） 討論なしと認めます。

お諮りいたします。本件につきましては、原案のとおりこれを決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（一場明夫君） 起立全員。

したがって、本件は可決されました。

◎議案第 12 号及び議案第 13 号の質疑、自由討議、討論、採決

○議長（一場明夫君） 日程第 6、議案第 12 号 東吾妻町道路占用料徴収条例の一部を改正する条例について、日程第 7、議案第 13 号 東吾妻町公共物使用等に関する条例の一部を改正する条例についての、計 2 件を一括議題といたします。

本 2 件については、去る 12 月 5 日、議案調査としてありますので、続いて質疑を行います。

（発言する者なし）

○議長（一場明夫君） 質疑もないようですので、質疑を打ち切ります。

自由討議を行います。

（発言する者なし）

○議長（一場明夫君） 特にないようですので、自由討議を打ち切ります。

討論を行います。

（発言する者なし）

○議長（一場明夫君） 討論なしと認めます。

最初に、議案第12号 東吾妻町道路占用料徴収条例の一部を改正する条例についての採決を行います。

お諮りいたします。本件につきましては、原案のとおりこれを決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（一場明夫君） 起立全員。

したがって、本件は可決されました。

次に、議案第13号 東吾妻町公共物使用等に関する条例の一部を改正する条例についての採決を行います。

お諮りいたします。本件につきましては、原案のとおりこれを決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（一場明夫君） 起立全員。

したがって、本件は可決されました。

◎議案第15号の質疑、自由討議、討論、採決

○議長（一場明夫君） 日程第8、議案第15号 東吾妻町立認定こども園条例についてを議題といたします。

本件については、3番、小林光一議員ほか11名から、お手元に配付しました修正の動議が提出されております。したがって、これを本件と合わせて議題とし、提出者の説明を求めます。

3 番、小林光一議員。

（3 番 小林光一君 登壇）

○3 番（小林光一君） それでは、私は発議者を代表して、議案第15号 東吾妻町立認定こども園条例に対して修正の動議を提出します。

修正案は、お手元に配付されている案文のとおりでございます。

これよりその趣旨をご説明いたします。

第4条で施設の名称が規定されております。この名称ですと、以下の点で誤解を招きますので、修正すべきと考え、〇〇こども園とするものであります。

第1は、認定こども園は、幼稚園に保育所の機能を加えた施設のことで、幼稚園と保育園を一体化し、これまでの施設とは異なる新しいシステムであり、それを表現する名称とすべきであります。

第2は、名称は今後長きにわたり使用されるものであり、町民の誰にもフレンドリーで、親しみやすく、シンプルで、簡単で、イージー・ツー・アンダースタンド、わかりやすい名称にすべきであります。

第3は、認定こども園〇〇幼稚園という名称は、認定こども園になった〇〇幼稚園ということで、あくまで〇〇幼稚園であることを示しており、誤解を招きやすいので、制度上廃止した幼稚園をつけるべきではないと考えます。

第4は、文教厚生常任委員会でも名称について慎重に審議した結果、全会一致で、「幼稚園」をつけないで統一した名称とすべきことを提言しております。

以上、総合的に判断して、議案第15号の認定こども園条例第4条の名称は、第2条でこども園を設置することが明記されており「認定」をつける必要もなく、園児にわかりやすくするために、平仮名表記で「あづまこども園」「おおたこども園」「はらまちこども園」「いわしまこども園」、そして「さかうえこども園」と修正すべきものと考えます。

また、それ以外の条文については、変更するものではございません。

以上が修正案の提案理由とその内容でございます。

議員各位のご賛同をお願いいたしまして、修正案の趣旨説明を終わらせていただきます。

以上です。

○議長（一場明夫君） 小林議員、そこにいてください。

説明が終わりました。

本件については、去る12月5日、議案調査としてありますので、原案と修正案についての

質疑を行います。

6 番、佐藤議員。

○6 番（佐藤聡一君） 今、報告者に確認したいんですが、今回、署名活動されて提示されていますが、私はこういう行為に関して、議会の形骸化、あと議会軽視という観点からすると、非常によろしくないかなと私は考えています。

やはりこの本会議で、発議者が2人いればできるわけですから、その辺をどうしてこういう形をとったか、ちょっと理由を聞かせてください。

○議長（一場明夫君） 佐藤議員、原案と修正案についての質疑ですけども。原案と修正案についての質疑を今やっている時間なんで、自分の考え方がこうだというのはちょっと違うと思いますが。

○6 番（佐藤聡一君） これは修正案なの。

○議長（一場明夫君） 今、修正案の説明をしていただきました。

○6 番（佐藤聡一君） 両案についての話の……

○議長（一場明夫君） 原案でも結構ですし、修正案でも結構ですから、質疑をしてくださいということで、先ほど時間をとりました。

○6 番（佐藤聡一君） だから、一度それに関しての意見を聞かせていただきたいなと思って。

○議長（一場明夫君） 小林議員、じゃ、答えてください。

○3 番（小林光一君） 今のご質問ですけども、この発議者がこんなに多いということに対してのご質問だとお受けしておりますけれども、あくまでも皆さん方をお願いいたしまして、別にならなくても結構なんでもということをお話しして、発議者になっていただければありがたいということを申し上げただけのことです。

以上です。

○議長（一場明夫君） よろしいですか。

○6 番（佐藤聡一君） わかりました。

○議長（一場明夫君） ほかにございますか。

（発言する者なし）

○議長（一場明夫君） 質疑もないようですので、質疑を打ち切ります。

小林議員、自席にお戻りください。

自由討議を行います。

（発言する者なし）

○議長（一場明夫君） 特にないようですので、自由討議を打ち切ります。

討論を行います。

（発言する者なし）

○議長（一場明夫君） 討論なしと認めます。

お諮りいたします。これから、議案第15号 東吾妻町立認定こども園条例についての採決を行います。

まず、本件に対する小林光一議員ほか11名から提出されました修正案について、起立によって採決をいたします。

本修正案に賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（一場明夫君） 2 番から 5 番起立、7 番から14番起立。

起立多数。

したがって、本修正案は可決されました。

次に、ただいま修正議決をした部分を除く原案について採決いたします。

お諮りいたします。修正議決をした部分を除く部分については、原案のとおりこれを決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（一場明夫君） 2 番から 5 番起立、7 番から14番起立。

起立多数。

したがって、修正議決をした部分を除く部分は、原案のとおり可決されました。

◎議案第14号の質疑、自由討議、討論、採決

○議長（一場明夫君） 日程第9、議案第14号 東吾妻町立学校給食費徴収条例の全部を改正する条例についてを議題といたします。

本件については、去る12月5日、議案調査としてありますので、続いて質疑を行います。

10番、茂木議員。

○10番（茂木恒二君） お伺いします。

給食費無料化が、原案のとおりだと5,200万円の年間の財政負担が生じるということで説

明を受けております。給食費の無料化についてはいろいろのメディアが取り上げて、非常に
関心のあるところということで認識していますが、現在、先ほど町長からもお話がありまし
たけれども、県内35市町村で、市の中では渋川、みどり市、それからあとは町村で上野村、
神流町、南牧村、嬭恋村、草津、板倉町ということで、8市町村が完全無料化をしていると。
ですから、残り27市町村はまだ完全無料化にはなっていないという状況で、同じ郡内では、
先ほどの中で嬭恋と草津が既に完全無料化になっているという状況です。

当町も今回、提案されたわけなんですけれども、いろいろ報道を見ると、給食費無料の是
非、それから給食費無料化の問うものという形で報道されています。

一つは、合併に絡めて、館林と板倉町が合併協議している中で、先ほどの中で板倉町は完
全に無料化していると。館林はまだと。合併するとどっちかに統一しなくちゃいけないとい
うことで、館林のほうは財政負担が多いということで慎重姿勢という報道されています。板
倉のほうは、合併した途端に給食費がまた有料化なんてことは絶対にできないということで、
いろいろ合併協議の大きなハードルになっているという議論がありました。

もう一つは、渋川市が完全無料化になりましたけれども、これも市長選の直前ということ
だったんですが、完全無料化になると、3億円が新たな財政負担になるということで、それ
も財政面でも、渋川市は市債残高を市民の数で割ると1人当たり50万円の借金があるという
ことで、財政面で慎重に検討すべきというのが、財政当局でいろいろされたようだけれど
も、最終的には決断したと。

そうすると、子育て支援という中で、子育て世代の費用負担を少しでも軽くしてあげたい
というのは、誰でも共通の認識だと思うんですね。ただ、そういう中で、一つは財源論と
いうのが必ず出てきて、そうすると、例えば5,200万円というのも半永久的にずっといくわ
けですから、これから幼稚園、保育園の費用の無償化ということも当然出てくる話なんで、
そういう中で、ますます子育て支援に関しては支出がふえていくという状況なんですね。

そういう中の今回の当町の議論なわけなんですけれども、そこで、きょう、上毛新聞の上毛川
柳というところに「無償化の子に借金を背負わせる」と。無償化は、だから非常にいいこと
なんだけれども、それを財政運営の中で、将来子供たちに負担を背負わせることになるんじ
ゃないかしらという川柳なんですね。そうすると、今回の議論は、子育て世代の負担を軽く
するというのは、誰でも異論がないこと。ただ、なぜ議論になるかということ、財源面でどう
ですかということなんですよ。

ですから、行財政改革推進特別委員会でも町長に財源の話を伺いましたけれども、改めて、

先ほど言いましたように、当町は実質公債費比率、いわゆる支出の中で借金返しが一番多い町なんですね。重い借金に苦しんでいるところなんですよ。そういう中で、今回無償化になれば9番目になるということで、どっちかというと先駆けグループになるわけなんですけれども、改めて5,200万円の財源をどういうふうに考えているか、町長にお伺いいたします。

○議長（一場明夫君） 町長。

○町長（中澤恒喜君） 給食費の無料化、非常に子育て支援には重要な施策だと思っております。子育て世代、子育て家庭の支援というものは、今、待ち望んでいる施策だと思っております。

財源につきましては先日もお話を申し上げました。新巻地区のゴルフ場跡地に、今32メガの太陽光発電所を建設がされておりますけれども、これにつきましては、稼働初年度におきましては、固定資産税が1億円近く入ってくるということでございます。

また、甘酒原太陽光発電、既に稼働しておりますけれども、これにつきましても、かなりの額が入ってくると思っております。

また、ハッ場ダムが完成いたしますと、ダム直下に企業局の水力発電所ができますが、その使用した水を、東京電力は導水管を設置をいたしまして、下流の発電所に順次回して行って、発電に利用するというところでございまして、これが設置をされますと、年間、新聞に出ましたけれども、数千万円が町に入ってくるということでございまして、また、上信自動車道完成の折、川戸インターそばのサンワにつきましては、このインターチェンジ完成を見込んで工場規模を倍に既にしておりまして、また雇用もふやしておるということでございますが、これにつきましても工場増設の固定資産税が入ってくる、またパナソニック朝日につきましても、工場増設の動きがございます。これにつきましても、そういう希望があるわけでございまして、また岩井地区におきましては、企業の本社を移転したいというお話もあります。

そのようなことで、固定資産税、法人税等の見込みは多いわけでございます。また、それに加えて、この町執行部の中で各事業の見直し等を行いまして、無駄をなくして、そして子育て支援に回していくということは、非常に重要な取り組みで、進めてまいりたいと思っております。

固定資産税が入りますと交付税が75%少なくなるということでございますけれども、それにつきましては、ふえる税額が多いものですから、それは十分に補填ができて、そして給食費の無料化に回せるということを考えておるところでございます。

そのようなことで、この給食費の無料化につきましてしっかりと取り組んでまいりまして、少子化対策、子育て支援をしっかりと進めてまいりたいと思います。

○議長（一場明夫君） ちょっとお待ちください。

質問の途中ですが、ここで休憩をとります。

再開を午前11時15分とします。

（午前 1 1 時 0 2 分）

○議長（一場明夫君） 再開いたします。

（午前 1 1 時 1 5 分）

○議長（一場明夫君） 引き続き質疑を行います。

10番、茂木議員。

○10番（茂木恒二君） 先ほどの続きということで、29年度末を考えると、当町の町債残高は特別会計を含めて155億の町債が残ります。いわゆる借金ですね。町民1人で割ると100万円を超えるということで、これが仮に利息が1%として、利息だけで1億5,000万円ぐらいかな。それに元本返していきますから、毎年十数億円は返していくという中ですね。実質公債費比率という難しい言葉ですけれども、支出の中で借金返しの率、大ざっぱな言い方なんですけれども、これが県下で一番悪いと。要するに、大きな借金をしょいながら、返ししながら、いろいろな施策を進めていくという状況だと私は認識しています。

そこで、給食費の無料化そのものは、子育て世代の負担軽減という面から言えば、何ら異論は言うことはできないと思います。ただ、お金のかかることなんで、行政にいろいろの町民のニーズというのがあるんで、優先順位と。一番大事なのはどうやって財源を出すかということなんですけれども、先ほど、町長の中から固定資産税等々と。それから事業の見直し等々でお話がありましたけれども、一番ベストな方法は、無償化しても後の世代に借金を残さない方法が一番いいわけですよ。だから議論になっているのは今やってあとで、今当町は借金の返済で苦しんでいますけど、後の世代に、子や孫の世代にそれをツケ回しするのは

いかんぞと、これ絶対に避けるべきだと。ですから、無償化するんだけど、借金のツケ回しはしないにはどうしたらいいのかという議論が、一番私は今大事なのかなというふうに思っています。

これは、なかなか口で言うのは簡単なんですけれども、難しいところなんで、例えば、朝日新聞ですけれども、大きく報道されたのは、「子育て支援で街づくり」というタイトルで兵庫県の明石市、明石海峡、明石大橋のあるところですね。ここは、子育て支援が非常に充実していると。隣接の神戸、それから加古川から若い子育て世代が流入してくると。子育て環境が非常に充実しているんだよと。

神戸、加古川は人口減、ひとり明石は人口増と。この理由の大きな一つが、子育て支援の中身が充実していると。そこで、じゃ、そういう財源はどこから出しているんだというのが一番興味の的なんですけれども、そうすると、先ほど町長が事業の見直しと、新しい財源をいろいろ言われましたけれども、事業の見直しという言葉がありました。

明石市はどういう事業の見直ししたかという、4つほどあるんですね。人口30万人、市役所の組織再編などで、職員の数を1割、200人減らしたんです。ということなんです。それで、人件費を減らすわけですね。給与も4%減らしました。

当町は先ほど可決されましたけれども、ふえるわけですね。まず、一番にそこにしたと。それから、2番目が、下水道整備計画という大きなお金がかかる計画があったようなんですけれども、600億円から150億円に削減しましたと、計画にかかるお金は。人口30万人ですから、額は大きいですね。それから、土木工事費を減らしました。

要するに、今やっている事業から捻出したわけですよ。出ていたやつから。これを子育て支援の財源に回しましたというんですね。そうすると、これを見ると、子育て支援のための例えば給食費の無料化、それから幼稚園、保育園の費用の無償化等々。あと児童相談所というの大きく幾つも設けたという、いろいろ、そういう要するにお金のかかることは、こういうことをやってお金を捻出したんですと。やりくりしたんですというのがあるんですね。これだったら、パーフェクトかどうかわかりませんが、後の世代に負担を回さないという考え方すると、立派だねと言えるんですけれども。

今のそういう観点から、町長の答弁を聞いていると、どうもその辺が財源の道筋がいまいち見えてこないと。だから当町は、「財政健全化に向けて徹底した改革に取り組む町」ということで、大きくスローガンとして掲げています。

ですから、今やっている事業、29年度は補正予算もあったんで、98億の歳出歳入の結果

になるわけですね。30年度についても庁舎の外構工事関係が、大ざっぱに言って約5億はかかるのはわかっていると。それで、そのほか老朽化対策等々で、お金のかかることはどんどんわかっている。借金は今ふえているんですよね。みんなが減らそうという時代に。そういう環境の中で、給食費の無料化を考えると、趣旨は賛成です。

ただ、財源論で言って、町の将来は10年、20年、30年というある程度のスパンで考えないといけないんで、20年後は私は生きていないですから、年齢ですから。そういうことで、ただ視点としては、そういう視点を持たなくちゃいけないということなんですよ。

ですから、私がここで主張したいのは、財源論をもっとしっかり詰めるべきだと。道筋をつけるべきだというのが、今の私の現在で感じるところなんです。そういう面から、先ほどの町長の答弁をお聞きしますと、まだ道筋が見えて来ないんですよ。その辺で、もう一度お願いいたします。

○議長（一場明夫君） 町長。

○町長（中澤恒喜君） 借金というお話でございます。

確かに町債でございますけれども、これは国から我々自治体に与えられた優遇制度でございますので、こういうものを活用して、将来のこの町、将来を担う子供たちに投資をしていくために事業を行っているものでございます。そのようなことでございますので、有効活用ということは、町民のため、将来の子供たちのために必要なことだと思っております。

また、固定資産税等の新たな財源が入るというお話以外にも、これまで温泉センターにつきましては、年間一般会計から1億円支出をしておりました。しかし、町民の皆様の福利厚生のための事業でございますけれども、町内には3つ温泉がございました。ですから、この一つを廃止をして、役場をそこに持って行って、役場を新築するよりは改修するほうが建設費は半分以下になるというふうな観点から、行ったところでございます。

そういった点、また榛名吾妻荘につきましても、大変厳しい状況でございまして、指定管理者が契約途中で投げ出してしまったというふうなことでございますが、これにつきましては、高崎市と協議の結果、高崎市に譲渡して、お金をいただいてお譲りをして、また将来この町の小学生も林間学校として使えるという条件をつけて、高崎市の専用の林間学校、専用施設にしたということでございます。このように新たな財源以外にも、今ある公共施設を忍びないでございますけれどもこうやって廃止をして、支出を抑えていくということも取り組んできたところでございます。

また、職員数につきましても、町村合併時の人数から54人削減をしております。毎年、総

人件費は下がっておるのでございます。

こういった努力を逐次行っておるところでございまして、新たな財源を見込みながら、給食費無料化完全実施できるということで、今回ご提案をさせていただいたということでございます。

○議長（一場明夫君） 10番、茂木議員。

○10番（茂木恒二君） 合併して10年たって、合併特例債、それから交付税措置等、優遇措置が、いわゆる平成の大合併はあめとむちで、あめの部分がそろそろ終わってくると。合併バブルと言われたほど優遇措置があったわけですね。それがどんどんなくなって、交付税は、予算編成方針にも書いてありましたが減っていくと。減っていくんですね、収入が。交付税が収入で一番大きいわけですから。そういう中で、縮む財政、収入という環境の中でもう一度しつこいようですね、趣旨はいいけれども、金がかかることについてはどうやって、後の世代に借金をツケ回ししないのかという議論を、まだまだ不十分だと私は思います。そこのところ、しっかり道筋を立てるべきだというのが、今の私の考え方です。

○議長（一場明夫君） 答弁はよろしいですか。

○10番（茂木恒二君） はい。

○議長（一場明夫君） ほかにございますか。

9番、山田議員。

○9番（山田信行君） かなり同僚議員とダブる点があるかと思いますが、質問させていただきます。

私も財政の健全化ということが非常に大事だと思います。お役所も民間もやはり非常に数値というのは大事だというように思います。その反面、この少子化の中で、子供たちを手厚く支援したいという気持ちは十分あります。私も近くに孫がいますんで、そういう思いは十分に感じられるところであります。

年間5,200万円の給食費の無料化ということで、今、ご父兄の皆さんがご負担をいただいているわけでありまして、小学校で1食270円、20日として5,400円、中学校は1食310円、20日として4,600円というような数値も出ておりますけれども、無償化にするに当たって、かなり削らなきゃならないという大変な想定があるわけですね、町長のお話の中では、固定資産税、法人税等々が入るということで、それもすぐに入るものと入らないもの、また、逆に町長がお話になりましたけれども、税制の伸びが出た地方交付税が税収の中でまた75%減額されるということで、恐らく2億2,000万円以上ふえないと確保できない

かなというふうに思っています。

また、いろいろの意味で、現在、給食にかかる費用、2億5,200万円ということですが、その内容は、施設、調理職員の人件費等、いろいろのものを負担しているのが2億、また父兄の皆さんがご負担いただいている5,200万円は、本当に食材だけだということであります。

そんな見地から、8市町村が既にスタートした、また27がまだしていないと。国の中でも、安倍総理は手厚くということで、このようなことも関連して言うておるというふうに思います。二、三年後にはなろうかと思えますけれども、私としては、半額でもいいんじゃないかなというふうな思いであります。それは、自治体の支出がふえる、厳しい自治体の財政の中でかなり圧迫されるだろうと。また、いろいろのお話を聞く中で、高齢化社会ということもある中で、子供のいない世帯、高齢者家族には恩恵が全くないと、ちょっと語弊がありますけれども、そういう考え方もなさる方もおられます。

また、子供の食事は自治体が責任を持つんだというような風潮といいますか、無償が当たり前のような昨今、そういうような風潮があると思います。

しかし、日本の教育の中で、やっぱり食べ物というのはいろんな思いがあると思うんですよね。親が食べられなくても子供に食べさすとか、そういうこともあった中で、食の安心さといいますか、思いというものが、なかなか子供には届かないような気がします。家庭教育の中で、それをどういうふうに進めていくかも必要だというふうに思いますけれども、後々にいろんなツケが残るという、そういうことについて、町長いかがでしょうか。

○議長（一場明夫君） 町長。

○町長（中澤恒喜君） 山田議員のご意見でございますけれども、高齢の方に恩恵がないというふうなことをおっしゃいましたけれども、お年寄りのための事業というものも、各種の医療補助等行っておるところでございます、その点は十分にご理解をいただきたいと思います。おります。

ツケが残るんではないかというふうなことでございますけれども、それにつきましては、先ほどご説明したような経過でございまして、この無料化のために新たな財源も求めて、そしてまた事業の見直し等行っていくのでございまして、ツケが残るようなものではございません。

○議長（一場明夫君） よろしいですか。

4番、重野議員。

○4番（重野能之君） この条例につきましても、自分なりに議案調査等をさせていただきました。先ほど、先輩議員からもいろいろなさまざまな貴重な質問もありました。一つ、今回の給食費の無料化というものが達成されるということで、その結果になった場合には、かなり、これは今回の条例が出たということだけではなくて、以前から給食費の無償化ということが、保護者の間にも当然、耳に入っている、頭の中に入っているという状況の中で、こういうことが達成してくれたら非常にありがたい、うれしいということを述べる保護者の方が多くいました。

また、一方で、単純な保護者の心配する一つの問題として、こういった給食費が無償化することによって、給食の子供たちが食べる、これ、私たち大人ではなくて、毎日それを食す子供たちの給食の質が確保されるのだろうか、これは単純に、かなりこういった心配な意見を自分は聞きました。無償化することによって、だんだん経費も節約していかなくちゃならない、そういった動きになって、食の安全がちゃんと確保されるのかと、質ですね、給食の質、ここら辺の懸念があったんですが、そこら辺のところはどのようにお考えでしょうか。

○議長（一場明夫君） 町長。

○町長（中澤恒喜君） 重野議員の子育て家族の皆さんのありがたいというご意見をいただいたということで、うれしく思っております。

また、一つの心配事で、無料化して給食の質が下がるのではないかと、そういうお話でございませうけれども、そういうことは決してないのでございます。給食センターの栄養士、しっかりその点は管理して、子供たちの給食を真心込めてつくっておりますので、そういうことは絶対にないということを明言いたします。

○議長（一場明夫君） よろしいですか。

5番、竹渕議員。

○5番（竹渕博行君） 今回の案につきましては、非常に我が町の子育て世代にとって大変ありがたい、そういったような条例だと私は思っておりますけれども、ちょっと質問がかぶるところがありますけれども、町が無料化にすることによって、非常に責任が重大になってくる。これはどういうことかといいますと、先ほど重野議員もおっしゃっていましたが、やはり食の安全、または保護者が子どもたちが今何を食べているのかということの関心度、こういったものが今以上に失われてしまう、こういった危険性がある可能性があると考えております。

そういったところで、今後、教育委員会として、子供たちの食べているものが、保護者にメニューだけではなくて、こういったものを食しているんだということを、ある意味、定期的に示していかなければいけないんだというふうに思っております。

そういった中で、教育課として、保護者に対して、こういった安全なもので、こういったものを食しているんだということの示し方をどういうふうに考えておるのか、お聞かせいただければありがたいと思いますが。

○議長（一場明夫君） 教育長。

○教育長（小林靖能君） 食の安全と質の確保というのは、先ほどの町長の答弁のとおり、職員がしっかりとやってくださるというふうに私自身は考えておりますし、そうやってくださると信じております。

もう一つの質問であります、保護者の皆様方が自分の子供さんたちが、どのような給食を食べているかという面につきましては、一つは献立表というのが当然あります。これは、もう毎月出しております。

それから、これからはそれだけでなく、学校便りや学年便り等も使ってそういった「こういうあれが出てきましたよ」と。「子供さんたちの感想はこうだったですよ」というようなこと等はつけ加えていかなければならないというふうに考えております。それは、冒頭に申しました食の質の確保と安全・安心にかかわることにつながっていくというふうに、受けとめております。

それから、もう一つは、どこの学校でもというわけにはいきませんかもしれませんが、折にふれて、給食センターのほうに試食に行くということも、もちろん実費支払ってということになりますけれども、行ってもらふということ等も考えられるというふうに、今は考えております。

○議長（一場明夫君） 5番、竹渕議員。

○5番（竹渕博行君） ありがとうございます。

先ほどの町長の答弁、そして、今の教育長の答弁を本当に担保として、今後ご努力いただきたいというふうに思っております。

給食費を無料化した行政、どことは言いませんけれども、やはり現場で、本来はこういったものを使いたいんだけど、予算が厳しくなって、A級品からB級品になってC級品になる、こういったようなことが実際にあるようです。我が町は決してないと思いますけれども。そういったものをきちんと今おっしゃったようなものを担保として、ご努力いただき

たいというふうに思っております。

以上です。

○議長（一場明夫君） ご意見としてよろしいですか。

○5番（竹淵博行君） はい。

○議長（一場明夫君） 次に、7番、根津議員。

○7番（根津光儀君） 財源、安全、質、保護者への理解というようなことで皆さんお話になりましたけれども、実は、食育であるとか、地産地消という言葉がいつの間にか聞こえてこなくなってきました。一時のブームだったのかもしれませんが、食の大切さ、そしてこの給食の大切さ、ありがたさというものをきちんと子供たちに伝えていってほしいと思いますので、そのところを教育長にお約束をいただければ、ありがたいなと思いますが。

○議長（一場明夫君） 教育長。

○教育長（小林靖能君） 約束ということよりも、今まで、給食センターを中心にして進めてきてくださった、子供たちの食に対する安全・安心というものと質の確保ということは、これからもずっと続けていってくれると、先ほどの答弁のように、やってくれると信じております。

それから、地産地消というのは、一時期のブームでなくて、今でもそれは食材の一部として使用しているということですので、それをこれからもやっぱりやっていくということになっていくと考えております。

○議長（一場明夫君） いいですか。

11番、金澤議員。

○11番（金澤 敏君） 財源論がいろいろ今、取り沙汰されておりますけれども、予算内で回していけばいいことですから、それはもう執行部の裁量ということでいいのかなと思います。

ただ、私、財源論の中で、一つ特別委員会の中で気になったことがあります。それは、固定資産税等が3年ぐらいはなかなか入ってこないということで、じゃどうするんだという中で、基金の運用ということを財政担当がおっしゃったんですけれども、これ、本当に行っていいと、町長、お考えでしょうか。

○議長（一場明夫君） 町長。

○町長（中澤恒喜君） それにつきましては、特別委員会の中で、企画課長のほうからご説明を申し上げたとおりでございます。

これにつきましては、安全が担保できるものを活用しながらふやしていくということでございます。

○議長（一場明夫君） 11番、金澤議員。

○11番（金澤 敏君） 債券の運用で、安全な担保できるものというのは、何かあるんですか。

○議長（一場明夫君） 企画課長。

○企画課長（水出智明君） 特別委員会の中で、基金を運用していくというのは、今検討しているという段階でございます。安全な運用の仕方の担保があるのかと言われますと、完全に安全だということは言えないところですが、検討材料の中で考えているのは、各自治体の地方債、この辺を考えているということで、今までの前例の中では、それがだめになったというものは1件もないというようなこともありまして、その辺で検討をしていければというところで話をしたところでございます。

以上です。

○議長（一場明夫君） 11番、金澤議員。

○11番（金澤 敏君） 今まで、そういう事故的なものがなかったということで、検討に入っているんだということでありますけれども、私としては、それは本当は禁じ手ではないのかなと感じていますが、課長は禁じ手ではないと言い張る根拠みたいなものを、ちょっとお聞かせください。

○議長（一場明夫君） 企画課長。

○企画課長（水出智明君） 全額の基金をするということではなくて、今、普通預金、定期預金に基金を積んでおりますが、利息については全部の基金で約300万円とか400万円というような形でございますが、この辺をわずか部分的ではありますが、債券の運用をしていければ、それよりもわずかは、少しでもふえるだろうということで、その辺の活用ができないかなということを検討しているということで、全てのものをしていって、債券運用をしていくということではなくて、部分的なものを使って、少し、わずかでも財源をふやしたいという観点から検討していきたいということでございます。

○議長（一場明夫君） 11番、金澤議員。

○11番（金澤 敏君） 私が言っているのはそういうことではなくて、これは禁じ手ではないかと私は判断するんですけれども、課長は、町長でもいいんですけれども、これは禁じ手ではないと明言なさいますか。

○議長（一場明夫君） 企画課長。

○企画課長（水出智明君） 明言とまで言われますと、私の立場で言えるところではございませんが、各自治体でもそのようなことしているところがありますので、そういうことも財源確保の一手段として検討をしていきたいということでございます。

○議長（一場明夫君） 町長、答弁がありますか。

町長。

○町長（中澤恒喜君） これにつきましては、給食費を無料化を実施する中で、自主財源等の運用をする中で、もし基金を運用する必要が出た場合の話でございまして、このような運用を率先してやるということではございません。その中で、必要が出てきたら、こういうものもありますよという話でございまして、そこまでいかないで、完全無料化が実施できると思っております。

○議長（一場明夫君） 11番、金澤議員。

○11番（金澤 敏君） そういうことですよね。

この禁じ手というかも、債券の運用なんていう危険なことに入っていくということは、もうこの町がそれだけ危機的な状況になっているんだという、それを証明してしまうようなことですから、それは確実になさらないようにお願いいたします。それは、本当に以前、吾妻広域圏町村振興組合、これで大きな問題が起きました。あの轍を二度と踏まないように、そのことだけはくぎを刺しておきたいと思います。

もう1点ですけれども、この給食費無料化、この町に住んでいる子供たちという考えだと思います。条例案の中では、この町の学校、幼稚園に通っている子供たちということになっておりますけれども、他の市町村に通っている子供たちに関しては、この問題についても委員会で出た時点では、検討してみるというような話だったんですけれども、もうちょっと具体的に、この辺について答えていただきたいと思います。

○議長（一場明夫君） 教育課長。

○教育課長（田中康夫君） 委員会でもお話をいただきました。事務レベルでは、公立の町内の小・中学校、こども園等に通われているお子さん以外でも、具体的には教育の支援費ですとか、補助金等で支援をしていけたらということで、事務レベルで検討はしております。

○議長（一場明夫君） 11番、金澤議員。

○11番（金澤 敏君） そうですよ、この町で暮らしている保護者の皆様に、それなりの公平で平等なことを制度としてやっていく必要があると思いますので、ぜひそのような形で、

他町村に行っている子供たちにもその恩恵が及ぶようにお願いいたします。

○議長（一場明夫君） 答弁はよろしいですね。

ほかにございますか。

（発言する者なし）

○議長（一場明夫君） 質疑もないようですので、質疑を打ち切ります。

自由討議を行います。

（発言する者なし）

○議長（一場明夫君） 特にないようですので、自由討議を打ち切ります。

討論を行います。

（発言する者なし）

○議長（一場明夫君） 討論なしと認めます。

お諮りいたします。本件につきましては、原案のとおりこれを決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（一場明夫君） 2 番、3 番、4 番、5 番、6 番、7 番、8 番起立。11番、12番、13番起立。

起立多数。

したがって、本件は可決されました。

◎議案第16号の質疑、自由討議、討論、採決

○議長（一場明夫君） 日程第10、議案第16号 東吾妻町保育所の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

本件については、去る12月5日、議案調査としてありますので、続いて質疑を行います。

（発言する者なし）

○議長（一場明夫君） 質疑もないようですので、質疑を打ち切ります。

自由討議を行います。

（発言する者なし）

○議長（一場明夫君） 特にないようですので、自由討議を打ち切ります。

討論を行います。

(発言する者なし)

○議長（一場明夫君） 討論なしと認めます。

お諮りいたします。本件につきましては、原案のとおりこれを決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長（一場明夫君） 起立全員。

したがって、本件は可決されました。

◎議案第17号の質疑、自由討議、討論、採決

○議長（一場明夫君） 日程第11、議案第17号 東吾妻町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担等に関する条例についてを議題といたします。

ここで、教育課長より発言を求められておりますので、これを許可いたします。

教育課長。

○教育課長（田中康夫君） まことに申しわけありません。議案第17号なのですが、字句の訂正等をお願いしたいと思います。

第3条第2項中ですが、「保育料」とございますのは「利用者負担額」というふうに訂正をお願いいたします。

また、第4条中「保育施設から」を「保育施設において」に、「支給認定子供の支給認定保護者」を「支給認定子供の保護者に」ということで、わかりやすい表現とさせていただきます。

あと、附則第3項の見出し中「保育料条例」を「保育料のりょう」が「良い」という字になっていたんですが、料金の「料」に。

別表第1、第2階層中「市町民税非課税世帯」を「市町村民税」で、村の漢字を入れていただけたらと思います。

また、まことに申しわけありません。第6条中なのですが、第6条の2行目ですが、保護者からが「から」が2つ続いておりますので、「からから」を「から」に直していただきたいと思います。

まことに申しわけありませんでした。

○議長（一場明夫君） それでは、ただいま説明のありましたとおり、字句の訂正をお願いいたします。

本件については、5番、竹淵博行議員ほか2名から、お手元に配付しました修正の動議が提出されております。したがって、これを本件とあわせて議題とし、提出者の説明を求めます。

5番、竹淵博行議員。

（5番 竹淵博行君 登壇）

○5番（竹淵博行君） 発議者を代表して、議案第17号 東吾妻町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担等に関する条例に対し、修正の動議を提出いたします。

修正案につきましては、皆様のお手元に配付のとおりでございますので、よろしくお願いいたします。

それでは、これよりその趣旨をご説明をいたします。

この修正案では、第4条から第7条までを次のように改める。

第4条、前条第1項第1号の規定にかかわらず、町が設置する特定教育・保育施設において教育・保育を受けた支給認定子どもの保護者から徴収する利用者負担額は全額を免除し、同項第2号に規定する3号認定（3歳未満児）の利用者負担額は、その2分の1の額を免除する。ただし、平成31年4月1日より前条に規定する利用者負担額は、その全額を免除するものとする。

第5条、町が設置する認定こども園で実施する幼稚園型一時預かり保育事業を利用した子どもの保護者から次に定める保育料を徴収する。ただし、平成31年4月1日より保育料の全額を免除するものとする。

第6条、町が設置する特定教育・保育施設において実施する延長保育を受けた子どもの保護者から次に定める保育料を徴収する。ただし、平成31年4月1日より保育料の全額を免除するものとする。

第7条、町が設置する特定教育・保育施設の一時預かり保育事業の保育料は、次に定める保育料を徴収する。ただし、平成31年4月1日より保育料の全額を免除するものとする。

少し、わかりづらかったとおっしゃる方もおいでになると思いますので、原案第17号と、この次のページの新旧対照表をごらんいただきたいと思います。

それでは、説明いたします。

今回の執行部からの上程案につきましては、2号認定のみが減額され、1号認定、3号認定については現状のままであります。

これでは、1号認定、3号認定の保護者負担に不公平さが生じ、整合性がとれないと感じております。また、そもそも2号認定と3号認定は、現在、同じ保育所にて対応しており、これほどの格差が生じるのは看過できるものではありません。

1号認定、その表があるんですけれども、第3条関係の別表第1に示されている階層区分、市町村民税非課税世帯の区分を1,000円に減額したものの、これは2号認定の減額計算、要は算定でございますけれども、行うのに伴い、結果的に、別表第2に示されている階層区分第1、市町村民税非課税世帯区分が1,300円になってしまったことから、単に2,000円から1,000円にしたものであります。

同じ条件、非課税所得にもかかわらず、2号認定では1,300円を納めれば、保育短時間では8時間、保育標準時間では11時間ほども預けることができますが、1号認定では5時間です。そもそも、入園の条件が違うとはいえ、預けるたびに1号認定では平日200円、土曜、長期休業中であっては、1日最大1,000円かかります。さらに、一月に預けられる日数が7日以内という制限が設けられております。一時預かりは特別なことだとは思いますが、すぐに2号認定の1,300円を超えてしまいます。

そこで、幼児教育標準時間、別表第1の階層区分第2から第5を無償化し、標準時間以外を有償とすることで、不平等さが緩和され则认为しました。

政府においても、人づくり革命の中で、2020年度実施に向けて、幼児教育の無償化に取り組んでいることは、皆様方をご承知のとおりでございます。幼児教育の無償化を政府に先駆けて、いま一度言いますけれども、町長の答弁にもありました。政府に先駆けて当町の姿勢を示し、町長が言う「子供を育てるなら東吾妻町」と、意味があるものと考えとともに、不公平さを少しでも是正することが我々の責務だと考えております。

文教厚生常任委員会でも、7月、8月と委員会を開催し、教育課事務調査を実施しましたが、9月になっても教育課の進捗状況が確認できないことから、9月1日付で認定こども園及び子育て支援等に関する提言書を全会一致で提出いたしました。

そこでは、認定こども園について、1号認定、2号認定はあるものの、統一料金を目指し、早急に確定し、利用者に速やかに明示すること、また認定こども園、保育所の料金については、これまでの保護者負担を軽減するよう配慮すること、さらに認定こども園移行に合わせて、保育料の無償化についても検討し、無償化する場合にはこれに見合う財源を確保すると

明記いたしました。

提言書では、学校給食費の無償化については一切ふれておらず、会議では給食費の無償化より保育料の無償化のほうが先であり、効果も期待できるとの意見が大半を占めておったことも事実であります。

今回の修正案では、保育料の全面無料化についても示されておりますけれども、本来30年4月からの実施が望ましいわけでありましてけれども、教育課との話の中で承知いただけたわけではございませんけれども、条件変更に伴う調査研究、準備、現場対応等、期間が必要であるとの助言を尊重し、31年4月1日より実施と明記したものであります。

最後になりますが、我が町における出生数は10年前から半減し、ことしでは50人に満たない数値を示しており、東吾妻町の有事だと考えております。

町長もこのことについても今後考えなくはないと発言もあり、人口減少及び教育、保育の重要性を鑑み、今以上のスピード感を持って、子育て支援に力を注いでいただき、「もう1人どうですか」と言える環境づくりを目指すべきだと考え、提出するものでございます。

以上が修正案の提案理由でございます。議員各位におかれましては、ご理解いただき、ご議決くださいますようによろしくお願いを申し上げます。

以上です。

○議長（一場明夫君） 説明が終わりました。

ここで休憩をとります。

再開を午後1時ちょうどとします。

（午後 零時03分）

○議長（一場明夫君） 再開いたします。

（午後 1時00分）

○議長（一場明夫君） 休憩前に提出者の説明が終わりました。

本件については、去る12月5日、議案調査としてありますので、原案と修正案についての

質疑を行います。

13番、須崎議員。

○13番（須崎幸一君） 修正案についての質問をさせていただきます。

まず、今回の修正案については、利用料の見直しについての修正案だというふうに解釈をしていいわけですね。

○議長（一場明夫君） 13番、須崎議員、もう一度、じゃ、質問してください。

○13番（須崎幸一君） この修正案は、利用料の見直しについての修正案ですよということと言ったんですけれども、よろしいですね。確認です。

○議長（一場明夫君） 5番、竹淵議員。

○5番（竹淵博行君） 基本的にはそうでございます。

○議長（一場明夫君） 13番、須崎議員。

○13番（須崎幸一君） なぜこのようなことを申し上げるかと言いますと、突然、先ほど出されて、私、お昼休みにこの内容を休み時間に熟読というか、読ませていただいたので、勘違いもあるかもしれないので、今、質問させていただいている。順序立ててさせていただきますので、よろしくお願いします。

そうすると、この利用料の見直しについては、執行部提案よりもさらに安くし、しかも最終的には、平成31年4月には無料化というふうな修正案でよろしいのでしょうか。

○議長（一場明夫君） 5番、竹淵議員。

○5番（竹淵博行君） そういう解釈で結構だと思います。

○議長（一場明夫君） 13番、須崎議員。

○13番（須崎幸一君） さらにもう少し読み取っていくというか、その中身を見させていただきますと、1号認定については完全無料をすると、2号はそのままにして、3号認定の利用者については執行部提案よりもさらに半額というふうなことでよろしいのでしょうか。

それと、平成31年、再来年の4月からは完全無料化になると、そういうふうな修正案でよろしいのでしょうか。

○議長（一場明夫君） 5番、竹淵議員。

○5番（竹淵博行君） そういうことでございます。

○議長（一場明夫君） 13番、須崎議員。

○13番（須崎幸一君） 竹淵議員の説明の中で、これを修正するときに教育委員会とよく相談をして、手続上のいろんな問題を踏まえた中で、完全に実施するには平成31年4月という

1年間の執行猶予的な、ちょっと言葉は悪いかもしれませんが、そういった中で、1年間の中でいろんな準備をしていただいて、それで31年4月に無料化というようなことの修正案でよろしいでしょうか。

○議長（一場明夫君） 5番、竹渕議員。

○5番（竹渕博行君） そういう解釈で結構だと思います。

○議長（一場明夫君） 13番、須崎議員。

○13番（須崎幸一君） そうしますと、1号認定の利用者については無料化ということでございますけれども、2号認定の利用者については今回の修正の中には入っておりませんが、これは町執行部のほうで見直しをした2号認定の案で問題はないというふうなことで、今回は修正の中に入れなかったということよろしいでしょうか。

○議長（一場明夫君） 5番、竹渕議員。

○5番（竹渕博行君） 基本的にはそういうことの解釈で結構だと思います。

○議長（一場明夫君） 13番、須崎議員。

○13番（須崎幸一君） そうしますと、私の中でちょっと考えてみますと、2号認定の今回執行部で出された見直しの利用料、軽減されているんですけれども、それを算定するときに、設定の中には1号認定のゼロ円と2,000円、特に2,000円に関係する部分も加味した中で、今の2号認定が設定されたと思うんですけれども、そういうことを考えますと、1号認定をゼロにするということは、2号認定についてもその分を軽減しなければならないような気がするんですが、ちょっとその辺に整合性を欠けるような、この修正案についてあるような気がするんです。

ただし、3号については、これは全然執行部のほうで見直しをしていませんので、これについては特に私は問題ないかなと、また見直しすることについて、私も認める部分もあります。それは、やはり私は文教厚生常任委員会の中で、この問題については、発議者の3人の皆さんと一緒に常任委員会の中でいろいろ検討してきた経緯がございますので、認めますが、今回の修正案のその部分について、2号認定を見直しをしない限りは1号と2号との整合性がとれない、そのように感じるんですけれども、その点についてはどのように考えますか。

○議長（一場明夫君） 5番、竹渕議員。

○5番（竹渕博行君） お答え申し上げたいというふうに思います。

今回の2号認定につきましては、教育課において、1号認定の5時間の部分、この幼児教育の部分というのを2,000円。年間通して2万4,000円ということで基礎計算をしております。

す。そして、現在、暫定とはいえ、あづま、そして岩島において3時までの幼児の一時預かりを無償化ということの状況の中で、3時以降1時間当たり200円、そして土曜預かり、1時間当たり200円、しかし、違う条例で1日当たり上限を1,000円にするということがございますので、そういったようなものの積み上げで今回の2号認定の料金が積み上げられているというのは、議員ご承知のとおりだというふうに感じております。私もそういうふうに解釈をしております。

そういった中で、今回、1号認定の幼児教育の部分の2,000円をゼロにするに従って、2号認定の2,000円の部分は引かないけれども、どうなんだろうというような質問でございますけれども、私は、この金額を検討するに当たって、全体的には、今いただいている保育料のざっくり60%を削減しております。今回原案自体がもう60%、要するに削減されている。そういった意味では、考え、そのことも当然尊重すべきなんですが、私はあえて60%削減したこの金額を尊重して、ここを基礎として、1号認定そのものを削除したというふうに考えておりますので、決して、ここから2,000円、要するに階層区分でいいますと第8階層、この部分から2,000円を引いて、法定的な減額パーセントを、私、もうここに計算も出ています。そういったことで、この今の2号認定の金額自体を尊重して、3号認定と2号認定のその区分をお示し差し上げたというふうに解釈をしていただきたいというふうに存じますが。

○議長（一場明夫君） 13番、須崎議員。

○13番（須崎幸一君） 私には理解ができません。考え方はわかりました。

ただ、申し上げますけれども、現在の今、2号認定の利用料というのを執行者が決めた中の前提条件とすれば、1号認定の2,000円を含んだ形で計算をしていると。今、60%というような話をされましたけれども、そういった算出根拠があるわけです。それは私も調べてありますので、調査した中であります。ですから、1号認定をゼロというふうな形で見直しをするのであれば、2号認定についても、きちんとそれは検討すべきであったんじゃないかと。ちょっと整合性ができないような気がするんですけども、今そういうので説明させていただいたんです。尊重するという意見はわかりましたけれども、私の意見としていかがでしょうか。

○議長（一場明夫君） 5番、竹渕議員。

○5番（竹渕博行君） 意見として聞いておきますけれども、そもそも2号認定を算出するもののそのものが、正直言って100%それが正しいのかどうかということは判断はしづらいもの

でございます。しかし、それなりの今置かれている環境等々を加味した中での算出といふうに理解をしております。

今、ご指摘いただきました須崎議員の質問でありますけれども、当然ながら、1号認定そのものをゼロにするのであれば、2号認定をそのものを今以上に減額すべきだというような考え方もあろうかと思っておりますけれども、既に全体的に60%削減されております。そういった中では、それでも今の原案では整合性がとれない、私の意見のほうが十分に整合性がとれるということをぜひご理解いただきたいというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（一場明夫君） 13番、須崎議員。

○13番（須崎幸一君） この修正案については突然出されているわけですよ、基本的に。事前に一生懸命この中身を審議するという時間がなかった中で、今私はこうして真剣にこの問題について大丈夫なのかという部分で心配をしているわけなんですけれども。

何回も言うようなんで、この問題については、私は、2号認定の標準時間の8時30分から13時30分のこの1号認定の2,000円分が含まれた形であるというので、私は整合性に欠ける修正案だというふうに申し添えておきます。

次に、質問申し上げますけれども、これは予算が伴う修正案ですよ。執行部が出されたものよりもさらに無料化をしたりとかという部分の中で、半額をしたりとかということで、予算を伴う修正案ということで解釈してよろしいでしょうか。

○議長（一場明夫君） 5番、竹渕議員。

○5番（竹渕博行君） 結構だと思います。

○議長（一場明夫君） 13番、須崎議員。

○13番（須崎幸一君） としますと、財源の確保についても、議員、権限的には執行部側のほうになると思うんですが、財源の確保についてはどのように考えて、今回、修正案を出されたのでしょうか。

○議長（一場明夫君） 5番、竹渕議員。

○5番（竹渕博行君） 議員ご指摘のように、ご承知だと思いますけれども、我々議員については予算の編成、執行権ございません。そういった中では、これは執行部に努力していただくというものだと思います。

○議長（一場明夫君） 13番、須崎議員。

○13番（須崎幸一君） 努力してもらいたいということらしいんですが、この修正案とおり

ますと、条例として認められますと、執行部においては、これ、条例で決まりましたので、きちんと執行部の権限と責任の中で予算編成をして、予算を組まなければならない、そういう責任が出てくると思うんです。

ちょっと静かにしてください、金澤議員。

そういうことになりますと、非常に議会の今、二元代表制ということは非常にうたわれていて、自分たちの議員の権限とかいろんな部分が出てくるとは思うんですけれども、その予算を伴う部分について考えますと、非常に不自然さを考えると思うんですが、地方自治法の中で、これをうたわれていると思うんですが、112条、149条、それと222条というのがあるんですけれども、その中にいろんな規制があるんですけれども、そういうのは、竹渕議員、承知をして、今回この提案をなさったんでしょうか、お聞きします。

○議長（一場明夫君） 5番、竹渕議員。

○5番（竹渕博行君） 議員、ご指摘のことございますけれども、それ以上でもそれ以下でもございません。あくまでもこれが可決されれば、ぜひ努力していただきたいということです。

○議長（一場明夫君） 13番、須崎議員。

○13番（須崎幸一君） 私がもう一度質問しますけれども、地方自治法の第112条と149条と222条というのがあるんですが、そこにいろいろ議員の提出権であったりとか、執行者のほうの予算編成権、または執行権という部分がうたわれているんですけれども、そういうのを認識した中で、今回の修正案を出されたのかどうかということをお聞きしたんですけれども。

○議長（一場明夫君） 5番、竹渕議員。

○5番（竹渕博行君） 私どもの権限において、修正案を出させていただいているというふうに認識しております。

○議長（一場明夫君） 13番、須崎議員。

○13番（須崎幸一君） 3回言うと、ちょっとばかになっちゃうんですけれども、112条と149条と222条を熟読して、その中で今回提出されたかどうかということを知りたいんですけれども、いかがでしょうか。

○議長（一場明夫君） 5番、竹渕議員。

○5番（竹渕博行君） それは議長、須崎議員がご判断いただければ、結構だと思います。

○議長（一場明夫君） 13番、須崎議員。

○13番（須崎幸一君） そういうお答えですと、恐らくそういったことを考えないで、今回

の修正案を出されたというふうに解釈してよろしいんですね。

○議長（一場明夫君） 5番、竹渕議員。

○5番（竹渕博行君） 私は全くそういうふうには思っておりません。

○議長（一場明夫君） 須崎議員、質問の中でその内容を言っていて、それを勘案したかどうかの回答をいただくというほうがわかりやすいと思いますけれども。

13番、須崎議員。

○13番（須崎幸一君） 私は単純に申し上げているんですよ。だから、今言った地方自治法の112条と149条と222条というのを熟読した中でこういう出したんですかと言ったから、出していないと言えればそれでいいんですよ、別に。そういうのを読んだけれども、その中でこういうのを出したんだよというのは、それでいい。それは、そういう答えをいただきましたかったんですよ。それだけなんです。

○議長（一場明夫君） 5番、竹渕議員。

○5番（竹渕博行君） 私も簡単に答弁させていただいております。それは須崎議員の解釈で結構だと思っています。

○議長（一場明夫君） 13番、須崎議員。

○13番（須崎幸一君） 説明を今そういうふうに言われたので、私の解釈は、今の地方自治法の112条、149条、222条については勘案した修正案ではないというふうに、私は解釈をいたしたいと思います。

基本的に予算を今回の修正案で、実際に具体的に申し上げますと、幾らぐらい提案したんですか、金額をそれぞれ安くするような形で検討なさったんでしょうか。

○議長（一場明夫君） 5番、竹渕議員。

○5番（竹渕博行君） 細かい部分では正しくないと思いますけれども、おおむねということでご報告させていただきたいと思いますけれども、3号認定については年間で約500万円、1号認定については、約ですけれども100万円程度かかるというふうに理解をしておりますけれども。

○議長（一場明夫君） 13番、須崎議員。

○13番（須崎幸一君） ということは、3号については500万円。私は400万円かななんていうふうに思ったんですけれども、それはそれとして、1号については100万円ということで、都合600万円というような試算というふうに解釈をさせていただきますけれども。その600万円というのは、新たに、そうすると執行者がこれが可決されますと、予算編成すると

ということで、予算を伴う修正案ということでよろしいわけですね。

○議長（一場明夫君） 5番、竹渕議員。

○5番（竹渕博行君） 予算は結果的には伴うというふうな解釈で、結構だと思います。

○議長（一場明夫君） よろしいですか。

○13番（須崎幸一君） はい。

○議長（一場明夫君） ほかにございますか。

12番、青柳議員、お願いします。

○12番（青柳はるみ君） 給食費ということで、費用のことで保育料のことも着眼点があったと思います。非常にいいことだと思いますが、やはり時間かけて準備しなければいけないのではないかと、疑問があります。

その辺をお伺いしたと思いますが、やはり5年以上の勤務されている正規雇用でない先生方の処遇とか、このことで人数がもし希望入園の子供がふえたときに、人的経費もかかると思います。その人は人で育つということで、先生をお願いする期間というものもあるし、そういう準備の費用なんかもかかるとは思います、そこら辺はどうお考えなのでしょうか。

○議長（一場明夫君） 5番、竹渕議員。

○5番（竹渕博行君） ただいま議員ご指摘の質問ですと、安くなった場合、または応募者が多くなった場合に対応をどう考えるんだというご質問だったと思いますけれども、そもそも今回の定例会でも、定数、要するに75人と20人という定数がございます。基本的には、それには対応できる現場は対応をとっておることが最前提でございます。ですから、75人以上の、例えば希望者がいた場合に、それは今後の話としてご努力いただくということになろうかと思えます。

○議長（一場明夫君） 12番、青柳議員。

○12番（青柳はるみ君） 公立は全ての希望者を入れるのが仕事だと思います。また、ある程度、緊急で預けたいということがあるときにも、ある程度は受け入れる人数を余らせておかなければいけないし、ことしの夏も、8月緊急で入りたいという方が入れないということが、切迫流産ということで申し込んだけれどもだめだったと、そういう余裕もつくらなければいけないし、全部の、また募集しなければわからないことですが、そういうことは細々とありますけれども、とにかく希望する人が全部入れるように、待機にならないようにするのが公立の役目だと思います。準備の期間が必要だと思いますけれども、私の意見です。

○議長（一場明夫君） 意見で、回答はよろしいのですか。

○12番（青柳はるみ君） はい。

○議長（一場明夫君） 次に、4番、重野議員。

○4番（重野能之君） 先ほど先輩議員が議論重ねておりましたが、一度議事録上確認をしておきたいんですが、先ほどの須崎議員、また青柳議員は、文教厚生常任委員会の委員の方でよろしいんですね。

○議長（一場明夫君） 5番、竹渕議員。

○5番（竹渕博行君） はい、そのとおりです。

○議長（一場明夫君） 4番、重野議員。

○4番（重野能之君） こちらの9月1日に町に提出された文教厚生常任委員会認定こども園及び子育て支援等に関する提言書提出ということなんですが、こちらのほうも委員会として、全員の方の了解、納得ということの上での提出なんではないでしょうか。

○議長（一場明夫君） 5番、竹渕議員。

○5番（竹渕博行君） はい、そのとおりでございます。

○議長（一場明夫君） 4番、重野議員。

○4番（重野能之君） こちらの提言書も9月1日に提出をされて、そして7月、8月で先ほども言われたように調査をいろいろ実施をされてきたと。町としてなかなか動きがないという状況の中で、意見書を全員納得の上で提出をされた……

（「提言書」と呼ぶ者あり）

○4番（重野能之君） 提言書が提出されたということなんですが、そうすると、先ほどの文教厚生常任委員会としての須崎議員、そして青柳議員とこういった議論というのは、提案者として、竹渕議員は委員会を含めて初めて議論されることなんではないでしょうか。

○議長（一場明夫君） 5番、竹渕議員。

○5番（竹渕博行君） 今回、修正議案出させていただいたのは、当然ながら、文教厚生常任委員会として出しているわけではございません。そういった中で、承知はしているけれども、そういった質問をされるという議員も、名前は言いませんけれどもおいでになるような気がします。そういった意味では、私の解釈と説明と、多少なりとも食い違うところがあるかと思いますが、今回の趣旨というのは、原案は修正案よりも要するに不合理であると思いますけれども、修正案のほうの方がより不公平さがなくなるというようなものでございますので、ぜひご理解いただきたいというふうに思いますし、重野議員が今、ご指摘いただきました青柳議員も文教です。今の質問結構ですということだったんですけれども、考え方自体がよくわかりません。

要するにどっちのほう向いているか、ちょっとわかりません。

どういふことかという、保護者で子供たちを逆に制限をするような話であってはならない。ですから、今回、定員、例えば原町保育所75人で、あづま保育所25人。そういった中で、余らしていきやいけない。ですから、条件を絞って少し定員に満たないような状況をつくるべきだという意見だったと思います。私は全くそんな考え方はございません。やはり町は若い世帯の応援団として、やはり子供を預けて、そして、職についていただきたいという思いもございますので、一言申し上げおきます。

○議長（一場明夫君） 4番、重野議員。

○4番（重野能之君） そうしますと、利用料金、確かに執行部がこういった料金設定でいきたいと、おおむね進めていきたいとか、そういったものが示される時期があったりしたと思うんですけども、こういった利用料金、あるいは保育料、今名前変えると利用者の無償化、こういった議論が一体どのくらい、委員会の中で何回ぐらいというか、これだけの大きな問題ですから、どれだけこれに絞って、例えば庁舎だったら庁舎の問題、例えば全員協議会の場で町も示してきましたね、例えばそういう問題であれば。こういった問題が委員会の中で、どれくらい、執行部がいてもいなくても、全体の中でせめて、自分は総務なんで、せめて全協で今までもちろん9、10、11の話ですから、ないと思うんですけども、何回ぐらいこういったことを議論されてきたんでしょうか。

○議長（一場明夫君） 5番、竹渕議員。

○5番（竹渕博行君） 今、重野議員がご質問いただきましたけれども、委員長でないので、本当に確実な回数というのはちょっと報告できませんけれども、しかしことしになりまして、春から数回にわたってここを集中的に議論してきたということだけは、ご報告させていただきたい。

ただし、私が今回、修正を出しました、このものについては、文教厚生常任委員会としての議論というものは行ってはおりません。

○議長（一場明夫君） 4番、重野議員。

○4番（重野能之君） 今回の、先ほども多少お話があったと思うんですけども、修正案、これが全議員に手元に届いたのはいつだったのでしょうか。

○議長（一場明夫君） 5番、竹渕議員。

○5番（竹渕博行君） お答え申し上げます。

きょうの朝ですけれども。

議員も議会運営委員会の委員さんですよ。

○議長（一場明夫君） 4番、重野議員。

○4番（重野能之君） そうすると、提案者として竹淵議員としては、数回委員会で行ってきた、料金についてそこを絞って、そして無償化にするために議論を尽くされてきた。もちろん文教だけじゃありません。議員全員ももちろん巻き込んでほしいと思って……、それは考えなんですけれども。そうすると、文教の中でもそういった話はある程度議論できたというふうな。

○議長（一場明夫君） 5番、竹淵議員。

○5番（竹淵博行君） ありがとうございます。

文教厚生常任委員会としての議論というのは、ここまで煮詰まった話ではなかったと思いますけれども、やはり歩調を一緒にする議員とともにこういったものを考えて、構築して、そしてきょうに至ったというふうにご理解いただきたいというふうに思います。

○議長（一場明夫君） 4番、重野議員。

○4番（重野能之君） ありがとうございます。

そうすると、ちょっと今度は執行部のほうにもお聞きしたいんですけれども、認定こども園、来年4月から走り出すということで、既に募集というのはどのような状況になっているのでしょうか。

○議長（一場明夫君） 教育課長。

○教育課長（田中康夫君） 現在、募集期間中で、間もなく15日が締め切りということで、保育所と認定こども園の園児募集を行っております。

○議長（一場明夫君） 4番、重野議員。

○4番（重野能之君） そうすると、料金についてはどういった募集状況になっているのでしょうか、内容に。

○議長（一場明夫君） 教育課長。

○教育課長（田中康夫君） 料金につきましては、説明会を10月の下旬に実施しました。そのときは、来年からは1号認定のお子さんにつきましては、今回提案させていただいているような形で料金の設定をさせて、説明をさせていただきました。

2号認定のお子様につきましては、今回提案した料金とはわずかに違うんですけれども、これについては給食費を含んでいる保育料ということで、現在の提案よりちょっと高い設定で説明会を行いました。

それこそ保育料につきましては、応能負担ということで、所得に応じた保育料の設定を行っているものですから、収入の階層が高いところは数千円の金額の違い、収入が少ないところは数百円の違いなんですけど、そういうところで厳密に言うと、今回私たちが提案している金額とはちょっと異なる金額です。

3号認定のお子様につきましては、当時手もかかるといういろんな説明をおっしゃるんですが、現在提案をさせていただいている金額、現行でも行っている金額を説明させていただきました。

○議長（一場明夫君） 4番、重野議員。

○4番（重野能之君） そうしますと、ある程度、もちろん4月から始まるということなので、募集をかけていかなきゃ当然ならない時期だと思います。料金についてもある程度示していかなきゃならないと思うんですが、そういう走り出している中で、この修正提案、こういったものが若干、もちろん大幅に違うんですけども、もしこれが可決された場合に、そこら辺の保護者であったり、現場の状況というんですか、想定される、あくまでも現時点でいいんですけども、もちろん変な責任を求めるとかそういうことではなくて、現時点で考えられる、そういった保護者、現場、ここら辺の問題点、課題みたいなものは何かありますでしょうか。

○議長（一場明夫君） 教育課長。

○教育課長（田中康夫君） あくまでも想定になってしまうんですが、まず、保護者の方は先ほど申し上げたんですが、料金が突然また変更になるということで、多分混乱を生じるのかなというふうな想定ですが、感じます。

例えば3号認定につきましては、料金も現行のままですと、じゃ家庭で見ようかなということで、そういったことで家庭の中で話をしている方も、半額ということになれば、ちょっとこれは話が違うからということで、急遽、希望される方も出てくとも想定されます。

現場につきましても、その辺のことからしますと、受け入れ態勢、施設及び保育士につきましては、ちょっと対応が追いつくのかなということで心配な部分がございます。

ちょっと急なあれなんで、ほかにもあるかもしれないんですが、申しわけないですけども、ちょっと思いつくのはそんな感じです。

○議長（一場明夫君） 4番、重野議員。

○4番（重野能之君） 先ほども、自分もあくまでも想定、今考えられる範囲の想定の話で結構ということで質問させていただきました。

自分も総務で、なかなかわからない部分が非常にありました。そういった意味で、竹渕議員、また執行部の課長を初め、まとまらない質問で粗相があったと思いますが、質問させていただきます。ありがとうございました。

○議長（一場明夫君） よろしいですか。

○4番（重野能之君） はい。

○議長（一場明夫君） ほかにございますか。

6番、佐藤議員。

○6番（佐藤聡一君） では、質問させていただきます。

私も総務なので、詳しい話がよくまだ頭に理解できなくて、それをまた改正する案という形の中で、今のこの場で読み解く話になると、非常に苦しんでいるんですが、まず、第一は財源の話。先ほど一応給食費無料化可決という形になって、総務でも財源の話で、先ほど町長さんが説明されたように固定資産税、その前には私どもには合併特例債の基金を流用するという話の中で理解をしていました。これが5,000万円入りますから、それでツーペイですよと。

この金額についての大体の無料化になったときの金額はお幾らになるんですか。

○議長（一場明夫君） 5番、竹渕議員。

○5番（竹渕博行君） おおむねですけれども、2,500万円ぐらいになるのかなというふうに私は試算しておりますけれども、詳しいことについては予算のことですから、執行部が一番詳しいのかなというふうに思っています。

また、皆様方からご質問はお受けいたしますけれども、予算につきましては、基本的には、私、今ここにいますけれども、皆さんと同じ議員でございます。そういったことで、予算編成、執行もそういった権利ございません。そういった中で、今回、提出しているんだということもご理解いただきたいというふうに思っています。

○議長（一場明夫君） 6番、佐藤議員。

○6番（佐藤聡一君） 私が次に質問することに対しての今話が出たんですが、次に、移ります。

予算のほうは執行権という話、予算編成の執行部の話になるという今の話。

平成31年4月1日より無料化という話の中で、当町で言うと来年の4月に町長選を控えています。そうなると思いますけれども。その段階での、現町長に対してじゃなくて、その次の、誰になるかわかりませんが、その方に対する要は執行権、それから予算権を縛る形に

なるのかなと、私はちょっと心配しています。

今の2,500万円という話の中で、次の町長さんが考えがどうなるかわかりませんが、改めてもう少し財源的に難しいという考えになれば、条例が今回可決になれば、出し直す話もあり得るかなと。

私とすると、これだけの重大な話、趣旨は本当に理解できます、よく。ただ、やはり先ほど重野議員も言っていたように、文教の中でもまだいろいろ意見がある中で、やはり来年の3月、6月、要は、新しい町長になった段階での含めてこの方向で協議してもらって、財源も含めて予算措置をしてもらうような話のほうがよろしいかなと、私は思います。その辺、どうでしょうか。

○議長（一場明夫君） 5番、竹渕議員。

○5番（竹渕博行君） ありがとうございます。

来年、春には選挙が、どなたになるかわかりませんが、新たな町長さんがなれば、それはそれでその町長さんが考えていただくということに対して、また我々がどういうスタンスをとるかということは、また別ものだというふうに考えております。

やはり今時点で、来年の4月からのことを考え、しかもスピード感を持って早急にこういったことに着手すべきだということの提案ということでご理解いただければありがたいなというふうに思っています。

○議長（一場明夫君） 6番、佐藤議員。

○6番（佐藤聡一君） 最後にしますが、やはり今募集がこの15日、先ほどの話だと終わりますと。この条例というか、発議が可決されると、これ、もう一回見直しで募集かけ直すかどうかかわかりませんが、多少の混乱が発生するかなと。やっぱり現状の提案されている方向でまず一旦スタートさせてもらって、4月以降でこの話を、その前からでも構わないですけども、やっていただけるほうが、先ほどの予算編成の話の、執行者の側の権限を議会で決めちゃっていいのかなというのが、ちょっと私的には疑問なんで、意見とさせていただきたいと思います。

○議長（一場明夫君） 意見としてお聞きしておけばよろしいですか。

はい。

次に、13番、須崎議員。

○13番（須崎幸一君） 今、佐藤議員が言われたんで、かなりかぶっちゃっている部分があるんですけども、確認しておきたいんですが、平成31年4月に完全に無料化になったとき

に、その財源、要するに金額については今修正案を出されている竹渕議員のお話ですと2,500万円ほどというふうな説明だったんですけれども、それについて、私は聞いたところでは、2,600万円ぐらいかなと、大体、おおむねで申しわけないんですけれども、そんなぐらいの記憶がしたんですけれども、教育委員会のほうに聞いたほうがいいのかな。その辺試算してあれば、金額を大体説明していただければありがたいんですが。

私がちょっと記憶している、確認なんですけれども、1号認定については100万円、2号認定については2,700万円、それで3号認定については800万円ぐらいなことで、足して2,600万円ぐらいなことで現時点で考えているんですけれども、多分、人がどんどんふえていけば人的なものもふえる可能性は当然ありますよね。だけれども、今現在把握しているところでわかれば、教えていただきたいんですが。その辺でおおむね、よければそれでいいんですけれども。2,500万円か2,600万円ぐらいが財源として1年半後、平成31年、来年の予算編成じゃないですね。次の平成31年度の予算編成のときに改正時期を過ぎた後に決まると思うんですけれども、その中に組み込んでいただくということになると思うんですが、条例が可決されれば。その辺でよろしいかどうか確認なんです。

○議長（一場明夫君） 教育課長。

○教育課長（田中康夫君） ちょっと数字の関係ですが、31年度という見込みはちょっとできないんですが、29年度の当初予算で申し上げますと、1号認定、幼稚園ですが、大体170から180万円ぐらいの保育料の収入を見込んでおります。2号、3号、保育所の関係ですが、これも本当に大ざっぱで申しわけないんですが、2号認定のお子様につきましては、大体1,800何十万円というような感じだったと思います。3号認定のお子様につきましては、単価は高いんですが、預けられている家庭が少ないものですから、800万円台ぐらいで、2,900万円とか、全部合わせて、そのぐらいの金額かなと思います。

○議長（一場明夫君） よろしいですか。ほかにございますか。

（発言する者なし）

○議長（一場明夫君） 質疑もないようですので、質疑を打ち切ります。

竹渕議員は自席にお戻りください。

自由討議を行います。

13番、須崎議員。

○13番（須崎幸一君） 先ほどの質疑の中で、ちょっとかぶる点がこの自由討議の中で出てくるかもしれませんが、ご了承願いたいと思います。

修正案に対して反対する立場でお話をさせていただきます。

この議員が発議する提案権、もちろん持っているんですが、地方自治法に照らしますと、私、最初に質問させてもらった部分で112条につきましては、普通地方公共団体の議会の議員は、議会の議決すべき事件について、議会に議案を提出することができるということで、今、まさしく修正案を出されたことは認められているところであります。

ただし、そこに、予算についてはこの限りではないというふうなことが出ているわけです。ですから、この辺をちょっと照らし合わせますと、予算に関係するような議案については、条例案については、慎重を期すものがあるのかなという部分で疑問を残すところであります。

次に、地方自治法の149条、ここには普通地方公共団体の長は次に掲げる事務を担当するということで、いろいろあるんですが、一つには、議会の議決を経るべきにつき議案を提出する。議案の提出権だと思いますが。

それと、2つ目として、予算を調製し及びこれを執行することというふうなことが記載されております。解釈がいろいろされると思いますが。首長さんの予算編成権がここに明記されているというふうに解釈をするところであります。

それから、第222条、これについてはいろいろあるんですが、ちょっと長いんですが、普通地方公共団体の長は、要するに首長さんですね、条例その他議会の議決を要すべき案件があらたに予算を伴うこととなるものであるときは、必要な予算上の措置が適確に講ぜられる見込みが得られるまでの間は、これを議会に提出してはならない。2番目として、普通地方公共団体の長は、首長さんは、委員会若しくは委員又はこれらの管理に属する機関は、その権限に属する事務に関する規制、その他の規程の制定、又は改正があらたに予算を伴うこととなるものであるときは、必要な予算上の措置が適確に講ぜられることとなるまでの間は、これを制定し、又は改正してはならない。というふうな規定がございます。

予算を伴う条例は、予算措置が適切に講じられるまでは制定してはならないというふうに解釈をするわけです。議員が、この予算を伴う条例の修正についても提案するということは、この法律からいいますと、禁止しているように見えます。しかし、私は思うには、やはりそうではなくて、二元代表制の中で、予算を伴うような政策条例は出すべきだというふうに思っております。

ですけれども、執行部とよく相談をして、執行部のほうのご理解を得た中で出すべきだというふうに思っておりますので、これをこのまま出しますと、3つの条例をかみ砕いていきますと、整理していきますと、予算編成権を持つ執行者が理解を示して了解をした中ではな

くて、修正案ではないというふうに私は理解をしますので、かなり無理があるのかなというものもあります。

それと、執行部のほうでは、今まで認定こども園や保育所の利用者に説明会を開いたり、入園募集もして、15日には締め切るというふうなことで、現在、これを利用料を見直すということになりますと、受け入れ側の体制づくりや、また説明会、再募集といった措置をこれから必要とし、検討しなければならない。そういったことを考えると、保護者や利用者に混乱を来す、そんなおそれがあるんじゃないかというふうに、問題を残すように私は感じているところであります。

文教厚生常任委員会で検討して、9月1日に、先ほど申し上げましたけれども、委員会として提言書をまとめ、提出した経緯がございますけれども、執行部案は、原案はそういったことを今回踏まえた中で12月定例会に議案を提出したものと、私は思っております。

その間については、執行部のほうで同じ説明会等の中では、住民、また利用者の皆さんの理解を得られたというふうに言われましたけれども、この給食費の無料化についても一緒に説明をしたものですから、利用料についての意見がなかったように思います。

ですから、今回、給食費の無料化ということで5千数百万円の財源を確保しなくちゃならない。また、1年過ぎて、さらに1年後については、31年4月についてはそれプラス2,800万円、3,000万円近いものがあるということになると、それを足しますと8,000万円の財源確保ということで、かなり厳しい部分があるのかなというふうに私は思います。

そういったことを無視するわけにはいかないということで、今回のこの修正案については、私は賛同しかねるというふうな意見であります。

そして、最後に申し上げますけれども、執行者の権限である予算編成権等、あと執行権、そういったものの責任を、今回、議会とすれば、これを可決することによって逸脱する、そういったこともおそれがあるというふうに私は判断しますので、もう少し、時期尚早かなというふうに考えているわけであります。

以上です。

○議長（一場明夫君） ほかにございますか。

（発言する者なし）

○議長（一場明夫君） ほかにないようですので、自由討議を打ち切ります。

討論を行います。

4番、重野議員。

賛成と反対どちらでの……

○4番（重野能之君） 修正案に対しての反対で。

○議長（一場明夫君） 修正案に反対。

須崎議員は。

○13番（須崎幸一君） 修正案に対して反対。

○議長（一場明夫君） 賛成という方はいないですか。

（発言する者なし）

○議長（一場明夫君） じゃ、重野議員から反対の討論をお願いします。

4番、重野議員。

（4番 重野能之君 登壇）

○4番（重野能之君） それでは、修正案に対する討論を始めさせていただきます。あくまでも今回の執行部提案、原案というものは、文教厚生常任委員会、また執行部が、町が保護者の方々と意見を聞いたり議論を重ねてきた上での、その原案であるということを前提に、討論を、自分の意見を述べさせていただきます。1日も早く子供たちが、そして保護者の方々が納得できる形での安心・安全なこども園利用料、無償化を実現するために、今回の修正案には反対をいたします。

施設の整備、保育人材の確保等、さまざまな問題が考えられる中で、文教厚生常任委員会での議論が深まっていない状況で、利用料設定や無償化、条例化だけを進めることは、政治の無責任であると考えます。そこに大切な子供、我が子を預ける保護者、そして預けられる子供たち、なおかつ、教育、保育に携わる先生方全ての心からの安心と安全を確保するための、まずは万全な体制づくりこそが、順序として先であると思います。

そのためにも、執行部と、そして今回ご苦労されている文教厚生常任委員会、また議会全体がスクラムを組んで心を一つにして、もう一度議論を尽くすべきものと思います。

それこそが1日も早い早急な保育料、利用料の無償化の実現へとつながるものと確信いたします。保護者、また現場の混乱を回避し、何よりもそこに通う子供たちのためにも、どうかも1週間、もう1カ月、みんなで議論をして、そしていい認定こども園を子供たちのために、保護者、保育士、職員の方々のために、いいものをみんなでつくっていかうではありませんか。

よって、本件、修正動議には反対であり、諸先輩議員各位の良識あるご判断を切に願うものであります。

○議長（一場明夫君） 続いて13番、須崎議員、お願いします。

（13番 須崎幸一君 登壇）

○13番（須崎幸一君） 修正案に対し、反対の討論をいたします。

1つとして、議員がこの予算を伴う条例の修正案については、十分に執行者と協議し、理解を求め、了解のもとに修正案が出されていない。

2として、執行部が手続の見直しをすることにより、利用者の、保護者の混乱を来すおそれがある。

3番として、地方自治法の112条、149条、222条に照らして、議員が予算を伴う修正案を出すことには、かなり法律上無理があるように感じられる。

それから、財政上、給食費の無料化、そして保育料の無料化、これが実施されますと、約8,000万円、こういったことの経常経費比率がかさみ、健全化比率についても悪化する懸念がされます。

そういったことを4つのことを考えますと、この修正案については反対をするものであります。

以上です。

○議長（一場明夫君） ほかに討論ございますか。

（発言する者なし）

○議長（一場明夫君） 討論なしと認めます。

お諮りいたします。これから、議案第17号 東吾妻町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担等に関する条例についての採決を行います。

まず、本件に対する竹淵博行議員ほか2名から提出されました修正案について、起立によって採決いたします。本修正案に賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（一場明夫君） 3番、5番、7番、9番、10番、11番起立。

起立少数。

したがって、本修正案は否決されました。

次に、原案について採決いたします。

（7番 根津光儀君 退席）

○議長（一場明夫君） お諮りいたします。本件につきましては、原案のとおりこれを決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長（一場明夫君） 2 番、4 番、6 番、8 番、12 番、13 番、14 番起立。

起立多数。

したがって、本件は可決されました。

ここで休憩をとります。

再開を午後 2 時10分とします。

(午後 1 時 5 8 分)

○議長（一場明夫君） 再開いたします。

(午後 2 時 1 0 分)

◎議案第 1 8 ～議案第 2 0 号の質疑、自由討議、討論、採決

○議長（一場明夫君） 日程第12、議案第18号 東吾妻町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について、日程第13、議案第19号 東吾妻町立学校通学問題審議会条例の一部を改正する条例について、日程第14、議案第20号 東吾妻町立学校給食センター設置条例の一部を改正する条例についての、計 3 件を一括議題といたします。

本 3 件については、去る12月 5 日に議案調査としてありますので、続いて質疑を行います。

(発言する者なし)

○議長（一場明夫君） 質疑もないようですので、質疑を打ち切ります。

自由討議を行います。

(発言する者なし)

○議長（一場明夫君） ないようですので、自由討議を打ち切ります。

討論を行います。

(発言する者なし)

○議長（一場明夫君） 討論なしと認めます。

最初に、議案第18号 東吾妻町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についての採決を行います。

お諮りいたします。本件につきましては、原案のとおりこれを決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長（一場明夫君） 起立全員。

したがって、本件は可決されました。

次に、議案第19号 東吾妻町立学校通学問題審議会条例の一部を改正する条例についての採決を行います。

お諮りいたします。本件につきましては、原案のとおりこれを決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長（一場明夫君） 起立全員。

したがって、本件は可決されました。

次に、議案第20号 東吾妻町立学校給食センター設置条例の一部を改正する条例についての採決を行います。

お諮りいたします。本件につきましては、原案のとおりこれを決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長（一場明夫君） 起立全員。

したがって、本件は可決されました。

◎議案第21号及び議案第22号の質疑、自由討議、討論、採決

○議長（一場明夫君） 日程第15、議案第21号 東吾妻町体育施設設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について、日程第16、議案第22号 東吾妻町体育施設使用料条例の一部を改正する条例についての計2件を一括議題といたします。

本2件については、去る12月5日、議案調査としてありますので、続いて質疑を行います。

(発言する者なし)

○議長（一場明夫君） 質疑もないようですので、質疑を打ち切ります。

自由討議を行います。

（発言する者なし）

○議長（一場明夫君） 特にないようですので、自由討議を打ち切ります。

討論を行います。

（発言する者なし）

○議長（一場明夫君） 討論なしと認めます。

最初に、議案第21号 東吾妻町体育施設設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例
についての採決を行います。

お諮りいたします。本件につきましては、原案のとおりこれを決定することに賛成の方は
起立願います。

（賛成者起立）

○議長（一場明夫君） 起立全員。

したがって、本件は可決されました。

次に、議案第22号 東吾妻町体育施設使用料条例の一部を改正する条例についての採決を
行います。

お諮りいたします。本件につきましては、原案のとおりこれを決定することに賛成の方は
起立願います。

（賛成者起立）

○議長（一場明夫君） 起立全員。

したがって、本件は可決されました。

◎議案第1号の質疑、自由討議、討論、採決

○議長（一場明夫君） 日程第17、議案第1号 平成29年度東吾妻町一般会計補正予算（第
5号）を議題といたします。

本件については、去る12月5日、議案調査としてありますので、続いて質疑を行います。

10番、茂木議員。

○10番（茂木恒二君） 今回、一般会計補正予算で、5億1,328万4,000円の追加というこ

とで、総額98億4,752万3,000円ということで、大きな金額になりました。

ここで一つ伺いたいのは、予算編成の基本方針というのを質問させていただきましたけれども、この中で、大きな金額、保育所の施設整備事業が4億9,680万という大きな追加補正の中で出てきたわけなんですけれども、改めて予算編成方針を読ませていただきますと、去年、ことし見ると、一番最後のほうで(2)の通年予算というところを何回読み返しても、4行ほどの中の中ほどから、年度途中の追加補正は、制度の改正を伴うもの並びに災害復旧等、緊急を要するもの以外は原則として認めないと、これ原則論ですから。

28年の9月での決算認定のときに、たしか監査委員のほうから、不用額が多いんじゃないんですかという指摘を受けました。これ、積算等の正確性をもっと増してくれということと、予算の作成に当たっては、いろいろな角度から精査をしてくださいというふうな意味だと思うんですが、そういうことからいうと、約5億近いのがこれから上がってくるというのは、先ほど予算編成から考えても、どうもこれはちょっとオーソドックスではないということで、なぜこうなったかを改めて確認させていただきます。よろしくお願いします。

○議長（一場明夫君） 副町長。

○副町長（渡辺三司君） 今茂木議員がおっしゃいましたように、補正等、予算編成方針の中での原則論でございます。ただし、9月の決算のときに残予算というものが多いというような指摘もされております。

そういう中から、当初、各幼稚園の検討をする部会の中で、方々を視察に行ってまいりました。その中で、いろいろの施設を見てきて、ここは6億、ここは7億とか、ここは5億とかというものを見てきて、町に合うものはどのくらいのものかということで検討してきました。その中で、当初予算で不確定なものは当初にはのせないで、今回に限っては、ある程度設計が済んで額が出た段階で、動かない額をのせていこうというような基本方針がありましたんで、今回、補正という形で載せていただきました。

○議長（一場明夫君） 10番、茂木議員。

○10番（茂木恒二君） 説明については、私なりに理解をしているつもりなんですけれども、ただ、予算という性格上、予算ですから、必ずしも予算どおりにいかないというのが、だから補正というのがあるんだなと見ているんですけれども。ただ、保育所については、もう既にこども園等の関係で、今の幼稚園の2階を増築というんですか、2億円ほど、もうかかっていたわけですね。それはもう既に終わっている。

そういう総合的に計画を立てる中で、建物については町の恐らく、今回約5億ですから、

いろいろ見て、先ほど副町長が言われたように6億のところもあった、いろいろあったと。まだコンクリートになっていないんで、構想が。だからコンクリートになって、ある程度、金額が読める段階で出したのが補正になっちゃったという話なんですけれども、突発的とか、制度改正とか、これ見ると災害復旧とか、予測しなかったものが補正ですよという読み方もできるんで、だから、金額は上下したとしても、さっきの不用額とジレンマになっちゃうんですけれども、ある程度のやっぱり何か大きなものをつくるというのは、これだけのものをつくるのは、5億とか何かという大きなやっぱり予算。

一般の家庭で言えば、家を建てるときに2,000万円以内にしてください、大工さん。それがよく固まらないから、最終的に大工さんから3,000万円になっちゃいましたと言われたら、ああそうですかという話じゃないですね。

だから、その辺の最初のこれだけ大きなもの、それがずっと想定されたもの、開園のもう決まっているものについての建物が、この副町長のお話でもある程度は理解できるんですけれども、ちょっと無理があるかなというのが正直なところなんで。

これ以上言ってもあれですから、今後、予算というのは毎年毎年立てているんで、予算の中で、何度もしつこいようなんですけれども、制度改正と災害等の突発的、制度改正は突発的かどうかわかりませんが、当初予算を立てるときに想定されなかったものというふうに読めるような気がするんですけれども、そうすると、今回の保育所建設は想定されていたわけですね。だから、その辺の予算の立て方の考え方の問題なんですけれども、今後について同ようなケースがもし起これば、そのときは、十分その点を注意をしていただきたいと、これは意見として言わせていただきます。

何かありましたら。

○議長（一場明夫君） 副町長。

○副町長（渡辺三司君） 意見はお伺いしておきます。

ただし、議員もおっしゃるように原則論でございます。緊急、突発的なものは、本来であれば、補正で組むということです。当初予算で見込めるものは当初予算ということが、基本であります。

今回も当初予算で5億とか6億とかという不確定なものだったものですから、そこへ余り差異が出る、当初予算で例えば7億とやっていたのが、5億になったり、3億と見ておいたのが5億になったりという、そういう差が非常に大きく見え隠れしていたものですから、今回については補正、ある程度額が決まったところで、それから余り変動がない時点での補正

ということで計上させていただきました。

○議長（一場明夫君） 10番、茂木議員。

○10番（茂木恒二君） ちょっと押し問答じゃなくて、例えば補正だって、プラス補正ばかりじゃなくてマイナス補正もあるわけですよね。だから、例えば6億計上しておいて、やっていたら5億で済みそうだとはいえ、マイナス1億の追加補正すればいいわけですよね。そういう考え方もできるわけですよね。額のあれによるんでしょうから。

だから、必ずしもこれだけ大きなものは金が動くから、積算しにくい部分が確かにあると思います。ただ、プラス補正、マイナス補正という世界の中で考えると、やっぱり、これだけ大きな事業というのは、年度初めの予算に計上したものがいいんじゃないかということで、これはあえてまた意見ですけれども、言わせていただきます。

以上です。

○議長（一場明夫君） 意見としてお聞きしておけばいいですか。

ほかにございますか。

（発言する者なし）

○議長（一場明夫君） 質疑もないようですので、質疑を打ち切ります。

自由討議を行います。

（発言する者なし）

○議長（一場明夫君） 特にないようですので、自由討議を打ち切ります。

討論を行います。

（発言する者なし）

○議長（一場明夫君） 討論なしと認めます。

お諮りいたします。本件につきましては、原案のとおりこれを決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（一場明夫君） 起立全員。

したがって、本件は可決されました。

◎議案第2号の質疑、自由討議、討論、採決

○議長（一場明夫君） 日程第18、議案第2号 平成29年度東吾妻町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）を議題といたします。

本件については、去る12月5日、議案調査としてありますので、続いて質疑を行います。

（発言する者なし）

○議長（一場明夫君） 質疑もないようですので、質疑を打ち切ります。

自由討議を行います。

（発言する者なし）

○議長（一場明夫君） 特にないようですので、自由討議を打ち切ります。

討論を行います。

（発言する者なし）

○議長（一場明夫君） 討論なしと認めます。

お諮りいたします。本件につきましては、原案のとおりこれを決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（一場明夫君） 起立全員。

したがって、本件は可決されました。

◎議案第3号の質疑、自由討議、討論、採決

○議長（一場明夫君） 日程第19、議案第3号 平成29年度東吾妻町介護保険特別会計補正予算（第2号）を議題といたします。

本件については、去る12月5日、議案調査としてありますので、続いて質疑を行います。

（発言する者なし）

○議長（一場明夫君） 質疑もないようですので、質疑を打ち切ります。

自由討議を行います。

（発言する者なし）

○議長（一場明夫君） 特にないようですので、自由討議を打ち切ります。

討論を行います。

（発言する者なし）

○議長（一場明夫君） 討論なしと認めます。

お諮りいたします。本件につきましては、原案のとおりこれを決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（一場明夫君） 起立全員。

したがって、本件は可決されました。

◎議案第４号の質疑、自由討議、討論、採決

○議長（一場明夫君） 日程第20、議案第４号 平成29年度東吾妻町下水道事業特別会計補正予算（第２号）を議題といたします。

本件については、去る12月５日、議案調査としてありますので、続いて質疑を行います。

（発言する者なし）

○議長（一場明夫君） 質疑もないようですので、質疑を打ち切ります。

自由討議を行います。

（発言する者なし）

○議長（一場明夫君） 特にないようですので、自由討議を打ち切ります。

討論を行います。

（発言する者なし）

○議長（一場明夫君） 討論なしと認めます。

お諮りいたします。本件につきましては、原案のとおりこれを決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（一場明夫君） 起立全員。

したがって、本件は可決されました。

◎議案第５号の質疑、自由討議、討論、採決

○議長（一場明夫君） 日程第21、議案第5号 平成29年度東吾妻町簡易水道特別会計補正予算（第2号）を議題といたします。

本件については、去る12月5日、議案調査としてありますので、続いて質疑を行います。

（発言する者なし）

○議長（一場明夫君） 質疑もないようですので、質疑を打ち切ります。

自由討議を行います。

（発言する者なし）

○議長（一場明夫君） 特にないようですので、自由討議を打ち切ります。

討論を行います。

（発言する者なし）

○議長（一場明夫君） 討論なしと認めます。

お諮りいたします。本件につきましては、原案のとおりこれを決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（一場明夫君） 起立全員。

したがって、本件は可決されました。

◎議案第6号の質疑、自由討議、討論、採決

○議長（一場明夫君） 日程第22、議案第6号 平成29年度東吾妻町水道事業会計補正予算（第1号）を議題といたします。

本件については、去る12月5日、議案調査としてありますので、続いて質疑を行います。

（発言する者なし）

○議長（一場明夫君） 質疑もないようですので、質疑を打ち切ります。

自由討議を行います。

（発言する者なし）

○議長（一場明夫君） 特にないようですので、自由討議を打ち切ります。

討論を行います。

（発言する者なし）

○議長（一場明夫君） 討論なしと認めます。

お諮りいたします。本件につきましては、原案のとおりこれを決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（一場明夫君） 起立全員。

したがって、本件は可決されました。

◎議案第23号の質疑、自由討議、討論、採決

○議長（一場明夫君） 日程第23、議案第23号 訴えの提起についてを議題といたします。

本件については、去る12月5日、議案調査としてありますので、続いて質疑を行います。

（発言する者なし）

○議長（一場明夫君） 質疑もないようですので、質疑を打ち切ります。

自由討議を行います。

（発言する者なし）

○議長（一場明夫君） 特にないようですので、自由討議を打ち切ります。

討論を行います。

（発言する者なし）

○議長（一場明夫君） 討論なしと認めます。

お諮りいたします。本件につきましては、原案のとおりこれを決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（一場明夫君） 起立全員。

したがって、本件は可決されました。

◎議案第24号の質疑、自由討議、討論、採決

○議長（一場明夫君） 日程第24、議案第24号 工事委託契約の変更締結についてを議題と

いたします。

本件については、去る12月5日、議案調査としてありますので、続いて質疑を行います。

(発言する者なし)

○議長(一場明夫君) 質疑もないようですので、質疑を打ち切ります。

自由討議を行います。

(発言する者なし)

○議長(一場明夫君) 特にないようですので、自由討議を打ち切ります。

討論を行います。

(発言する者なし)

○議長(一場明夫君) 討論なしと認めます。

お諮りいたします。本件につきましては、原案のとおりこれを決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(一場明夫君) 起立全員。

したがって、本件は可決されました。

◎委員会報告について

○議長(一場明夫君) 日程第25、委員会報告についてを議題といたします。

各委員会において、審査、調査を実施され、それについて報告がありましたら、お願いいたします。

総務建設常任委員会。

総務建設常任委員長。

○総務建設常任委員長(樹下啓示君) 特にございませぬ。

○議長(一場明夫君) 次に、文教厚生常任委員会。

文教厚生常任委員長。

(文教厚生常任委員長 小林光一君 登壇)

○文教厚生常任委員長(小林光一君) それでは、閉会中の文教厚生常任委員会についてご報告させていただきます。

9月29日午前9時より、文教厚生常任委員会委員参加のもと、給食に関する調査研究として、中央公民館の調理室でココア揚げパンの試食会を行いました。試食後、委員会を再開し、感想を含めて意見を伺いました。試食の感想としては、委員全員、とてもおいしいとのことでした。

引き続き和食に関する質疑応答を行い、和食に関して、子供たちの意見を聞くため、給食に関するアンケート調査を実施してほしい旨の提案がありました。また、ココア揚げパンの復活の要請もございました。その他として、PTA連絡協議会のメンバーと常任委員会のメンバーとの懇談会を開催してほしい旨の要請が再度ありました。

10月13日午前10時より、教育長、教育課長、教育課次長及び説明員の参加のもと、教育課の調査研究を行いました。認定こども園移行説明会、保育料、そして職員の配置図についての説明を受け、質疑応答を行いました。

まず、保育料について質疑応答がありました。

町民税非課税世帯の場合、1号認定と2号認定の保育料を比較すると、給食費を含め、前者は4,000円、後者は1,300円であります。同じ教育を受けながら、保育料が違うのでは整合性がとれないのではないかという質問がありました。教育課長より執行部として、この保育料は、来年度以降の給食費を無料化する方向で進めることを前提に考えているということでした。加えて、小・中の給食費についても無料化の方針であることが述べられました。

また、現在、給食費として費用がどのくらいかかるかとの質問に、教員を含めて約6千数百万円、その内訳は、職員が1,000万円、子供たちの給食費には約5千数百万円で、この約5千数百万円の部分を無償化するとの説明でありました。

これに対して、委員より、給食費の無料化が確実に条例で決まっていないのに、先に説明会を開くことに疑問を感じるとの質問に、教育課長より、ご理解をいただきたいとの答弁がありました。

また、3号認定の保育所の給食費についての質問もありましたが、さらなる保育料の引き下げについては考えていないとのことでした。また、給食費の無料化に対する財源の確保については、教育課長から、執行部としては事業の見直しを行って確保するとのことでした。

認定こども園の名称については、〇〇認定こども園とするように提言しましたが、執行部としては、認定こども園〇〇幼稚園で統一することになったとの答弁でありました。

最後に、議会で条例の承認が得られない可能性があるのに、先に説明会を開催するのは混乱を招き、無責任ではないかとの発言に、町の方針として説明していきたいとの答弁があり

ました。

給食の試食会並びに文教厚生常任委員と幼小中PTA連絡協議会メンバー、保育所保護者会メンバーとの懇談会については実施することになりました。また、教育課長より、給食に関するアンケート調査については前向きに検討させていただきたいとのことでした。

次に、11月10日午前10時より、教育長、教育課長、教育課次長参加のもと、給食の調査研究として、東小学校会議室で、給食の試食会を行いました。また、試食後、生徒の食事風景を見学いたしました。給食の試食の感想としては、多くの委員が、味については、個人差はあるものの、おおむねおいしかったとの感想でした。

最後になりますけれども、11月24日、午後6時30分より、文教厚生常任委員会委員参加のもと、保育教育に関する調査研究として懇談会を行いました。参加者は、幼小中PTA連絡協議会関係者、保育所保護者関係者と文教厚生常任委員会委員でした。

懇談会では、各地区の保育所、幼稚園、小学校並びに中学校からの要望や意見を聞いた後、学校教育、認定こども園、通園・通学について、給食についての各テーマについて意見を交換しました。懇談会では、主に認定こども園後の幼稚園と保育所の役員体制構築のこと、病児保育の実施、原町日赤の総合病院化、それと病院の充実、小学校の統合問題、給食費無料化などの意見や要望がありました。

以上で、閉会中の文教厚生常任委員会の報告を終わりにしたいと思います。

○議長（一場明夫君） 議会運営委員会。

議会運営委員長。

○議会運営委員長（竹渕博行君） 特にございません。

○議長（一場明夫君） 続いて、行財政改革推進特別委員会。

行財政改革推進特別委員長。

（行財政改革推進特別委員長 金澤 敏君 登壇）

○行財政改革推進特別委員長（金澤 敏君） それでは、行財政改革推進特別委員会の委員会報告をさせていただきます。

12月8日午前10時より、12月定例会中の行財政改革推進特別委員会を開催いたしました。

まず、企画課より、戦略本部の会議経過と事業評価結果、集計表並びに事業シートの説明があり、総務課からは、本庁舎移転工事の工程表の説明がありました。庁舎建設に関して、9月下旬に提出した建設確認申請の許可がないため、全体の工程がおくれているとのこと。1月下旬に入札を予定し、その後、臨時会の予定とのこと。約2カ月間おくれ

て工事が開始されとのことでありますけれども、しかし、最後は年末から1月には完成、引っ越しとのことでありました。11月初旬に行いました議会報告会での参加者に対する説明に食い違いが生じたことは、遺憾に感じました。

続いて、懸案である分譲住宅地の販売に関しては、30年度には値引き、割引の判断を行っていきたいとの説明がありました。

調査事項に入りまして、委員からは、今年度特に、今回の補正予算の5億円弱に対する起債等に対する疑念や、借金体質からの脱却への財政改革への要望が出されております。

次に、給食費の無料化に対して、執行部から財源の確保の根拠が示された固定資産税は、来年度から入るものはほとんどなく、3年後ぐらいから入ってくることや、自主財源がふえれば交付税が減額されることが考慮されていないことが判明しております。

特に、憂慮すべきは、禁じ手である債権による基金の運用を財政担当が検討していることでありました。以前、吾妻広域町村圏振興整備組合で、債権の運用を行ったことで大きな問題になったことは、記憶に新しいところです。

当特別委員会といたしましては、今後、しっかりと推移を見守りたいと思っております。

以上で、行財政改革推進特別委員会の報告といたします。

○議長（一場明夫君）　ハッ場ダム及び地域開発事業対策特別委員会。

ハッ場ダム及び地域開発事業対策特別委員長。

（ハッ場ダム及び地域開発事業対策特別委員長　佐藤聡一　登壇）

○ハッ場ダム及び地域開発事業対策特別委員長（佐藤聡一君）　それでは、ハッ場ダム及び地域開発事業対策特別委員会の委員会報告をいたします。

去る9月29日金曜日午後5時より、道の駅ハッ場ふるさと館において、東吾妻町及び長野原町のそれぞれの議会のダム対策特別委員会委員、町長、副町長、議会事務局長等出席のもと、懇談会を行いました。

議題については、前回協議したダム下の長野原分との取り扱い部分について、地元5地区への説明を含めた長野原町側の協議の進行状況について報告がありました。まだ、川湯原、川原畑地区への説明会が終わっていないが、両町の関連する基金事業を中心に、地域振興に関する相互協力について、今後とも前向きに協議を進めていくことを確認いたしました。

また、10月24日火曜日午前9時半より、松谷の廃線敷において、町企画の自転車型トロッコの試験運行を長野原町議会のダム対策委員会委員もお誘いして、試乗を行いました。その後、国交省の職員の案内で濁水プラントやダム下からの進行状況の説明を受けました。

さらに、12月8日金曜日、12月定例会において、国・県・町よりハッ場ダムの9月定例会以降の進捗状況の報告があり、その後、町より上信道の進捗状況の報告後、開通時期の目安が、祖母島・箱島バイパス平成31年度、吾妻東バイパス2期工事平成37年度、吾妻東バイパス1期工事平成36年度、吾妻西バイパス工事平成31年度から34年度の完成予定との報告がありました。

また、自転車型トロッキ運行のためのJR廃線敷の現況調査報告がされました。特に道陸神トンネルの改修費用が大金になるとの報告があり、開業に向けた今後の運営、維持管理の具体的な試算表を至急作成するよう要望いたしました。

以上で、ハッ場ダム及び地域開発事業対策特別委員会の報告といたします。

○議長（一場明夫君） 地方創生調査特別委員会。

地方創生調査特別委員長。

（地方創生調査特別委員長 青柳はるみ君 登壇）

○地方創生調査特別委員長（青柳はるみ君） それでは、地方創生調査特別委員会から報告いたします。

まち・ひと・しごと総合戦略アクションプラン36事業についての進捗状況の説明を担当課より受け、特に12事業について審議しました。

実行に至った事業は、観光案内拠点施設、吾妻渓谷シャトルバス運行、食による町おこし、デビルズタンバーガー販売、交流自治体連携地場産品都心販売、町内事業所雇用対策プロジェクトなどがあり、事業評価に基づいて指摘、さらに推進することについて議論しました。課題が残る廃線敷利活用、空き家対策、宅地分譲、子育て応援推進、病児保育について推進するよう議論が及びました。これらは全て人口減対策であり、町創生のために、住民が自主的、主体的に最大限力を発揮していけるよう考えていく施策であります。

住民の現実を見て、理解を得られる事業ができるよう特別委員会は、PDCAサイクルをもとに調査していくこととしました。

次に、視察研修ですが、町の課題に対して先進地に学ぶため、来年5月ごろをめどに3つの町村、自然エネルギー活用の根羽村、人口増対策阿智村、住民の命を守るドクターカーの中津川市を視察先として提案いたしました。

以上、地方創生調査特別委員会の報告を終わります。

○議長（一場明夫君） 議会広報対策特別委員会。

議会広報対策特別委員長。

(議会広報対策特別委員長 根津光儀君 登壇)

○議会広報対策特別委員長(根津光儀君) 議会広報対策特別委員会よりご報告申し上げます。

閉会中に2回の広報研修会がございました。第1回は9月28日に、東京のシェーンバッハ・サボーにて行われました。出席者は6名でした。また、第2回は11月15日、前橋市の市町村会館2階にて研修会が行われました。出席者は7名でした。

本定例会中に議会広報対策特別委員会を開催いたしまして、次の号の編集方針について話し合いました。その中で、各委員会の報告につきまして、おおむね300字程度にまとめて掲載し、さらにできる限り写真を多く使うという方針が話し合われましたので、委員会の皆さん、どうぞご協力をお願いいたします。

以上です。

○議長(一場明夫君) 以上で各委員会からの報告を終わります。

◎閉会中の継続審査(調査)事件について

○議長(一場明夫君) 日程第26、閉会中の継続審査(調査)事件についてを議題といたします。

次期定例会までの閉会中の継続審査(調査)事件について、お手元に配付のように各委員会から申し出がありました。

お諮りいたします。各委員会から申し出のように、閉会中の継続審査(調査)事件として決定することにご異議ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(一場明夫君) 異議なしと認めます。

各委員会の閉会中の継続審査(調査)事件が決定いたしました。

◎町政一般質問

○議長(一場明夫君) 日程第27、町政一般質問を行います。

◇ 根 津 光 儀 君

○議長（一場明夫君） 初めに、7番、根津光儀議員。

根津議員。

（7番 根津光儀君 登壇）

○7番（根津光儀君） 議長の許可を得ましたので、一般質問をいたします。

町長にご質問をいたします。

まず、私の経験からお話ししたいと思います。私は、昭和51年に就農いたしましたが、紆余曲折、幾多苦難の中で、食っていくため必死で働いてまいりました。農民として未熟な私でしたが、何とかやってこられたのは、集落の中に面倒見のよい先輩が3人もおられたからです。尊敬する先輩たちでした。私よりもおよそ一回り年かさの3人は、それぞれ働き者の伴侶と、かわいい子供たちに恵まれ、農業にいそしんで暮らしていました。

しかし、そのうちの1人はがんで亡くなり、もう1人は、脳梗塞で入院した後、後遺症に苦しみながら、自宅で事故により命を落としました。さらに1人の先輩は、同じように脳卒中で入院した後、もうこの7年間も施設で療養をしています。大きな後遺障害に苦しみながら施設の中で暮らす。あんなに元気で畑で働いて、トラクターに乗り、土を返していた人が、そういう生活になってしまいました。

また、私の母は、ある朝、呼吸困難を訴え、救急車で搬送される中、心肺停止になりました。

愛する人、尊敬する人々を冒し奪っていった憎い相手は病ですが、しかし、このような悲しみに包まれて、どうやってはねのけていったらいいのでしょうか。このような悲しみは、私だけが味わってきたのでしょうか。私の周辺にのみ存在することなのでしょうか。

議会報告会やPTAとの懇談会の中で、地域医療に対する要望が多く聞かれました。産婦人科、小児科に関する要望、脳外科、循環器科に関する要望が寄せられました。原町赤十字病院が、本当の意味で総合病院として機能してほしいとの要望がたくさんありました。

特に、若い年代の方々からは、小児科に対する強い要望を受けてまいりました。私たちの暮らす吾妻郡は、渋川市・利根沼田地方と一くくりにした医療圏として県から位置づけられ、その中には独立行政法人、旧来の名称では国立病院が2つあり、大病院といえる医療機関がほかにもあります。また、群馬県立小児医療センターもあります。

しかしながら、この吾妻郡は、産婦人科、小児科、脳外科、循環器科、泌尿器科などの入院施設が、極端に不足あるいは皆無の状態です。

かけがえのないふるさととして、この土地に住み続けたいという願いを持った私たちにとって、良質な医療の提供を受けることは、権利でもあります。これらの医療の不足は医師不足そのものであり、広大な関東平野の北の外れからさらに幾山を越えた、この地にある吾妻を目指すお医者様は、どれほどあるのか、どうやって探していったらいいのか、至難の業なのではないでしょうか。

しかしながら、住民の権利を守ることは、住民の健康を守っていくことは、行政にとって義務ではないでしょうか。全ての診療科目を完全にそろえることは極めて難しい現状であることは、質問者自身も承知はしております。

そこで、提案するのがドクターカーの設置です。原町日赤の救急外来にドクターカーのワーク・ステーションを立ち上げ、運用することです。予算が伴います。先ほどの議論の中で、予算を伴うことは議員は控えるべきだというような議論もありましたけれども、私は、ここは予算がどれほどかかろうが、住民の健康、そして命を守るためには、ぜひとも執行者である町長に踏ん張っていただきたいと、そういうふうに思います。

現在でも、原町日赤の救急外来の体制は医師2名、看護師3名、当直事務1名を常時確保しているとのこと。ここに、行政から医師1名、看護師1名を補充し、ドクターカーを運用するということを提案しているわけです。医師、看護師は通常、病院の救急外来をこなし、消防からの要請を受けたらラピッド型ドクターカーという方式を取り、現場へ急行いたします。ラピッド型ドクターカーには、医師にとって必要な機材と医薬品を積み、ドライバーが運転し、医師と看護師を現場に送ります。医師は救急隊と合流し、いち早く医療行為を開始いたします。

例えば、交通事故で機械に挟まれている場合など、痛みによるショック症状で血流や呼吸が極端に悪化し、命にかかわることがあります。医師ならば効果のある鎮痛剤を使うことができます。脳卒中や心臓発作の場合、的確な診断がなされ、治療が始まれば悪化を防ぎ、回復を早めることや、後遺障害の防止にいち早く臨むことができます。

患者とともに消防の高規格救急車に乗り込み、医療行為を行いながら病院に向かい、受け入れ先に的確な情報を届けることにより、院内での処置が迅速に行われます。ちなみに、ドクターカーは、現場からドライバーが病院へ回送いたします。

ドクターカーが出場すれば、往診扱いですので、保険の範囲で医療費を請求することもで

きます。

この方式ですと、高価な車両は必要なく、消防無線と医師が必要とする機材と薬品のみで済みます。必要なのは、救急対応ができる医師と看護師、でき得れば、救急救命士の資格を持ったドライバーです。

現状でも、救急出場の多くは、郡外の病院へ搬送する事例が多く、この転送と呼ばれる出場が、全体の12%以上を占めております。この場合、医師が同乗して転送先病院まで付き添わざるを得なくなります。

本来、救急隊と原町日赤の医師との間に使われるべきホットラインは、閉鎖されたままです。一度電話に出てしまえば、その患者に責任を持たざるを得なくなり、極端な医師不足状態の病院から、さらに医師を引き抜かれてしまうからです。本来ならば、医師から指示を受けた救急救命士は、許された最大限の行為を行いながら日赤に向かいたいのですが、その道は閉ざされてしまっております。

このような現状があることを知っていただき、この土地で暮らす私たちの命を守るためには、何をなすべきか、多くの人たちと考えていきたいと思います。

さて、以上のことを前置きとして、次のことを質問いたします。

地域医療についてです。町で暮らす多くの人から、産婦人科や小児科の医療について欠けている部分があると指摘されますが、このことを町長はご存じでしょうか。

同じように、心臓や脳血管に係る科目についても指摘されますが、そのような声が町長のもとに届いているのでしょうか。

前述のことについて、改善のため、県の医療確保室や公的病院である原町赤十字病院に働きかけを行ったことがありますか。どのようなことをすれば、地域の医療体制をより充実させることができると考えていますか。

救急医療体制について、ご質問します。

ドクターカー設置の提案、私は、昨年の9月定例会の中でも同様な提案をしてまいりましたが、前向きに検討すると答えましたが、どのような検討を、どの部署において、どのように検討をしてきたか教えてください。ラピッド型ドクターカーについて、1年前にもお話をしましたので、現在、町長がお持ちの認識をお聞かせください。

そして、最後に、地域の救急医療体制は現行のままでよいとお考えですか。

以上質問して、以降、自席にて続けさせていただきます。

○議長（一場明夫君） 町長の答弁を願います。

(町長 中澤恒喜君 登壇)

○町長（中澤恒喜君） それでは、根津議員のご質問にお答えをいたします。

地域医療について指摘をされました1点目について、現在、産婦人科で出産できない状況と小児科の入院体制が整っていないことから生じる子育ての不安、子育て環境の悪化については、町としても憂慮しているところであります。

また、2点目の心臓、脳血管に係る科目についても、直接町民からの声が寄せられているほか、総合計画策定に係る住民アンケート、また、介護保険に係るニーズ調査等でも指摘があることは、重々承知をしております。

このような状況を改善するべく、群馬県の保健医療計画策定時、僻地医療調査時、原町赤十字病院懇談会等、機会あるごとに町として窮状を訴え、あわせて要望を伝えているところでございます。

しかし、現実には厳しいものがあり、群馬県の保健医療計画において、吾妻圏域は脳卒中、急性心筋梗塞、がん、糖尿病の4疾病は、吾妻、前橋、渋川圏域で対応、周産期、小児については、前橋、渋川、吾妻、沼田圏域で対応するように、医療連携体制が構築をされていることも回避できない現実であります。

そして、この体制の中で、当番医制や、ドクターヘリの運用が実証されている状況にあります。さらに、追い打ちをかけて、今般改正をされます医療構想では、人口減少を反映させ、入院病床の削減が求められており、その数字は驚愕の、現在吾妻圏域1,300床から572床への減少であります。

これらを念頭に、この厳しい状況を乗り切るべく、1町村では対応が難しい局面を迎えており、今後は吾妻広域での対応をさらに模索をしてきたいと考えております。

中でも、医師の確保について、原町赤十字病院では、従来より群馬大学病院、前橋赤十字病院の協力により、その体制を維持してきております。最近では、そこで対応不可能な小児科医に関して、フリーランスの医師を採用し、常勤医師を確保した経緯も伺っております。

このような状況を踏まえ、医師確保先の開拓等、原町赤十字病院との懇談を通して、町として実施できる具体策の検討を行ってまいります。

次に、救急医療体制についての1点目ではありますが、前回の答弁でもお答えをしましたように、医師の確保、財源の確保から、町が単独で取り組むことは難しいという判断に変わりはなく、庁内での検討は行っておりません。また、吾妻広域圏など関係機関への働きかけも行っていない状況でございます。

次に、ラピッド型ドクターカーについての認識であります。ドクターカーもラピッド型ドクターカーも通常の救急車と違い、医療機器を装備していても、基本、その車内では処置は行わず、同乗した医師は救急車内で処置を行います。つまり、救急現場への医師の送迎が主な任務となります。また、ラピッドカーの運転は、事務職員、救急隊員等で差し支えないという認識であります。ドクターカーにつきましては、今後も引き続き、研究、検討を続けてまいり所存でございます。

3点目の、地域の救急医療体制は現行のままでよいとお考えですかにつきましては、当然、現状でよいとは考えておりません。しかし、通常の診療さえ医師確保できない現状があることも事実であります。この状況で、さらに救急医療について考えるのは、かなりハードルが高い課題ではありますが、関係機関との協議を重ねまして、現状より一歩でも改善できるよう検討してまいりたいと思います。

以上でございます。

○議長（一場明夫君） 質問の途中ですが、ここで休憩をとります。

再開を午後3時20分とします。

（午後 3時10分）

○議長（一場明夫君） 再開をいたします。

（午後 3時20分）

○議長（一場明夫君） 休憩前に引き続き町政一般質問を行います。

7番、根津議員。

○7番（根津光儀君） 町長にはお答えをいただきましたけれども、なかなか「はい、そうですね、私もそう思います」というようなお答えではなかったように感じました。

その中で、唯一、広域の他町村の中で、この医療体制の改善について模索していきたいというお話でしたが、これについては、ぜひ町長、イニシアチブをとってやっていただきたいと思っておりますけれども、私がそれをやるのだという気持ちがおありならば、お答えください。

○議長（一場明夫君） 町長。

○町長（中澤恒喜君） 根津議員の熱意のご質問でございます。

やはりこの医師不足という状況におきまして、やはり吾妻広域圏、こういった広い範囲の中でどうしていくかというのは、当然、十分に協議をされなければならないと思います。

これからも広域の中で、各関係機関と連携をとって進めてまいりたいと思います。

○議長（一場明夫君） 7番、根津議員。

○7番（根津光儀君） 恐らく西吾妻福祉病院の現在の医療を受け持っている法人格、これは現在の契約がことしいっぱい切れるんですか、そういう形で新しいことを模索していくのではないかと思います。

例えば、その中で、あちらで産婦人科の診療を、じゃ、続けていくのかというようなことがあるとすれば、例えば原町日赤にその部分を移管していただけないですか、お医者様をつけて、というようなことができたらいいなと思うんですけれども、そういったことについて、ぜひ広範囲に目を広げて対応していただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（一場明夫君） 町長。

○町長（中澤恒喜君） 吾妻東部地域には今、子供を産むことができない。西吾妻福祉病院では産科がございます。しかし、大変厳しい状況にあるということでございまして、非常に、根津議員の心眼的確さを非常に驚いたところでございます。

やはり、この吾妻全体で産科をどこに設置をしていくかということを、今後は検討していかなければならないと思います。当然、立地的な面から、原町赤十字病院、西吾妻病院よりは、条件的にはかなりよいものがあると思っております。そういうものも含めまして、吾妻広域圏の中で、しっかりとお互いに協議を重ねまして進めてまいりたいと思います。

○議長（一場明夫君） 7番、根津議員。

○7番（根津光儀君） さて、ドクターカーのことですけれども、町長のお答えの中では、とにかく検討もしていないよと、広域にも話しかけもしていないということです。

その一番は医師がという話ですけれども、現在のこの厳しい医療情勢の中で、命をどうやって救ったらいいのかということを考えたときに、ラピッドカーの運用というところに医師を1人見つけてくるということが急務であると私は考えますが、町長はそこはいかがでしょうか。

○議長（一場明夫君） 町長。

○町長（中澤恒喜君） 医師不足の中で、西吾妻福祉病院、あるいは原町赤十字病院でも医師

不足の状況があるわけでございまして、その中でドクターカーに2人ないし1人の医師を配置するかということになると思いますが、これは非常にここで即答できるものではございませんので、今後2つの病院、あるいは広域圏の中で話をしてみたいと思います。

また、そのような中で、やはり吾妻郡の中で考えるのみではなく、やはり上信自動車道ができてくるということも考えて、渋川圏域と吾妻圏域で連携して取り組むことができないかというものも、模索してみたいと思います。

○議長（一場明夫君） 7番、根津議員。

○7番（根津光儀君） 吾妻は非常に広大な面積を持っている。我が町も町としても非常に広大な面積を持っていて、延長が長い。そういうことの中で、私はこれを提案しているのでありまして、ぜひ、そこのところを酌んでいただいて、積極的にこの問題に取り組んでいただきたいと思いますが、積極的に取り組むというつもりはないというふうにお答えなのでしょうか。

○議長（一場明夫君） 町長。

○町長（中澤恒喜君） そのようなことはございません。やはりドクターカーの威力というものは当然、認識をしているところでございます。

非常に医療の環境悪い中で、医師不足という中で取り組んでいくのは非常に困難もありますけれども、何らかの形で糸口を見つけながら、これに取り組んでまいりたいと思います。

○議長（一場明夫君） 7番、根津議員。

○7番（根津光儀君） 町長は、町長室にお座りになって、一生懸命ご自身で考えるのか、それとも、しかるべき部下にこれをやれというふうに命じて研究をさせるのか、どちらでしょうか。

○議長（一場明夫君） 町長。

○町長（中澤恒喜君） 当然、私自身も動きますし、また職員も担当職員に研究、検討させるということも行います。

○議長（一場明夫君） 7番、根津議員。

○7番（根津光儀君） 何課に属する職員、あるいは複数でも結構ですが、教えてください。

○議長（一場明夫君） 町長。

○町長（中澤恒喜君） これにつきましては、保健福祉課、また企画課にも関連があると思っておりますので、両課で十分に検討を進めてまいりたいと思います。

○議長（一場明夫君） 7番、根津議員。

○7番（根津光儀君） もう残された時間が非常に私は、質問時間ですけれどもね、短いとは思いますが、町長もぜひこのことについて、真剣に考えていただいて、地域の医療を私がやるのだという気概を持って取り組んでいただきたいと思います。みんな、中澤町長を、この町のよいおやじとして信用していきたいという人がいるわけですから、ぜひそのところを、「俺はいいおやじだぜ」と、一言、言っていただきたいと思います。

○議長（一場明夫君） 町長。

○町長（中澤恒喜君） 根津議員の非常に温かなご意見をいただきました。ありがとうございます。これから、本当に町民にとって医療の問題、切実な問題でございますので、これからもしっかりと取り組んでまいります。

○議長（一場明夫君） 以上で、根津光儀議員の質問を終わります。

◇ 青 柳 はるみ 君

○議長（一場明夫君） 続いて、12番、青柳はるみ議員。

（12番 青柳はるみ君 登壇）

○12番（青柳はるみ君） 議長の許可を得ましたので、質問させていただきます。

ただいま根津議員の1人の命を救わずにおくものかという一途な熱い思いの質問の後、私はお墓のことで大変恐縮ですけれども、残された私たちにとって大切なことですので、公営の合葬墓について質問させていただきます。

人口減、核家族化、近年、親族と希薄になっており、また単独世帯がふえている状況が見受けられます。このことからお墓の問題が出ていて、相談を受けることが多くなりました。

そこで、町営の合葬墓が必要と思います。町営墓地はようやく整い、墓地を求める町民にとって安心したところです。次に、合葬式納骨施設を計画してもらいたい。

そこで質問ですが、今、町にはひとり世帯は何世帯ですか。その中で、高齢者ひとり住まいの世帯はどれぐらいいるのか、把握していますか。既に合葬墓がある自治体では、子供には面倒かけたくない、負担になる墓守は自分の代までという思いや、墓は山の中にあることもあり、先祖代々の墓を閉じて、合葬墓に入る場合もあるそうです。

先祖の供養をするのが当たり前だった家族意識、〇〇家という意識は薄くなっています。また、経済的、社会的な弱者を救済するセーフティーネットだと思います。ひとり暮らしの

方にとって最後、自分の行きどころがあれば、安心して晩年を暮らすことができると思います。

その点についてどう思われるでしょうか。このような形で、将来的には行き詰っている方がいることは容易に想定されます。その方たちにどう対応していくのがいいか、お考えでしょうか。

町民の意向に合う施設ができることを検討、計画してもらいたいと思いますが、町長の見解をお聞きいたします。

○議長（一場明夫君） 町長の答弁を願います。

（町長 中澤恒喜君 登壇）

○町長（中澤恒喜君） それでは、青柳議員のご質問にお答えをいたします。

まず、初めに、町の高齢者世帯等の状況についてですが、ひとり世帯は1,538世帯であります。そのうち、高齢者世帯である70歳以上のひとり暮らしの方は576世帯という状況でございます。

次に、町営墓地に合葬式の納骨施設を計画してもらいたいとのご質問であります。墓地に対する考え方も、少子高齢化・核家族化などの社会の変化やさまざまな事情により、お墓の継承が困難なケース、また子供に負担をかけたくないといった思いなど、代々受け継がれることを前提とした従来からの考え方が変化し、多様化してきているのかと思っております。

最近では、特に都市部において、お墓に対する意識、価値観の変化などから、民営の墓地を中心として、共同の納骨スペースを設けた合葬墓などの形態の墓地ができていること、また公営墓地でも、徐々にそういった形態の墓地の設置が広がっていることは承知をしておりますが、町といたしましては、現在のところ合葬墓等の具体的な構想はございません。

今後、町民の皆さんの要望等を踏まえ、公営墓地のあり方等について総合的に勘案しながら、今後の課題として調査、検討していきたいと考えております。

なお、議員のご意見と同様、公営のこうした墓地のあり方は、社会的、経済的弱者の方のセーフティーネットの一つであるとも思っております。また、ひとり暮らしの高齢者を初めとして、安心して晩年を暮らすことは誰もが望むことだと思います。行政の役割も、誰もが安心して暮らしていける社会づくりであると思っておりますので、今後の行政運営においても、町民の皆様の多様なニーズを見きわめながら対応してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（一場明夫君） 12番、青柳議員。

○12番（青柳はるみ君）　ひとり世帯は1,538世帯ですが、1,538人だと思います。この方たち、また親族も墓をどうするかという問題が立ちはだかっていると思います。

住民の相談のお話の中から、3人の事例を紹介したいと思います。

まず、Aさんですが、男性64歳、結婚歴はなく、町内の自宅は自分の家より奥は山で、家がないところに住んでいて、今でも家はありますけれども、病気になって、体調と経済的な面から病院に自転車で行ける町営住宅に引っ越しました。先祖代々の墓はありますけれども、山の中で、行くまでに草刈り、木障切りをしなければいけない、また墓石よりも伸びた草に覆われて、とても墓守はできない、自分はそこに入るとしても、兄弟はみんな都会に住んで墓守もできず、訪れる人もいないだろう、このように言っています。

また、次のBさんは80代女性ですが、夫の遺骨を持ちながらアパートに住んでいました。墓はあるんですが、山の中で急坂、道は草木が生えてとても登れない、このことから夫の遺骨を納骨できないで、一緒に暮らしていました。

体が不自由になったのと認知が始まったので、老人施設に入りました。個室ですが、遺骨を持って入所したので、ほかの入所者さんが嫌悪感を持たれて相談に来ました。施設と話し合って、お骨は施設で預かって、会員制の民間の合葬墓に月2,000円ずつ2年半ためて、2年たち、5万円たまったところで無事納骨ができました。そこで、生前に予約もできるということで、5万円をまた自分のためにためています。それは、会員制ですから、誰でもいいというわけじゃないです。

もう一人、Cさん、80代男性は、原町の民間のアパートに住んでいました。組づき合いもして、近所の人とも親しく暮らしていました。兄弟の末っ子で、兄弟は皆亡くなって、ひとり家庭です。一番近い親戚は他県に住んでいて、甥っ子の子なんだそうです。生前会ったこともないと言っていました。こんなことで、買い物などお世話をしていた近所の方、組の方と区長さん、保健福祉課とで、町の無縁仏の墓に埋葬しました。

代表的な3人の例を紹介しましたが、これからはこのような人が多くなると思います。特に、今のCさんは経済的に不自由されてはならず、このような合葬墓があれば、申し込みが可能だったと思うんです。そして、最後の無縁仏の墓に入ったわけですが、このことについては、本人は不本意だったと思います。

元気なうちにこの目的のために日々ためて予約しておけば、いざというときは、ひとり暮らしにとって、最後の自分の行きどころがあれば、安心して晩年を暮らすことができると思いますが、町長、どう思われますでしょうか。

○議長（一場明夫君） 町長。

○町長（中澤恒喜君） 合葬墓につきましては、町内にも須賀尾に1カ所、民間の合葬墓がございまして、利用されておるということでございます。

お訪ねの町営墓地につきましても、今後、町民の皆様の意向等も十分に把握をして、検討してまいりたいと思っております。

○議長（一場明夫君） 12番、青柳議員。

○12番（青柳はるみ君） 須賀尾にもあるということで、お寺にも合葬墓があるところがありますが、管理供養のために毎年の費用が発生します。今、紹介したBさんは、5万円納めればよく、予約もできるということですが、会員のみです。公営の合葬墓は、利用料が大体6万5,000円から10万円で、全国の自治体でつくられ始めています。

塩尻市では、合葬墓は大きい土地は必要でない上、施設を建設してしまえば、利用者がふえても増設する必要はないと、建設費2,000万円で建てました。そして、1人5万円から、夫婦用ということで20万円まであるんだそうですけれども、200人から300人の利用者がいれば、建設費がペイができる。有効な選択肢で、需要も多いと新聞記事がありました。

また、太田市で、ちょうどこういう資料も送っていただいているんですが、ちょうど今定例会に太田市が合葬墓について、上程しています。そこで、太田市では5万円だそうです。

このように、例えば合葬墓が満杯になってしまった。そういうときは20年で遺骨を出して、合祀をするんだそうです。だから、ずっと使えるということなんですね。なので、経費は大丈夫だということです。

このように、住民の必要性の観点から、これからの計画に入れるのが必然になってくると思われますが、どう受けとめていただけたでしょうか。

○議長（一場明夫君） 町長。

○町長（中澤恒喜君） 青柳議員、ご研究になって、そのお話をお伺いをいたしますと、合葬墓、大変この町にも有効な墓地になろうかと思っております。

担当課、町民課とも、これにつきまして十分に研究、あるいは検討してまいりたいと思っております。

○議長（一場明夫君） 12番、青柳議員。

○12番（青柳はるみ君） 身内の遺骨だけじゃなくて、ここは街道だったものですから、行き倒れの人をいけたんだとか、旅人の子供さんが亡くなったんでいけてあげたとか、畑の隅にあるんで困るんだよというの幾つも聞くんです。それで、それを粗末にできないし、また

自分たちが年とって、次の子はまた、全く感覚が違うから、それをそのままにしておけない、どうしたらいいんだという話もありますので、合葬墓があればとてもいいんだなんて思います。

町長のお話から、セーフティーネットになるという話、またこういうケースも考えていかなければいけないということを受けとめていただきましたので、これからの計画の中に入れていただきたいと思います。

以上で質問を終わります。

○議長（一場明夫君） 答弁はよろしいですか。

○12番（青柳はるみ君） 答弁、要らない。

○議長（一場明夫君） 以上で青柳はるみ議員の質問を終わります。

◇ 樹 下 啓 示 君

○議長（一場明夫君） 続いて、8番、樹下啓示議員。

（8番 樹下啓示君 登壇）

○8番（樹下啓示君） それでは、議長の許可をいただきましたので、一般質問をさせていただきます。

来年4月予定の東吾妻町町長選挙を踏まえまして、町長の政治姿勢についてお伺いをいたします。

急激な少子高齢化の到来を受けて、今、当町も将来世代にいかなる町をつくり、残すことができるか、問われております。任期の中で、将来に向けてどのような町をつくり、残そうと考え、実行してきたのか。町長のご自身の今後の政治姿勢はどのようにあるのか、お伺いをいたします。

3点ほどお伺いをさせていただきます。

中澤町長は就任以来、現在までに実施してきた特に重要な、また印象に残っている事業は何だったのでしょうか。

町では、今後10年間の総合計画を作成しておりますが、町長が感じている今後の町の課題は何でしょうか。お聞かせをください。

また、来年、平成30年の4月22日が中澤町長の任期だと思いますが、再選を目指すとは

れば、どんなビジョンを抱き、町民に訴えていくものは何か、お聞かせください。

以上質問させていただきます。

自席に戻させていただきます。

○議長（一場明夫君） 町長の答弁を願います。

町長。

（町長 中澤恒喜君 登壇）

○町長（中澤恒喜君） それでは、樹下議員のご質問にお答えをいたします。

任期中の現在までに実施をしてきました特に重要な施策といたしまして、私は公約に行財政改革の推進、お年寄りが健康で生き生き暮らせる町づくり、子育て支援、教育環境の充実、安全・安心の町づくり、地場産業の活性化などを掲げ、その実行に努めてまいりました。

行革推進では、桔梗館や特別養護老人ホームいわびつ荘、あがつまふれあい公園の指定管理者制度への移行、岩櫃ふれあいの郷の役場本庁舎への転用改築の決定などがあります。

また、吾妻ふるさと大橋建設につきましては、当初、街路事業として18%の負担金を求められておりましたが、県に道路事業として事業がえをお願いをし、何億円という負担金をなくすことで、財政負担軽減につながりました。

子育て支援、教育環境の充実では、やはり何と言っても、5校の中学校を1校に統合したことであります。卒業式や入学式で東吾妻中学校の校歌を斉唱する生徒の顔、表情を見るたびに、統合を進めてよかったと思っているのでございます。

また、統合にあわせた中学校入学支度金の創設、拡充、そして就任当初から掲げておりました給食費の無料化については、議員各位のご理解をいただき、ご議決をいただきましたので、無料化に向けて進めていきたいと思っております。

さらに、印象に残っているといいますと、やはり東日本大震災でございまして。南相馬市の被災者をいち早く受け入れ、支援ができたことは感慨深いものがございました。

町の将来に向けた整備については、上信自動車道、東吾妻町分調査区間、整備区間へと格上げをして、工事着手いたしました。植栗・伊勢線を上信道アクセス道路に認定及び事業開始、吾妻ふるさと大橋の完成、さらに原町バイパス無電柱化にも県にお願いしたところ、早速着手をいただいております。

このように重要施策を進めてきたわけでありましたが、今後においては、人口減少対策が最重要の課題だと認識をしております。そのため、将来にわたる地域社会の維持、活性化を実現することを目的に、総合戦略を作成するとともに、現在策定中の第2次総合計画において

も、人口減少社会へ対応するための重要施策を設定したところでございます。

この総合計画や総合戦略の施策を着実に進めていくことが、東吾妻町の課題であります人口減少抑制につながるものであり、それを果たすためには、ぜひ町民の皆様にご支持をいただいて、またご支援もいただいていかなければならないと思っております。

この東吾妻町の将来へ向けた可能性、大きなものがございます。私は4月には任期を迎えますが、3選出馬し、引き続き全力を尽くして、子供も大人も生き生き暮らせる町、私たちの子や孫、ひ孫が誇りを持って暮らせる東吾妻町とするために、取り組んでまいりたいと思っております。町民の皆様のご理解と議会の皆様のご支援をどうぞよろしくお願いいたします。

以上でございます。

○議長（一場明夫君） 8番、樹下議員。

○8番（樹下啓示君） さまざまな事業を展開され、この事業につきましても、私自身は評価はしているところでございます。また、特に本日もかなり議論になりましたけれども、財政問題につきましてもなかなか難しい問題があると思いますので、ぜひ町長の手腕を振るっていただきまして、この町の財政状況をもう少しいい方向に向けていただく努力をしていただきたいと思っております。

また、先ほど答弁いただきましたけれども、もう一度確認をさせていただきますけれども、私、町長と小・中学校の同級生ということもありまして、来年4月の町長選挙に正式に立候補を表明するということですのでよろしいでしょうか、確認をさせていただきたいと思います。

○議長（一場明夫君） 町長。

○町長（中澤恒喜君） きょうは、記者の皆様にもおいでをいただいております。4月の町長選挙、出馬をいたしますので、どうか皆様方のご支援をどうぞよろしくお願いいたします。

○議長（一場明夫君） 8番、樹下議員。

○8番（樹下啓示君） ぜひ、ただいま町長が報告いただきましたいろんな課題はたくさんございますけれども、素晴らしいビジョンを掲げていただきまして、この町をよくする努力をしていただくことをお願いを申し上げまして、私の質問とさせていただきます。

ありがとうございました。

○議長（一場明夫君） 以上で、樹下啓示議員の質問を終わります。

◎延会について

○議長（一場明夫君） お諮りいたします。本日の会議はこれをもって延会したいと思います。

これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（一場明夫君） 異議なしと認めます。

したがって、本日はこれをもって延会することに決定いたしました。

なお、次の本会議はあす12月14日午前10時から開きますから、ご出席をお願いいたします。

◎延会の宣告

○議長（一場明夫君） 本日はこれをもって延会いたします。

大変お疲れさまでした。

（午後 3時52分）

平成29年12月14日（木曜日）

（第 3 号）

平成29年東吾妻町議会第4回定例会

議 事 日 程（第3号）

平成29年12月14日（木）午前10時開議

第 1 町政一般質問

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（14名）

1 番	一 場 明 夫 君	2 番	里 見 武 男 君
3 番	小 林 光 一 君	4 番	重 野 能 之 君
5 番	竹 渕 博 行 君	6 番	佐 藤 聡 一 君
7 番	根 津 光 儀 君	8 番	樹 下 啓 示 君
9 番	山 田 信 行 君	10 番	茂 木 恒 二 君
11 番	金 澤 敏 君	12 番	青 柳 はるみ 君
13 番	須 崎 幸 一 君	14 番	浦 野 政 衛 君

欠席議員（なし）

地方自治法第121条第1項の規定により説明のため出席した者の職氏名

町 長	中 澤 恒 喜 君	副 町 長	渡 辺 三 司 君
教 育 長	小 林 靖 能 君	総 務 課 長	茂 木 聡 君
企 画 課 長	水 出 智 明 君	地域政策課長	浅 見 梅 雄 君
保健福祉課長	橋 爪 克 敏 君	町 民 課 長	三 枝 仁 君
税 務 課 長	黒 岩 康 茂 君	農 林 課 長	丸 山 和 政 君
建 設 課 長	桑 原 正 明 君	上下水道課長	高 橋 修 君
会 計 課 長 兼 会 計 管 理 者	松 井 秀 之 君	教 育 課 長	田 中 康 夫 君

職務のため出席した者

議会事務局長 堀 込 恒 弘
議会事務局 高 橋 智恵子
議 補 佐

議会事務局 水 出 淳
議 補 佐

◎開議の宣告

○議長（一場明夫君） 皆さん、おはようございます。

ただいまより本日の会議を開きます。

（午前１０時００分）

◎議事日程の報告

○議長（一場明夫君） 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

議事日程に従い、会議を進めてまいります。

◎町政一般質問

○議長（一場明夫君） 日程第１、町政一般質問を行います。

◇ 須 崎 幸 一 君

○議長（一場明夫君） 初めに、13番、須崎幸一議員。

（１３番 須崎幸一君 登壇）

○１３番（須崎幸一君） ただいま一場議長より許可をいただきましたので、一般質問通告書に基づき質問をいたします。

本庁舎移転による既存の庁舎等のあり方についての質問であります。

新庁舎建設事業の現在の進捗状況については、11日の議員全員協議会で執行部より報告はありましたが、建築確認申請中で年内には許可があり、来年の１月には工事発注の手続きを行い、工事請負契約の議会議決を経て、本庁舎建設工事に着手し、平成30年12月末には完成し、引っ越し作業を行う予定であるとのことでした。

そして現在、当初の予定計画よりおくれている中で本庁舎の移転の見通しが立ってきていると認識をしているところであります。

この庁舎移転問題については現在の使われている各庁舎の跡地利用を含めて、極めて町民の関心が高いのではないのでしょうか。

そこで、町として本庁舎移転による既存庁舎等の具体的な活用を含め、どのような考え方を持っているのか問うものであります。

最初に、本庁舎移転後の既存本庁舎のあり方についてですが、老朽化した現在の本庁舎については、耐震補強をして活用することは難しいと考えます。本庁舎が移転した場合に速やかに取り壊して、跡地の利用について検討すべきである。町長の考えはどうか。

次に、現在の原町にある上下水道課庁舎についてですが、上下水道課が本庁舎に移転した後、その土地、建物については町の所有と思いますが、その後の土地、建物の活用について、どのように考えているのか。

次に、東支所のあり方についてですが、教育委員会が新本庁舎に移転した後、耐震性もあり、活用しやすいと思われるこの東支所の利用についてどうすべきと思うか。東支所の今後のあり方として、介護施設として利用する案、また保健センターを移転する案などを提案する。町長の考えはどうか。

最後に、東支所や各出張所の人員配置について、本庁舎の移転に伴い、東支所、各出張所のさらなる充実を目的として、人員配置の見直しを図るべきと考えるが、町長の考えはどうか。

以上のことについて質問をいたします。

○議長（一場明夫君） 町長の答弁を願います。

町長。

（町長 中澤恒喜君 登壇）

○町長（中澤恒喜君） それでは、須崎議員の質問にお答えをいたします。

1点目の現在の庁舎のあり方につきましては、議員ご指摘のとおり、現庁舎は昭和33年に建設をされ、築後約60年が経過をしているため、建物の老朽化も著しく、新庁舎へ移転後は速やかに撤去することが望ましいと考えております。撤去後の跡地利用は、敷地の約6割が借地もありますが、原町駅にも近く、町内の中心となる地域でございますので、有効活用ができるよう検討してまいります。

また、限られた財源で効率的な投資を行えるよう、検討してまいります。

2点目の現在の上下水道課庁舎についてでございますが、活用している建物については、平成元年に山村林業構造改善事業として、国から補助金を受けて建設したものでございます。そのため、他の用途に変更することは難しい状況で、補助金事業の制限はございますが、先ほどの庁舎跡地利用と同様、昨年度に策定した東吾妻町公共施設等総合管理計画に即した町全体として、施設総量の適正化、既存施設の有効活用、効率的な施設運営の実行に努めて検討してまいります。

3点目の東支所のあり方についてでございます。

東支所は平成12年に建設をされております。現在は教育課と東庁舎の2つの機能を有しております。教育課が新庁舎に移転後も東庁舎は東地区の行政機関として、必要性の高い施設と考えております。今後は、東支所のあり方や議員のご提案も検討いたしまして、施設が有効に活用できるように考えてまいります。

4点目の東支所や各出張所の人員配置についてでございますが、東支所には4名、太田出張所に3名、岩島出張所に2名、坂上出張所に3名の職員が配置をされております。岩島出張所は簡易郵便局が併設をされていないため、2名体制となっております。議員のご指摘のとおり、地域に密着した業務を行う各出張所の充実は急務と考えておりますが、支所、出張所の業務のあり方や職員定数の適正化計画等、総合的に検討してまいりたいと思っております。

以上でございます。

○議長（一場明夫君） 13番、須崎議員。

○13番（須崎幸一君） 最初に、現在の本庁舎のあり方についてですが、私が考えたとおり、町長も同じような意見で、速やかに取り壊すべきであるというふうに思っておりますけれども、土地についても今の話ですと、60%ぐらいが借地というような説明でございましたけれども、これについても今後土地の購入も含めて検討した中で、また民間活力を利用し、町営住宅等を建設することも一案として考えられます。場所的に駅にも近いですし、また病院もすぐ近くにあります。銀行もありますし、また大型店舗も駅北にあるので非常に便利であるというふうに考えます。この跡地利用の検討の材料の一つとして、今の私の提案等も加えてはどうかと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（一場明夫君） 町長。

○町長（中澤恒喜君） 跡地利用につきまして、今後、協議を重ねていくようになると思いますが、議員ご指摘の住宅というものの一つのものでございまして、またこの駅南地区

の中心となるようなビジターセンターのようなものも考えられますし、いずれにしろこの駅、南地区の活性化につながる、そういった施設をつくっていくことが必要かと思っておりますので、今後皆様のご意見等も地域の皆様のご意見もいただいて、検討を進めてまいりたいと思います。

○議長（一場明夫君） 13番、須崎議員。

○13番（須崎幸一君） 次に、現在の上下水道課庁舎についてですけれども、私が考えるにはこれも町なかですので、企業の事務所として貸し出すこともよいとは考えますが、先ほどの町長の答弁では、補助金事業で建設した建物で、用途変更には制限があるとの答弁でしたが、難しいことなんでしょうか。いかがでしょうか。

○議長（一場明夫君） 町長。

○町長（中澤恒喜君） 上下水道課の庁舎は町なかにあリまして、そして、建物も木造の庁舎ということで、非常に特徴あるものがございます。そのような点から、非常にこれから活用のしがいがある庁舎だなと思っておるところでございます。国の補助金の事業等の縛りというものもこれから十分に精査をして、どのような縛りがあるのか、そしてまたその縛りを解くにはどういうふうなことをしたらいいのか等も考えながら、この上下水道課庁舎の活用を十分に検討してまいりたいと思います。

○議長（一場明夫君） 13番、須崎議員。

○13番（須崎幸一君） 次に、東支所のあり方についてでございますけれども、教育課が移転をする前に、できるだけその利用について具体的な方向性を私は出すべきであるというふうに思っておるんですけれども、少なくとも倉庫のような使い方はもったいないので、それはすべきではないというふうに考えております。

東支所の機能については、一つの案なんです、隣接するあづま農村環境改善センターに移転することも検討する一つに加えて有効利用を図るべきであるというふうに思いますが、町長、いかがでしょうか。

○議長（一場明夫君） 町長。

○町長（中澤恒喜君） 東庁舎につきましても、建物自体は大変、1階ワンフロアで広がっておりますので、利用のしがいがあるものだというふうに思っております。現在の支所の機能を農村環境改善センターに移して、そのフロア全体を他の用途に利用していくということは十分に可能だというふうに思っております。今後、どのような利用ができるか、そういうものも十分に考えてまいりたいと思います。介護施設ですとか、それから民間企業等も入る

ことができるでしょうし、また文化的な施設に転用することもできるかと思います。これにつきましても地域の皆様や議会の皆様のご意見を頂戴して、検討を進めて、利用が高い施設、地域の活性化に有効な施設というものにしてまいりたいと思っております。

○議長（一場明夫君） 13番、須崎議員。

○13番（須崎幸一君） ぜひ、有効な施設にしていきたいと思います。

繰り返しますが、倉庫のような使い方はしないようにぜひよろしくお願いをいたします。

最後に、東支所や各出張所の人員配置についてですが、今後ますます高齢化が進む中において、行政の果たす役割は多くなる一方であると思います。また行政に対する期待も高まってきているというふうに感じております。

本庁舎が移転するこの時期にこの機会にもう少し人をふやし、地域で何でも相談できるような窓口を設けて、町民の利便性を図り、住民サービスのさらなる向上を目指すべきではないでしょうか。

○議長（一場明夫君） 町長。

○町長（中澤恒喜君） 支所につきましては、先ほどご説明したような体制になっております。

役場、組織の全体の職員定数の適正化計画等も踏まえまして、地域の住民の皆様のニーズ等も考えながら、今後、この職員の配置というものも再度検討し直して、出張所機能をさらに発揮できるようにしてもらいたいと思います。

○議長（一場明夫君） 13番、須崎議員。

○13番（須崎幸一君） 第1次総合計画に明記をしてある行財政改革を推進する項目の中に、この庁舎建設に関することが位置づけられているというふうに思っております。町財産の適正管理を行う中での新庁舎建設であると思います。

この新庁舎建設による既存の庁舎等のあり方、また東支所や各出張所の人員配置について、この機会に住民ニーズに応えた適正なものであるかどうかを検討いただき、今後その具体的な方向性をスピード感を持って速やかに町民に示し、その説明責任を果たすべきであると思いますが、最後に町長、お答えいただきたいと思います。

○議長（一場明夫君） 町長。

○町長（中澤恒喜君） 須崎議員のご意見を賜りました。まさにそのとおりかと思っております。東吾妻町は大変広い面積を持っておりまして、5地域が点在をしているわけでございますので、そういった意味で新庁舎を中心として、そして各支所、出張所を一つの大きなポイント、拠点として行政サービスをさらに進めていくことが必要かと思っております。今後も

町民の皆様のニーズに迅速に的確に応えられるような、そういった体制づくりを進めてまいりたいと思います。

○議長（一場明夫君） 以上で、須崎幸一議員の質問を終わります。

◇ 金 澤 敏 君

○議長（一場明夫君） 続いて、11番、金澤敏議員。

（11番 金澤 敏君 登壇）

○11番（金澤 敏君） それでは、私の一般質問を行わせていただきます。

まず、先の上毛新聞紙上で首長アンケートとして、自民党が目指す改憲に賛成かの設問に対して、中澤町長はどちらかと言えば賛成と答えていました。まずは、町長は憲法第99条についてどのような認識を持っているのか伺います。

次に、日本国憲法は立憲主義に基づいてつくられて、制定されています。このことについても認識を伺います。

そして3点目、自民党改憲案と現憲法の平和主義、主権在民、そして基本的人権の違いについて、町長としての解釈を解説していただき、その上で認識を伺います。

後は、自席にて質問いたします。

○議長（一場明夫君） 町長の答弁を願います。

町長。

（町長 中澤恒喜君 登壇）

○町長（中澤恒喜君） それでは、金澤議員の質問にお答えをいたします。

質問項目の中に特別公務員の町長とございましたが、私は特別職の公務員でございまして、金澤議員と同様の立場でございます。ちなみに特別公務員とは、裁判官、検察、警察の職務を行う公務員とその補助者でございます。

それではまず、1点目の先の上毛新聞紙上で自民党が目指す改憲に対しての首長判断が掲載されたが、町長の憲法第99条の解釈を伺うについてであります。憲法第99条の条文は天皇または摂政及び国務大臣、国会議員、裁判官、その他公務員はこの憲法を尊重し、擁護する義務を負うとなっております。この発想は権力を制限して、国民の自由を守ることにあると思います。ですから国民に対して、憲法遵守義務が課せられていないという解釈になる

と考えております。

2点目の立憲主義でございますが、日常で行使をされている政治権力や国家権力が憲法に基づいて、行われる考えだと思っております。

3点目の現憲法のどの章やどの条項の改憲を望んでいるかを伺うでございますが、私は自民党と憲法観を全て同じくするものではありませんが、それぞれの考え方があり、広く国民的議論をしていただければと考えております。

4点目の3に関して、自民党改憲案と現憲法の平和主義、主権在民、そして基本的人権の違いに関して、解釈及び認識を伺うであります。3点目で申し上げましたように、憲法改正の議論を広く国民的議論にしていくべきだと考えております。

以上でございます。

○議長（一場明夫君） 11番、金澤議員。

○11番（金澤 敏君） まず最初に、私の間違いを指摘していただき、ありがとうございます。

特別職公務員ということであるということでありますけれども、その特別職公務員である町長が改憲容認ということは、99条に違反するのではないのでしょうか。

○議長（一場明夫君） 町長。

○町長（中澤恒喜君） それについては当たらないと思います。

○議長（一場明夫君） 11番、金澤議員。

○11番（金澤 敏君） 当たらないという、その一言で済ませていいのかなとは思いますが、これもこれ以上話していても、今までの私の一般質問をずっと行ってきた中で、これ以上深まることはないなと思いますので、終わりにしたいとは思いますが、基本的にこの首長アンケートの中で設問1のほうの、自民党、公明両党が3分の2を占めました。安倍一強政治が続くことになった結果をどう受け止めるか、これに対する答えというのはそれは個人の自由というか、どんな首長であろうがそれは答えでいいなとは私は思っていますよ。

ただ、この設問2のほうの憲法改正のことに関しては、本来のしっかりとした見識を持った首長であれば、この設問の中の5のどちらとも言えないと答えるのはごく普通のことなんです。そのくらいの常識を持ってほしいなとは思っただけで、それを今さら言っても仕方がないということであります。

一つだけちょっとお聞きしたいんですけれども、主権在民について町長の見解を伺います。

○議長（一場明夫君） 町長。

○町長（中澤恒喜君） 主権在民ということでございますけれども、これにつきましては国家の主権が国民にあるということでございます。

○議長（一場明夫君） 11番、金澤議員。

○11番（金澤 敏君） そうですね。

本当にこの現憲法、重要な3点、平和主義、主権在民、そして基本的人権、これが生まれてきた経過というのは、本当に世界大戦を2度起こしたこの世界で、何としても人類が生き残るためにはどうしたらいいか、そういう観点のもとにつくられた憲法だと私は思っております。しっかりと守っていくそういう気概が、あの戦争を体験した日本、国民としては300万人、そして世界的には、日本の戦争によって2,000万人以上のアジアの人々が亡くなったという、そういう太平洋戦争だったわけですが。そういうものを考えて、そこから何としても立ち上がるためにつくられた憲法だと認識しております。

そういう点で、町長のコメント等を聞いてみますと、そういう本当に、あの戦争を体験して2度と戦争はしてはいけないという、そういう思いから生まれた憲法に対する冒涇に近いというような気がしてならないんですけれども。これ以上、きっとこの問題を迫及しても何の答えも出てこない。私、今後そのようなものを文書として書いていくしかないなと思っていますので、私の質問はこれで終わりにします。

○議長（一場明夫君） 答弁はよろしいですね。

○11番（金澤 敏君） はい。いや、いいです。

○議長（一場明夫君） 求めてないようですから。

以上で金澤敏議員の質問を終わります。

◇ 重 野 能 之 君

○議長（一場明夫君） 続いて、4番、重野能之議員。

（4番 重野能之君 登壇）

○4番（重野能之君） それでは、議長の許可を得ましたので、通告に従い、質問をさせていただきます。

今回、質問の項目としまして、東吾妻町の活性化について、また、中・高校生議会について

て、この2つについて質問をさせていただきます。

平成30年度からスタートする東吾妻町第2次総合計画の策定が進む中で、当町も大きな節目を迎えております。人口減少は日本全体にとって深刻な問題であり、経済を初めとして国力の低下を招く大きな要因となります。当町においてもここ数年は約300人以上の規模で人口減少が進み、今年度の新たな命の誕生、これは議会報告会で一場議長も言われておりましたが、現時点でその出生数は四十数人という状況であります。

政策の一つとして、移住者の受け入れや増加を促すための施策も重要であります。日本全体の中で少ないパイの奪い合いでは問題の解決にはならないと考えます。東京の少子化という現実と人口の減少到来がそのあかしではないでしょうか。やはり当町においての出生数の増加、安心して子供が生まれる、出産しやすい、そういった人口の増加を目指すとともに、町からの人口流出を食い止める政策とその実現が今求められていると思います。本年6月には総合計画策定に伴い、町民アンケート調査が実施されました。10年後の東吾妻町はどのような町であってほしいかという問いには、必要な医療が受けられる町58.2%、安心して子供を産み、育てられる町53.3%という上位2つの結果が出ております。

以上の結果も踏まえ、町の今後の活性化、発展のために何が必要か、大局的観点から町長のお考えをお聞かせいただきたいと思います。

1点目としまして、現実には即した総合計画が必要と思いますが、町長のお考えはいかがでしょうか。

2点目としまして、2期目の任期も大詰めを迎えておりますが、東吾妻町の長所と短所をどのように考えているのか改めてお聞かせいただきたいと思います。

3点目としまして、当町の人口減少、少子化を克服するために特に必要な政策は何とお考えでしょうか。

4点目としまして、現在までに町の活性化のために町民の方々の思いを聞いて、町政に十分反映させることができたとお考えでしょうか。また、あるとすれば特に実現してきた政策は何でしょうか。

5点目としまして、中・高校生議会が行われました。生徒たちの真面目な真摯な姿に感動するとともに大変貴重な質問、提案もありました。両議会を終えて、町長の抱いた感想をお聞かせいただきたいと思います。

6点目としまして、質問、提案の中で特に重要と思うものを上げるとすればどれでしょうか。また、その解決のための政策、施策として考えられる具体策はあるでしょうか。

以上を質問させていただきまして、自席に戻らせていただきます。

○議長（一場明夫君） 町長の答弁をお願いします。

町長。

（町長 中澤恒喜君 登壇）

○町長（中澤恒喜君） それでは、重野議員のご質問にお答えをいたします。

初めに、現実に即した総合計画が必要と思うのがご質問であります。現在、策定中の第2次総合計画は、今後10年間の我が町の総合的かつ計画的な行政運営の指針を示すと同時に、住民と行政が共有すべき町づくりの長期的な展望を示す町の最上位計画として策定したいと考えております。

その中でも特に第2次総合計画の役割として、私は町の魅力とブランド力を高める計画にしたいと考えております。この役割をしっかりと果たしていくことが、住民が誇りを持って暮らす町につながり、地方創生の動きを捉え、我が町の個性と資源のさらなる活用につながっていくと考えるからであります。

次に2点目の東吾妻町の長所と短所でございますが、やはり我が町の長所は歴史に名を残す岩櫃山や名水100選の箱島湧水、名勝吾妻峡など、美しい景観を織りなす自然環境にあると考えております。この自然環境はかけがえのない財産であります。これを住民の誇りとすべく、生かしかれてこなかったことが短所ではないかと考えております。

3点目の人口減少、少子化を克服するために特に必要な政策は何かでございますが、議員ご指摘のとおり、当町の人口減少は厳しいものと受け止めております。平成27年度に策定いたしました総合戦略では、2040年、平成52年で1万人の人口維持を目指すことを目標として、その中で人口減少対策の目指すべき方向性である20歳から39歳までの若年層世代の人口増の実現に向け、様々な施策を検討、推進をしております。これを実現するため、子育て支援や定住促進につながる施策を各課横断的、複合的に展開をしていく必要があると考えております。

続いて、4点目の町民の方々の思いを町政に十分反映させることができたかでございますが、昨日の樹下議員のご質問にお答えをしたとおり、様々な事業を行ってまいりました。それに加え、我が町の懸案である財政の健全化に向け、様々な新規事業を展開しながらも財政調整基金残高を就任当初7億8,500万円だったものを平成28年度末では22億9,500万円といたしまして、将来負担比率では155.5%だったものを57.6%とし、実質公債費比率では17.8%を11.9%と大幅に改善できたことはよかったと考えております。

次に、5点目の中・高生議会を終えての感想でございます。

この取り組みは、学校側のご理解、ご協力を初め、議長、副議長、議会運営委員のお骨折りもありまして、昨年度から進められたと理解しておりますが、民主政治の健全な発達を期するための主権者教育としても大変に意義のあることと考えております。

特に、今回参加された中学3年生は中学校統合時の最初の1年生でありまして、私としてもそれぞれ立派な意見発表を聞き、大変感慨深いものがございました。また、大人顔負けの非常にタイムリーな話題も多く、的を射た質問からもこちらが舌を巻くような場面があり、非常に感心をいたしました。

6点目の中・高生議会の質問、提案の中で特に重要と思うものとその具体策はあるかでございますが、子供たちが町づくりや地域の活性化について、事業に取り組む中でそれぞれ学習し、感じたことが率直に述べられており、その全てが重要なことと思います。特に吾妻高校については、来年4月より吾妻中央高校として統合、開校いたします。これに合わせ検討を進めてまいりました路線バスの再編について、その準備が整ってまいりました。現在の吾妻高校と中之条高校への進路状況を考えても、毎年当町から40人くらい、中学3年生のおおよそ4割が進学する重要な地域の高校統廃合であります。生徒の皆さんが利用しやすいよう、運賃を含めた運行形態に配慮していきます。

あわせて高齢者の移動手段の確保も含め、利用者の着実な増加につながるよう、引き続き高校側との意見交換に努め、ご協力も頂戴をしながら、保護者の皆さんや町民への周知をしていきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（一場明夫君） 4番、重野議員。

○4番（重野能之君） ご答弁をいただきました。

いろいろな今までの質問の中でかぶる部分もありました。そこら辺はご了承いただきたいと思います。

今、財政の問題が町長の答弁からもありました。自分も今、なかなか財政というのは非常に幅が広くて難しい問題で、正直なところ、先輩の茂木議員の常日ごろの財政問題の質問であったり、そういったものを今自分の中では勉強させていただいたり、研究をさせていただいて、まだそこまでの質問はまだできるほどはまだ至っておりません、正直なところ。

そういった中で、けさの上毛新聞にも議員給与ですか、そういったものについて議会としてはきのうの採決がありましたけれども、引き上げをしないと、そういった姿勢を示したと

ということで上毛新聞にも掲載をされておりました。自分もこの問題については引き上げないということで賛成をさせていただきました。その根拠は、財政の問題に絡めてのことなんですけれども、3つの給与引き上げ条例が、改正案が出されました。引き上げの条例が出されたということは、人事院勧告に基づいて、そして国の政策、大きな観点の中での国の政策、なるべく引き上げていこうよと、そして民間企業は労働分配率を、ちゃんと働いている若い人たちに振り分けていこうよと、こういった施策のものが大きく絡まっているものだと自分は判断をしました。

そして自分も公務員の給与であったり、公務員の人数をふやすべきであるということは持論なんですけれども、そういった中で、根拠がある中で3つの引き上げ案が出された。それは自分は賛成なんです。ただ、議員というのは、自分は議員でありますからそれはいろいろな、茂木議員ではありませんけれども、いろんな財政の問題、給食費も上がる、じゃ議会としてはそれは現状でいいんじゃないのか、それは自分は自分のことでありますから、じゃ、それで自分もやはり引き上げなくていいんじゃないのかと、そういった姿勢を示させていただきました。

3本出たということは、3つなんですね、これは。それぞれ根拠があって引き上げを出されたものでありますので、それは、自分は議員だからそれはいいんじゃないのかという判断をさせていただきました。ただ、その他については引き上げるという根拠があって出されたものについては、賛成をしますということで考えさせていただきました。これは、3つ出たということは根拠があるわけなんで、それはもう普通誰が見ても考えればわかるものじゃないのかなということを自分は認識をしました。

そういった中で、財政の問題、改めてなんですけれども、先ほど町長も言われましたけれども、今後非常に厳しい財政状況もくる、しかしそれでも町民の方々が、ある意味マインドというんですか、夢や希望が持てる気持ち、心というんですか、そういったものがやはり何でもない、何もない、お金もない、何もない、財政もないんだ、苦しい、苦しいということではなくて、やはり未来に向かって、いやもっとうこういうこともできる、こういうことをチャレンジしていこうよと、そういった前向きな、やはり人は感情であって気持ちであってハートだと思うんですね。そこら辺のところをやはりいい意味でリードしていくということも、これは非常にリーダーの町長の大きな役目、役割の一つだと思います。改めてそういった観点で、町の財政そういったもののあり方というものを改めてお聞かせいただきたいと思います。

○議長（一場明夫君） 町長。

○町長（中澤恒喜君） 先ほどの重野議員の、議員の皆様方の報酬に関する件のご否決につきまして、理解をしたところでございます。

また、町民の皆様がこの町に住んでいて夢や希望を持って、そして子供も大人も生き生きと暮らしていく町にしていくためには、やはり財政の問題もありますけれども、やはりこの町に住んでいてよかったという、そういう感覚、気持ちを醸成することが必要なと思っております。財政も厳しい中でございますけれども、国の優遇されている措置、そういうものを十分に活用して、そしてこの町の将来に向かって、将来の子供たちのために投資をしていくことが必要かと思っております。

見直すべき点は見直して、無駄をなくして、そしていかに将来のために投資をしていくかというものが私たちの考えでございますので、この点につきましても議員の皆様のご理解をいただいてさらに進めてまいりたいと思います。

○議長（一場明夫君） 4番、重野議員。

○4番（重野能之君） 自分はやはり、かぶりますけれども、やはり若い世代の所得が減っている、そして今まで、というか現在も若い世代の、特に安定雇用というのが奪われている状況であります。そういった中でやはり公務員という、そういったところに雇用一つでも、雇用をふやすという意味でも、これは国の政策になってしまうんですが、ふやしていくべき、そして給与も率先して民間をいい意味で引っ張っていく、そういう意味では引き上げていくべきだと、そこは議員とは別であるというふうに考えております。

そして、最後に質問させていただきたいんですが、中・高校生議会が行われました。今まで、なかなかこういった議会であったり、あるいは何か大きな問題があったとき、こういったときに役員の方々とか、一部のこれ保護者なんですけれども、保護者の方というのはどうしても、子供じゃなくて保護者の意見というのは、なかなか何かの問題が発生したときであったり、あるいはどうしても会長さん、副会長さんとかそういった役員の方に何となく限られてきたような気がするんですけれども、そこら辺、幅広く保護者の方々の意見、そういったものを聞くという意味で、例えば来ていただくんじゃなく出向いて、保護者の方々との対話集会であったり、そういったものをぜひ、きめ細かく実施していくようなことができればいいんじゃないのかなというふうに思うんですが、いかがでしょうか。

○議長（一場明夫君） 町長。

○町長（中澤恒喜君） 中・高生議会開催をいただきまして、本当に有意義な議会であったと

思っております。特に中学生の議会のところで中学生から出たご意見で、吾妻ふるさと大橋にイルミネーションをして活性化をしたらどうかというふうな提案もありました。非常に今のお話の夢や希望につながるものかなというふうに思っております。

また、中学生が給食費の無料化についてご質問をいただいたということでございまして、これは昨日の給食費の無料化のご可決をいただいたものにつながったのかなというふうに私自身思っております。

こういった議会、議員ご質問の保護者の皆さん、PTAの皆さん、あるいは農業団体の皆さんとか、商工団体の皆さんとかそういった皆さんに来ていただいたの議会というものを、今後は考えられるかと思っておりますので、その点をできるものはやっていきたいと考えておるところでございます。

○議長（一場明夫君） 以上で重野能之議員の質問を終わります。

これをもって町政一般質問を終わります。

○議長（一場明夫君） お諮りいたします。会議規則第45条の規定に基づき、本会議の結果、その条項、字句、数字その他整理を要するものについては、その整理を議長に委任されたいと思います。

これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（一場明夫君） 異議なしと認めます。

したがって、条項、字句、数字その他の整理は議長に一任することに決定いたしました。

○議長（一場明夫君） お諮りいたします。本定例会に付された事件は全て終了いたしました。

したがって、会議規則第7条の規定により、本日をもって閉会にしたいと思います。

これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（一場明夫君） 異議なしと認めます。

したがって、本定例会はこれをもって閉会することに決定いたしました。

これをもって本日の会議を閉じます。

◎町長挨拶

○議長（一場明夫君） 閉会の前に、町長の挨拶をお願いいたします。

町長。

（町長 中澤恒喜君 登壇）

○町長（中澤恒喜君） 平成29年第4回定例会の閉会に当たりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

去る5日に開会をされました今期定例会におきましては、議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例を初め、条例関係16件、平成29年度東吾妻町一般会計補正予算を初め、予算関係6件、訴えの提起について、その他関係2件を提案させていただき、ご議決をお願いしたところでございます。しかしながら、原案の否決、原案に対する修正や多岐にわたるご意見などの具申がございました。今回の結果を真摯に受け止め、今後の町政を執行する中で生かしていく所存でございます。

議員の皆さんには、この1年町民の代表として重責を果たされ、重大なご尽力をいただきましたことに深く敬意を表するとともに、心から御礼を申し上げます。

これから寒さも一段と厳しさを増してまいります。議員皆様におかれましても年末のお忙しい時期、健康にご留意され、輝かしい新春を迎えてくださいますよう、ご祈念申し上げます。閉会の挨拶といたします。

まことにありがとうございました。

◎議長挨拶

○議長（一場明夫君） 閉会に際して、ご挨拶を申し上げます。

平成29年第4回定例会は、12月5日から本日まで10日間にわたり開催され、執行部提案の条例や条例に対する修正動議、平成29年度補正予算、その他の議案について終始熱心にご

審議をいただきました。町政一般質問には6人が立ち、ここに終了することができました。

また、今期定例会からは議事日程に委員長報告についてを加え、各委員会の委員長から開会中、閉会中の審査、調査について原則として報告していただくことにもなりました。

10日間にわたる会期中、格別なるご精励をいただきました議員各位、また諸般にわたりご協力をいただきました執行部の皆様に、心からお礼を申し上げます。

会議の中の発言には、町政を執行するに当たり、参考になるものがあったかと思います。庁舎建設や行財政改革、子育て支援などを町民の皆さんは大きな関心と期待を寄せられておりますので、その声に応えられるような新年度予算が編成されるものと期待しています。

ことしも残り少なくなりました。これからは寒さも増してまいります。健康や事故に十分ご留意され、輝かしい新年に期待を託しながら、ご家族ともどもよい年を迎えられますことをご祈念申し上げまして、閉会の挨拶といたします。

◎閉会の宣告

○議長（一場明夫君） 以上をもって、平成29年第4回定例会を閉会いたします。

大変お疲れ様でした。

（午前10時52分）

地方自治法第123条の規定により下記に署名する。

平成 年 月 日

東吾妻町議会議長 一場 明 夫

署名議員 青 柳 は る み

署名議員 須 崎 幸 一

署名議員 浦 野 政 衛